

令和5年3月定例会 目次

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出欠席議員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
事務局職員出席者	5
会期日程表	6
開 会	7
開 議	7
議会報告 議会運営委員長報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
施政方針の表明	8
承第1号及び承第2号の計2件	26
提案理由説明 市 長	26
質 疑	26
採 決	26
選第1号 南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙について	27
採 決	29
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
提案理由説明 市 長	29
質 疑	29
採 決	30
議第14号から議第24号まで計11件	30
提案理由説明 市 長	30
総括質疑	31
議案付託表	32
議第1号から議第13号まで計13件	33
提案理由説明 市 長	33
予算特別委員会の設置について	35
議案付託表	36
(予算特別委員長報告)	
議第1号から議第5号まで計5件	37
質 疑	37

討 論	37
採 決	37
散 会	39

令和5年3月9日（木曜日）

議事日程第2号	41
本日の会議に付した事件	41
出欠席議員氏名	42
説明のため出席した者の職氏名	43
事務局職員出席者	43
一般質問表	44
開 議	61
一般質問	61
山口裕昭議員	61
1. コロナ禍からの復興について	61
2. 頻発する豪雨災害への備えについて	62
島津善衛門議員	71
1. マイナンバーカード普及とマイナンバーの活用促進	72
2. 中学校の運動部活動の地域移行	73
片平志朗議員	81
1. 自然環境の生態系を豊かにするために	82
2. これからのコミュニティ施策について	82
板垣致江子議員	90
1. 南陽市の観光について	90
2. 地域生活支援拠点の整備について	91
散 会	99

令和5年3月10日（金曜日）

議事日程第3号	101
本日の会議に付した事件	101
出欠席議員氏名	102
説明のため出席した者の職氏名	103
事務局職員出席者	103
開 議	104
一般質問	104
山口正雄議員	104
1. 中学校部活動の地域移行について	104
佐藤 明議員	114

1. 新型コロナ感染対策と今後の対応について	114
高橋一郎議員	122
1. オンデマンド型タクシーによる準公共交通機関システムの構築	123
2. NTT東日本（電気通信事業者／指定公共機関）との連携による防災体制の構築	124
高岡亮一議員	132
1. 戦争犠牲者の慰霊を今後どう考えるか	132
2. コロナ禍の現況について	134
散 会	140

令和5年3月20日（月曜日）

議事日程第4号	141
本日の会議に付した事件	142
出欠席議員氏名	143
説明のため出席した者の職氏名	144
事務局職員出席者	144
開 議	145
議会報告 議会運営委員長報告	145
（総務常任委員長報告）	
議第14号から議第23号まで計6件	145
質 疑	147
採 決	147
（文教厚生常任委員長報告）	
議第18号から議第22号まで計4件	147
質 疑	148
採 決	148
（産業建設常任委員長報告）	
議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について	149
質 疑	149
採 決	149
（予算特別委員長報告）	
議第6号から議第13号まで計8件	149
質 疑	150
採 決	150
（追加議案）	
発議第1号 南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の設定について	153
提案理由説明	山口正雄議員
	153

質 疑	153
採 決	153
市長挨拶	153
閉 会	154

令和5年3月定例会 予算特別委員会 目次

令和5年3月2日（木曜日）

出欠席委員氏名	155
説明のため出席した者の職氏名	156
事務局職員出席者	156
本日の会議に付した事件	157
開　　会	157
議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第14号）	157
採　　決	157
議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	158
採　　決	158
議第3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）	158
採　　決	158
議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	158
採　　決	159
議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）	159
採　　決	159
散　　会	159

令和5年3月14日（火曜日）

出欠席委員氏名	161
説明のため出席した者の職氏名	162
事務局職員出席者	162
本日の会議に付した事件	163
開　　議	163
議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算	163
採　　決	201
議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算	201
採　　決	201
議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算	202
採　　決	202
議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算	202
採　　決	202
議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算	202
採　　決	203

議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算	203
採決	203
散会	204

令和5年3月15日（水曜日）

出欠席委員氏名	205
説明のため出席した者の職氏名	206
事務局職員出席者	206
本日の会議に付した事件	207
開議	207
議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算	207
採決	209
議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算	209
採決	212
閉会	212

令和5年3月定例会

南陽市議会会議録

(第408号)

南陽市議会事務局

令和 5 年 3 月 2 日（木曜日）

本 会 議

令和5年3月2日（木）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和5年3月2日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針の表明

日程第 5 承第 1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承第 2号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 選第 1号 南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 議第 14号 南陽市個人情報保護に関する法律施行条例の設定について

日程第 10 議第 15号 南陽市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

日程第 11 議第 16号 南陽市企業版ふるさと納税基金条例の設定について

日程第 12 議第 17号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議第 18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 14 議第 19号 南陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議第 20号 南陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議第 21号 南陽市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議第 22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議第 23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第 19 議第 24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議第 1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第 21 議第 2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 22 議第 3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 23 議第 4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 24 議第 5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 25 議第 6号 令和5年度南陽市一般会計予算
- 日程第 26 議第 7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 27 議第 8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算
- 日程第 28 議第 9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算
- 日程第 29 議第 10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算
- 日程第 30 議第 11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議第 12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算

日程第 32 議第 13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算

日程第 33 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 34 議第 1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)

日程第 35 議第 2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 36 議第 3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 37 議第 4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 38 議第 5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	青木勲	代表監査委員
細川英二	監査委員事務局長	安部浩二	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

初めに、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から今年で12年を迎えることになるわけですが、会議に先立ちまして、犠牲になられました方々に衷心より哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立ください。

黙禱、始め。

〔黙 禱〕

○議長 お直りください。

御着席願います。

去る2月22日告示になりました令和5年南陽市議会3月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

### 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年3月定例会の運営について、去る2月27日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、承認案2件、選挙1件、諮問案1件、条例その他議案11件、予算案13件の計28件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から3月20日までの19日間と決した次第であります。

この19日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、承認案2件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙につきましては、議長による指名推選で行うことといたしましたので、御了承願います。

次に、諮問案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案その他議案11件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後に、所管の常任委員会付託といたしました。

次に、予算案13件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ御審査くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、予算特別委員会に付託になります予算案のうち、補正予算案5件につきましては、本日の本会議の休憩中に委員会の開催をお願いし、

審査くださるようお願い申し上げます。

また、一般質問であります。通告議員は8名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、6番高橋一郎議員、9番片平志朗議員の両議員を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より20日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より20日までの19日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、

氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 施政方針の表明

○議長 日程第4 施政方針の表明であります。

白岩孝夫市長に令和5年度施政方針の表明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長

○議長 市長の施政方針の表明が終わりました。

~~~~~

日程第5 承第1号及び

日程第6 承第2号の計2件

○議長 次に、日程第5 承第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについて及び日程第6 承第2号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについての承認案2件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました承第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについて及び承第2号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについての承認案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正の内容は、市議会にタブレット端末を導入し、ペーパーレス化とICT環境を整備するための議会ICT環境整備事業費の追加、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている夜間営業の飲食店を支援し、消費を喚起するための夜間飲食店応援キャンペーン事業費の追加であり、財源につきましては、国庫支出金及び基金繰入金で措置いたすものでございます。

次に、承第2号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正の内容は、穀物価格の上昇に伴い、配合飼料や輸入粗飼料の価格が急騰したことにより、厳しい経営状況にある畜産農家を支援するための配合飼料高騰対策緊急支援事業費補助金の増額及び酪農粗飼料価格高騰対策事業費補助金の追加であり、財源につきましては、国庫支出金で措置いたすものでございます。

以上、承認案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております承第1号及び承第2号の承認案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第1号及び承第2号の承認案2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、承第1号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第1号は承認することに決しました。

次に、承第2号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第2号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第2号は承認することに決しました。

~~~~~

**日程第7 選第1号 南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙について**

○議長 日程第7 選第1号 南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

○議長 市選挙管理委員及び補充員の任期は、本年4月21日をもって満了するため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員4人、補充員4人の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。南陽市選挙管理委員及び補充員の選挙は、議会運営委員長報告に基づき、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、南陽市選挙管理委員及び補充員は、議長において指名推選することに決しました。

それでは、私から指名人の名前を申し上げます。

南陽市選挙管理委員に竹田 進さん、鈴木和也さん、門間利行さん、石岡要蔵さん、同補充員に第1順位稲月一雄さん、第2順位相澤淳子さん、第3順位山口智恵美さん、第4順位對間隆昌さんを指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました8名の方をそれぞれの当選人と決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、南陽市選挙管理委員に竹田 進さん、鈴木和也さん、門間利行さん、石岡要蔵さん、補充員に第1順位稲月一雄さん、第2順位相澤淳子さん、第3順位山口智恵美さん、第4順位對間隆昌さんが当選されました。

ただいま南陽市選挙管理委員及び補充員に当選されました8名の方につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、別途文書をもって当選の告知をいたします。

~~~~~

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本委員のうち2名が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任2名を適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問第1号は討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、これを同意いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は同意することに決しました。

~~~~~

### 日程第 9 議第 14号から

#### 日程第 19 議第 24号まで計 11件

○議長 次に、日程第9 議第14号 南陽市個人情報保護に関する法律施行条例の設定についてから、日程19 議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでの議案11件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第14号 南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定についてから議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでの議案11件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第14号 南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を設定するものでございます。

次に、議第15号 南陽市職員の高齢者部分休

業に関する条例の設定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業制度の導入について必要な事項を定めるため、条例を設定するものでございます。

次に、議第16号 南陽市企業版ふるさと納税基金条例の設定について申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税制度に基づいて寄附された寄附金を、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、基金設置の条例を設定するものでございます。

次に、議第17号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、温泉受給者の名義変更の届出を受けて、温泉受給者の名義を一部変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正並びにこども家庭庁設置法の施行等に伴う所要の規定整備のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第19号 南陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正並びにこども家庭庁設置法の施行等に伴う所要の規定整備のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第20号 南陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定整備のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第21号 南陽市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、南陽市文化会館における施設運営をより効率的に行うため、開館時間及び休館日を規則に委任するよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正により、市が支給する出産育児一時金の額を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第23号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更について申し上げます。

本案は、置賜定住自立圏の形成に伴い、令和4年度をもって計画期間の満了を迎える第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画の次期計画を策定しないことのほか、規定を整備するため規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、御提案申し上げます。

次に、議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、施設の指定管理者を議案書記載のとおり指定したいので、御提案いたすものでございます。

以上、条例案等11件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案11件について、総括して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案11件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長 　ただいま議事の途中ではありますが、  
暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時56分　休　憩

---

午前11時10分　再　開

○議長 　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第20 議第 1号から

日程第32 議第13号まで計13件

○議長 　日程第20 議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第14号）から、日程第32 議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算までの補正予算案5件及び令和5年度予算案8件の合わせて予算案13件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 　ただいま上程されました議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第14号）から、議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算までの予算案13件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第14号）について申し上げます。

補正の主な内容は、フラワー長井線経営支援事業費の追加、自立支援給付費に係る利用実績の増加に伴う障害福祉サービス費等の増額、国県支出金を財源とする各種事業の額の確定に伴う所要の補正、置賜広域行政事務組合負担金、置賜広域病院企業団負担金の整理などでございます。

また、年度内に完了することができない議会

ICT環境整備事業費などを明許繰越しするほか、地方債の変更をいたすものであります。財源につきましては、国県支出金、基金繰入金などで措置いたすものでございます。

次に、議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の主な内容は、事業勘定において保険基盤安定繰入金の額の確定による歳入の補正、それに伴い国民健康保険事業費納付金、基金積立金を整理するほか、普通交付金償還金の補正を行うものでございます。

次に、議第3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、介護給付基金積立金及び国県支出金還付金等の補正を行うものでございます。財源につきましては、基金積立金利子で措置いたすものでございます。

次に、議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものでございます。

次に、議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の増減はなく、資本的収支について、国の交付金を財源とする雨水函渠整備事業の額の確定に伴う企業債と補助金の補正と、工事費の補正を行うものでございます。

続きまして、令和5年度の各会計予算について申し上げます。

初めに、議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を169億2,200万円とし、前

年度当初比6.2%の増といたしました。

歳入であります。市税については、法人市民税が原材料費や電気料金の高騰の影響から前年を下回ると見込んでおりますが、その他の税目は堅調に推移し、固定資産税も新增築家屋などの伸びが見込まれることから、市税全体で0.9%の増としております。

地方交付税については、地方財政対策及び前年度の交付実績などを勘案し、前年当初予算比で1.2%の増としております。

また、ふるさと納税寄附金を前年同額と見込んだほか、財政調整基金繰入金をはじめとする繰入金により調整を図ったところでございます。

歳出につきましては、第6次南陽市総合計画に掲げた将来都市像である「つながり つどう 縁結ぶまち 南陽」を実現するため、ポストコロナ時代において地域活力を想像し、持続的な社会の発展につながる事業に対して重点的に予算措置を行い、市民の暮らしと安心を守り、生活に直結する事業を最重要施策に位置づけて予算編成を行ったところでございます。

その結果、市民課窓口のデジタル化推進事業などのDX推進事業による物件費の増額、市道六角町富貴田線事業費の増額、宮内地区交流センター整備工事、公共施設の照明器具LED化工事などの普通建設事業費の増額により、予算総額を9億9,200万円増額したところでございます。また、歳入に占める一般財源は、普通交付税や財政調整基金繰入金が増加したことにより104億1,622万8,000円と、前年度と比較して2億1,976万7,000円の増で編成したものでございます。

なお、主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

次に、議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を事業勘定で33億5,120万5,000円、直営診療施設勘定で220万6,000円、

合わせて33億5,341万1,000円とし、前年度当初比0.4%の増といたしました。

次に、議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を1億2,878万4,000円とし、前年度当初比17.3%の増といたしました。

次に、議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を341万9,000円とし、前年度当初比16.9%の減といたしました。

次に、議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を37億3,238万1,000円とし、前年度当初比0.2%の増といたしました。

次に、議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を4億2,439万1,000円とし、前年度当初比10万9,000円の減といたしました。

次に、議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支予算は、収入総額を8億1,849万6,000円、支出総額を8億500万2,000円といたしました。資本的収支予算は、収入総額を6,104万4,000円、支出総額を3億8,067万4,000円とし、収支不足額は損益勘定留保資金などで補填いたすものでございます。

次に、議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支予算は、収入総額を10億7,911万3,000円、支出総額を11億165万2,000円といたしました。資本的収支予算は、収入総額を9億7,846万7,000円、支出総額を13億5,494万2,000円とし、収支不足額は損益勘定留保資金などで補填いたすものでございます。

以上、予算案13件につきまして一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。
お諮りいたします。質疑は予算特別委員会
において行うこととし、この際、質疑を省略いた
したいと思いますが、これに御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この
際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

### 日程第33 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第33 予算特別委員会の設置を議  
題といたします。

お諮りいたします。議第1号から議第13号ま  
での予算案13件を審査するため、議長を除く全  
員をもって構成する予算特別委員会を設置いた  
したいと思いますが、これに御異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長  
を除く全員をもって構成する予算特別委員会を  
設置することに決しました。

議第1号から議第13号までの予算案13件は、  
ただいま設置いたしました予算特別委員会に付  
託いたします。

予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催  
し、審査願います。

○議長　なお、補正予算案5件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前11時21分　休　憩

午前11時50分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第34　議第1号から

日程第38　議第5号までの計5件

○議長　日程第34　議第1号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)から、日程第38　議第5号　令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)までの補正予算案5件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　殿岡和郎議員。

[予算特別委員長　殿岡和郎議員　登壇]

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、令和4年度各会計補正予算5件及び令和5年度の各会計当初予算8件であります。

本日は、このうち令和4年度補正予算5件について審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第1号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)

議第2号　令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第3号　令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第4号　令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第5号　令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

以上、補正予算5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第1号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)から、議第5号　令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)まで補正予算案5件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第5号まで補正予算案5件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。


~~~~~

**散 会**

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方も願います。

どうも御苦勞さまでした。

午前11時54分 散 会

令和 5 年 3 月 9 日（木曜日）

本 会 議

令和5年3月9日（木）午前10時00分開議



**議事日程第2号**

令和5年3月9日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第2号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                          |           |                        |
|---------|--------------------------|-----------|------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                      | 大 沼 豊 広   | 副 市 長                  |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                  | 嶋 貫 憲 仁   | みらい戦略課長                |
| 佐 野 毅   | 情報デジタル<br>推 進 主 幹        | 高 橋 直 昭   | 財 政 課 長                |
| 矢 澤 文 明 | 税 務 課 長                  | 高 野 祐 次   | 総 合 防 災 課 長            |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                  | 尾 形 久 代   | 福 祉 課 長                |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長           | 嶋 貫 幹 子   | ワ ク チ ン 接 種<br>対 策 主 幹 |
| 島 貫 正 行 | 農 林 課 長                  | 寒 河 江 英 明 | 農 村 森 林 整 備 主 幹        |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長              | 川 合 俊 一   | 建 設 課 長                |
| 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長              | 大 室 拓     | 会 計 管 理 者              |
| 長 濱 洋 美 | 教 育 長                    | 鈴 木 博 明   | 管 理 課 長                |
| 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長              | 山 口 広 昭   | 社 会 教 育 課 長            |
| 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 細 川 英 二   | 監 査 委 員 事 務 局 長        |
| 安 部 浩 二 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |           |                        |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 江 口 美 和 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は8名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

#### 山口裕昭議員質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。

今年の冬は雪も少なく、穏やかな日が続きました。市役所南側の雪の山は見る見るうちに小さくなり、また例年より気温の高い日が続いているため、杉花粉も多く舞っているようですが、桜の開花には、2月1日以降の最高気温の合計が600度を超えると桜が開花するという600度の

法則がありますので、今年は烏帽子山公園の桜を例年より早く見られるかもしれません。

今年は、コロナ感染症の社会的取組が変わっていくこととなりますので、春の烏帽子山公園には以前のにぎわいが戻ってくる日を待ち遠しく感じているところです。

それでは、通告した内容について質問を行いたいと思います。

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会活動の停滞から3年以上が経過し、政府ではようやく、新型コロナウイルス感染症分類で2類相当から季節性インフルエンザと同じレベルの5類相当へ変更することを5月8日に行うと発表いたしました。

この決定を受け、社会活動は、今後急速にウィズコロナへと向かい、コロナ禍以前の生活を取り戻す方向に動き出すと考えられるわけですが、その一方、3年間の停滞は、社会活動に様々な影響を及ぼしており、たやすく従来の社会状況を取り戻すことは困難であるとの声が市民からよく聞かれるようです。

市民が自主的な努力により、従来の社会活動を再開させていくことが基本であることはもちろんではありますが、コロナ禍により一度毀損された社会活動を復活させることは、非常に難しく、関係各所では頭を悩ませる状況が続いているようです。

コロナ感染症による社会的な閉塞感からの脱却を進めなければならない来年度にこそ、行政としてこのような状況について喫緊の対策が必要であるとの観点から、次の質問を行います。

（1）市主催のイベント活動の状況について。

①市ではコロナ禍以前に観光やスポーツなど、多種多様なイベント活動を行い、交流人口の拡大や地域活性化に寄与してきたと思いますが、2019年12月からの3年間で、通常どおり行われたイベントと、規模を縮小して開催したイベント、また、完全に休止しているイベントなどの

実数を正確に把握しているでしょうか。

②4月以降、様々な活動をコロナ禍以前の状況に戻していくと考えますが、その際どのような優先順位を設けて再開していくのでしょうか。

(2) 地域主導のイベント活動の状況について。

地域のイベント活動については、3年間の停滞を経て、深刻な担い手の不足や運営方法に関する継承の断絶でコロナ禍以前と同じような活動を行うことは困難ではないかとの声が多く聞こえます。

このような声に対し、市として対応、検討はしているでしょうか。

次に、頻発する豪雨災害への備えについて伺います。

昨年8月に、県内は大変な豪雨災害に見舞われ、近隣の川西町や飯豊町では、特に大きな被害が発生しました。

一方で、本市においては、ここ数年間にわたる吉野川や織機川の河川改修の効果もあり、大きな被害は発生しなかったようです。

しかし、その一方で、内水の氾濫についての対応は、まだ道半ばとの印象が大きいように思います。特に、旧国道13号線付近から東側の柵塚から白竜湖にかけての一带や、以前から指摘している上無川が最上川に合流する露橋・宮崎地区から関根地区などの下田橋にかけての一带では、雨量が増えるたびに内水の氾濫が危惧され、住民が自主的避難を行ったり地元の消防団がその都度水防活動を行うなど、大変な苦勞をされている状況が続いています。

避難をされる方の中には、多くの高齢者の方や子供たちが含まれており、その精神的な負担は、まさに察するにあまりある状況です。

このような状況は、市長がよく口にされる、市民の安全・安心な生活を守るとの観点から鑑みても、早急な改善が必要だと考えます。

以上の事柄を踏まえ、次の質問を行います。

(1) 吉野川、織機川の河川改修が進み、河川の上流域での流下能力が向上した状況で下流域をそのままにすれば、下流域に問題が移行することは自明の理だと思われま。このことは、以前にもこの場で何度か発言させていただいた経緯があるはずだと思いますが、市では河川を管理する県に、下流域の河川改修をどの程度働きかけている実績があるのでしょうか。

(2) 以前から予算委員会などの場で、上無川周辺の治水に関して、複数回にわたり問題を提起しているはずですが、本市として今までどのような対策を行っていただいているのでしょうか。

(3) 旧国道13号線の東側は、以前から内水の氾濫が起きやすい地域で、大雨が降るたびに冠水被害に悩まされる状況ですが、今まで市では具体的にどのような対策を行ってきたのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、コロナ禍からの復興についての1点目、市主催のイベント活動の状況のイベントなどの実数把握についてでございますが、市主催及び実行委員会を組織して開催したイベントについて申し上げます。

観光の主なイベント、赤湯温泉桜まつり、ワインフェスティバル、バラまつり、スカイフェスティバル、菊まつり、雪灯かりまつりの6件については、令和2年度は、開催中止が4件、規模縮小での開催が2件、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況により、直前での開催中止が2件、感染症対策を行いながらの開

催が4件、令和4年度は、飲食をメインに行うワインフェスティバルは開催中止としたものの、5件のイベントは通常開催となっております。

スポーツイベント、さわやかワインマラソン大会については、令和2年度及び3年度は開催中止、令和4年度は通常開催となっております。

次に2点目、4月以降のイベント再開についてでございますが、3年間開催できなかったワインフェスティバルを含めて、先ほど申し上げた全ての事業について、通常開催の方向で検討していると伺っております。

次に、地域主導のイベント活動の状況についてでございますが、例年、各地区におきまして、お祭りや子供会行事等、従来、地域コミュニティの礎をなしてきたイベントが、ここ3年に及ぶコロナ感染症の拡大によって数多く中止に至っております。

一方、コロナ感染症対策を行い、今までの活動内容に工夫を凝らして開催している事例もまた耳にしております。公民館事業につきましては、運動会や盆踊り、文化祭をはじめとして中止された事業は数多くありますが、御指摘いただいた3年のブランクを踏まえ、現状に合った転機とすべく、検討が進んでおります。

中でも運動会につきましては、各地区長会や実行委員会にて、来年度開催に向けた課題の洗い出しと改善案について御議論いただいているところでございます。

コロナ感染症に対する制限も緩和されようとしている折、今までの運営方法を変え、または慣例を一度見直すなど、新しい手法やアプローチによるコミュニティの形成も、今後継続していくための対策の1つと考えております。

これまで実施してきた活動の趣旨を十分尊重するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた地域イベントの新たな在り方について、市民の皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

次に、頻発する豪雨災害への備えについての御質問の1点目、河川を管理する県への働きかけについてでございますが、本市では、南陽市重要事業として、県が置賜圏域河川整備計画に基づき事業を進めている吉野川の下流域のJR山形新幹線橋梁から金山の原橋までの13.1キロメートル区間における、流下能力向上のための築堤、引堤、河道掘削について、計画に沿った事業の促進を要望しております。

織機川においては、延命橋下流から最上川合流地点までの河道内堆積土砂のしゅんせつ及び支障木伐採の早期事業化について要望しており、織機川と最上川の合流地点については、昨年度から国及び県において、堆積土砂のしゅんせつ及び支障木の伐採を進めていただいております。

また、置賜管内の最上川沿線市町で構成する最上川上流置賜地区改修促進期成同盟会では、国土交通省に対して、最上川の治水安全バランスを踏まえた流域治水事業の推進を要望しており、本市からは、流下能力向上のための河道掘削の推進について要望しております。

なお、流域治水の取組として、織機川流域の漆山地区において、県営事業として実施中の基盤整備事業の中で、水田の落水量を調整する装置を設置し、田んぼダムの取組を進めていただいております。現在まで、23.8ヘクタールの水田で設置が進んでおり、今後、残る24.4ヘクタールの圃場整備でも実施する計画であると聞きしております。

次に2点目、上無川周辺の治水対策についてでございますが、県の上無川の治水対策として、令和2年度に、県道南陽川西線愛露橋上下流区間のしゅんせつと支障木の伐採撤去を実施していただき、また、令和4年度からは、河川流下能力向上・持続化対策事業として、上流部の西落合まで支障木の伐採撤去を進めていただいております。

次に3点目、旧国道13号東側の内水氾濫対策



についてでございますが、白竜湖周辺は地盤が低く周囲から水が集まる地形となっており、流下先の吉野川の水位が上がると、そこに至るまでの用排水路の水位が上昇して冠水が広がり、水が抜けにくいといった特性があります。

このような中で、赤湯から高畠町時沢に至る市道川尻線の金沢、松沢地区までの区間については、これまで雨による道路冠水で度々通行止めとなっていることから、市では、今年度から令和6年度までの3か年事業で道路のかさ上げ工事を進めております。

また、国道13号大橋の上流に位置する吉野川と屋代川の合流地点にある大橋堰について、令和4年度から県による揚水機場工事が行われており、また、現在工事中の大橋仮設橋梁の撤去や、この後に計画されている土場橋までの河道掘削により、吉野川とその支川である屋代川や横堀排水路の水位が下がり、市街地の浸水被害が軽減されるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 それでは、最初にイベント関係の内容についてお伺いいたします。

先ほども観光関係とかスポーツ関係で、中止していたものが少しずつ再開しているという話もお話伺いました。これ、中止されていたものがこれからもう一回再開する場合に、質問の中にもあったんですけども、市の場合はいいいんですけれども、コミュニティ、各地区でやっているものに関しては、ノウハウの断絶ですとか、そういう部分があって、なかなか継続して続けることができないような状況が起きているような感じなんです。

質問内容にもあったように、それは地域でやっていることなので、市がどうこう言うことじゃないでしょうという部分も、当然分かるんで

す。

ただ、それについて、なかなか一遍止まっちゃうと世代も進んでしまいますし、3年間止まっちゃうと、3年分の世代が進んでしまうわけですよ。続けていると、続けている間に少しずつ時代のニーズに変えていくことも可能なんですけれども、3年止まっちゃうと、そこでなかなか難しくなっちゃうという部分もあると思います。どうしても、地区だけの努力では何ともできない部分もあると思うので、その辺について、少しでもいいので、行政のほうで関わることができないのかなというのが今回の質問の趣旨の1つなんですけれども、それについてはちょっと何か前向きな考えはないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 山口議員御指摘の件については、ほかの議員の方からも、これまで御指摘をいただいていることでありまして、3年間という時間の長さは、皆さんが大変な時間であったという認識を抱いているものというふうに思っております。

もともと高齢化していた地域において3年間、皆さんが年齢を加えられたわけで、その間、次の世代への継承ができなかったということについては、大変大きな課題だと認識しております。

その上で、先ほども申し上げましたけれども、このブランクを踏まえて、現状に合った転機とすべく検討が進んでいると、こういうふうに聞いております。

市として何ができるのかということについては、まだ明確な答えは申し上げられない状況ではありますが、地域の方のお声を伺いながら、市としてできることが何かあるかどうか、今後考えてまいりたいと思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 話があちこちになって申し訳ないんですけども、例えばですけども、よ

く言われているのが、3年間やらなかったこと  
によって、いろんなノウハウがなくなってしま  
ったというのがまず一番なんです。それは、例  
えば地域の公民館単位ですと、行事に対するマ  
ニュアル化というのが進んでいると思うんです  
ね。市役所でもそうだと思うんですけども、  
いろんなものをやるときに、マニュアルがあっ  
て手順が全部書いてあると。こういう形で、こ  
ういう時期にこういう会議を開催して、それで  
そこからいろんなものを展開してくとか、どこ  
にどういうものを頼んで、どういうものを使っ  
て、どういう形をすとか、そういう形のマニ  
ュアルが必ずあるはずなんです。

ところが、やっぱりなかなかコミュニティ単  
位になってくると、そこまでやっていないとこ  
ろのほうが多いんです。そこまで行政でやるの  
が難しいのは分かるんですね。

私としては、そういうノウハウを何とかして  
コミュニティのほうに下ろすことができないの  
かなというところなんです。例えば、社会教  
育課でもいいですし、各地区の公民館等で持っ  
ているノウハウ、運営ノウハウを例えば開示し  
て、公民館としてはこういう形でやっています  
よと、やり方分からないのであれば、この  
のを参考にして、おたくの地区でもこういうマ  
ニュアルつくったらどうですかみたいな感じの  
運動とか流れをつくってあげれば、各地区  
のコミュニティのほうでも、そういう運営のほ  
うがうまくできるようになるのかなと思ったの  
で、そういうことができないのかなということ  
で、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですけ  
れども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今の御質問の御趣旨は、第1に、各地  
区公民館において、公民館が持っているノウ  
ハウをさらに細かい地区に下ろすことができ  
ないかということだと思っておりますので、  
具体的な答弁

は担当課長から申し上げますけれども、でき  
るんじゃないかなというふうに思いますので、  
細かいところは、担当課長から答弁いたさせ  
ます。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 御質問にお答えしたいと存  
じます。

ただいま御提案いただいた内容であります  
けれども、やっぱり3年のこのコロナ禍を  
経てということで、各公民館行事、それ  
から地域のコミュニティである様々な  
行事、こういったものが中止になってきた  
ということについては、本当に大きな  
損失だったなというように私どもも考  
えております。

その中でこの令和4年、今年度であり  
ますけれども、社会教育課本体事業、  
それから公民館の主催イベント事業、  
こういったものについては、相当数、  
戻ってきておりまして、私どもの  
統計ですと、令和4年、今年度の  
公民館のイベント事業については、  
ほぼ8割強は実施しているという  
ような状況の統計を得ております。

そのような状況も踏まえまして、先  
ほど市長答弁にもございましたと  
おり、今までの慣例を一旦見直す  
時期ではあるというようなことを  
考えてございまして、運動会なり  
様々なところについては、議論を  
深めているところでございま  
すけれども、御提案の趣旨につ  
いても、各公民館長等と意見を  
交わしながら、そういった御趣  
旨の内容については共有してまい  
りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ぜひその辺共有して  
いただいで、いろんな活動が  
継続できるようになればいい  
なと思いますので、お願いし  
たいなと思ます。

それでですけれども、今、公民館  
活動とか地域の活動についても  
話したんですけれども、そ

れ以外にも、市のほうで行ったイベント等についてもそうなんですけれども、この3年間、先ほどの中止になっている部分が少しずつ戻ってきていると。あとは規模縮小というのもあったよという話があったんですけども、市のイベントについても、各地区でやっているものについても、全て全体的にですけれども、この3年間でやらなかったことによって、言い方は悪いですけども、やめるチャンスもあるとは思っています。

実績の上がらなかったもの、例えば、集客が少なかったとか、例えば、アンケート等も取っていらっしゃると思うんですけども、そこで反応が悪かったものとか、今までどうしても継続してやっていると、なかなかやめることはできないと思うんですけども、3年間ほど停滞して、今までの形でやらなかったということで、やめる場合にはやめるチャンスなんじゃないかなと。例えば、刷新するすごいチャンスかなと。これは本当にピンチをチャンスに変える一番いい時期なんじゃないのかなと思うんですね。

ここでもう一回、いろんなものを考え直して再構築というか、スクラップ・アンド・ビルドで、一旦、必要ないものは、必要ないというか、あんまり効果も見られないものは、やめてしまって、今後もっと効果の見られるものとか、時代に即したものに変わっていくのもいいんじゃないのかなと思うんですけども、それについてはどんなふうにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今の議員の御指摘につきましては、一般論としてお答え申し上げますけれども、こういったコロナ感染症という、今生きている人間が経験したことがないような状況を踏まえて、改善すべきは改善する、その契機として、今後さらに持続的に地域が発展するように見直すことは見直すということについては、あるべき考

え方だというふうに思っております。

ただ、この話でよくあるのは、個別具体論になると非常に難しいという現実もございますので、何の事業について効果がないと特定するか、そういったことについては非常に慎重に考えないと、いろいろと難しい状況も惹起してしまうのかなというふうに思いますので、その辺のことについては、議会の皆さんともよく意見をすり合わせながら、これについては見直したらいいんじゃないかというような声もいただきながら、当局としては、今後の在り方を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 その辺の考え方については、私思うんですけども、数字でいいと思うんですね。数字はうそつかないもので、市のほうでも、いろんなデータ、統計等を取っていると思えますし、どのような数字でどのような数字が表れているかというのを見てみれば、どの事業を続けるべきなのか、これはやめたほうがいいのかというのは、おのずから出てくるとは思うんです。

実際、そこに感情が入ってしまうと、なかなか難しい問題になっちゃうので、まずはその感情を排除して、その数字でまず見て、必要か必要でないかというのは、最終的には市長が判断することでしょうから、その部分については、ある程度その数字を基に絞り込みをしたほうがいいのではないのかなと。

例えば、この3年間でいろんな世代が変わったというのもありますし、生活のスタイル等も昔に比べると変わっているんですね。勤務形態とかも、朝から仕事に行って、夕方5時、6時で仕事が終わって、うちに7時前に帰ってきて、土日が休みでという人ばかりじゃないわけです。2交代、3交代で、土日も関係なくシフトが回っている方もいっぱいいらっしゃいますし。そうすると、なかなか運営する方も、今までみ

たいに土曜日、日曜日に集まって会議をして、土日に事業を行うというのもなかなか難しくなっているわけですね。それも含めていろいろ考えていただきたいというのがまず1点なんです。

別に、個別にどの事業をやめろと言っているわけではないんですね、取りあえずは。公平な目で見て、公平な目って数字ですよ、公平な目で見て、その辺精査していただきたいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 数字を基にするという考え方は、私も非常に議員と同感なところがございます。

その上で、数字を基にした場合に、基準をつくらなければいけないと。その基準をどの辺にするのかということが非常に難しい作業かなというふうに感じております。

ただ、少なくとも、ここ数十年だけに限っても、生活スタイルの変化というのは、現実的に起きていることですので、それを踏まえて、今後の地域の在り方を考えていかなければいけないというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そうですね、できれば点数制とかにでもして、例えば数字、入館者数が少ないとか入場者数の少ないというのを点数で何点かに分けるとか、社会的な効果がどのぐらいだというのを点数で見るとか、点数制でして、点数で例えば何点以下だったら対象にするとかというふうな考え方もあるのかなとは思っています。その辺はやり方だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと。

もう1点が、特に市のイベント等で考えられるのが、前にも言ったような気がするんですけれども、ぜひ新しいことやってほしいですね。というのは、今までやってきたことが悪い

とは言わないんですけれども、ぜひ若い方に、若い方の発想でいろんなものやってもらいたいなど。できれば、市役所の中でも30代前半とか、あとは関連団体の方でもいらっしゃると思うんですけれども、私らみたいな50歳以上のおじさんやおばさんだけじゃなかなか思いつかないことがあると思うんですよ。その辺はやっぱり若い方の知恵をいただいて、いろんなものを展開いただきたいと。

その中で、以前にも話したと思うんですけれども、どうしても予算、市民からいただいている予算で執行するわけですから、失敗してはいけないということで、企画にどうしても時間が、失敗しないように、いっぱい企画をして、企画を練ってやろうとするのは分かるんですけれども、企画を練り過ぎると、わけ分かんなくなるんですよ。

だったら、最初に出てきたファーストインプレッションで、シンプルな企画を立ててやったほうがいい場合もあるんです。

以前にも言ったんですけれども、若い人の考えで3つなり5つなり、ちっちゃくできるようなイベントをつくって、やってみて、そこで点数つけて、チェックして、それこそPDCAですよ。いろんな計画をやって、その中でいいものを1つとか2つとか精査して、次の年にちゃんと開催するとかというやり方もあると思います。

例えば、3つ5つやっても全然いいものがないのであれば、次の年にもう1回持ち越してもいいですし、3年とか5年の期間を取って、そういうのをつくってみるとか、そういうのも一つの考え方じゃないのかなと思うんですけれども、それについて市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 若い方のアイデアをどんどん取り入れ

て実行できるようにすべきという点については、もう完全に同感であります。

ぜひいろんなアイデアを積極的に物おじせずに出していただいて、それをどんどん実行して、活気のある町にしていければ、大変ありがたいというふうに思っています。

ここ数年においても、新しいことというのは結構出てきているのかなというふうに思いますし、先日も新たに南陽市が連携協定を結ばせていただいた本市出身のオリンピックの方が設立されたヤマガタアスリートラボという団体の皆さんが主体となって、コンディショニングセミナーというものもありましたし、来年度においては、今、予算を提案させていただいておりますが、市民の皆さんが、まちづくりを自分事として考えていける新しい機会の創出というものも考えているところでございます。

ぜひ、そういった機運の醸成にも議員の御発言というのは大変重要でございますので、今後ともそうした動きを後押ししていただければというふうに存じます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ありがとうございます。

よく学生のほうにアンケートを取ると、南陽市に住み続けたいと、ここにいたいというアンケート結果が結構大きな数字で出てくる割には、人が残らないという現状がずっと続いています。

ぜひ新しい発想で、若い人たちが喜ぶような企画をしていかないと、残るもの残らないと思いますので、ぜひその辺は御苦労いただいて、ぜひそういう形で企画もしていただきたいなと思います。

私のほうからは、できるだけそういうふうな、若い人の残れるようなイベント、イベントがあるから残ろうかじゃないとは思いますが、遊ぶところがないとか、つまんないという声もよくよく聞こえますので、それに関しても、ぜひお願いしたいなと思います。

あと、豪雨災害についてですけれども、以前にも議会のほうで発言した経緯があるんですけれども、河川改修で上流域の流れがよくなると、今市長の答弁でも、大橋堰の付近に関してまでの河床掘削ですとか、河川改修のほうを進めていただくようお願いしているという話を聞くんですけれども、私一番心配しているのは、下田橋付近なんですよ。以前にも、豪雨災害があったときに、下田橋の土手がもうちょっとで超えるぐらいまで水が上がったという事例もありました。

どうしても上流域の流れが速くなると、下流域のほうで、下のほうで、下田橋付近で、河川改修していないもんですから、あそこにもどうしても水がたまりやすくなるんですよ。

当然、土手の越水のほうも心配ではあるんですけれども、私以前から心配しているのが、早く水位が上がると、その分どうしても上無川の水門を閉じるのが早くなるんですよ。そうすると、どうしても行き場がなくなった水があふれやすくなるという部分もあると思うんです。

今まで、先ほどから市長のほうから、大橋堰までという話はあるんですけれども、下田橋付近については、その辺どういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年8月、出水を踏まえた最上川上流（置賜地域・村山地域）緊急治水対策ということで本年度、令和4年度におきましては、防災・減災対策等強化推進費ということで、最上川本川の河川水位を低下させるため西置賜郡白鷹町鮎貝から、南陽市梨郷までの14万立米の河道掘削ということで実施していただいております。

それに伴って下田橋付近の水位も明確に何セ

ンチ下がるということではないんですけれども、下がるような計画で進めていただいているという状況になってございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 そっちのほうも進めていただいているところで、非常に安心したところではあるんですけれども、ただ、あそこの部分というのは、先ほど壇上でもお話ししましたがけれども、豪雨災害というか大雨が降るたびに、あの辺の地区の方々というのは、自主避難をされるわけですよ。

私、水害というか大雨が降ると防災センターのほうに、どんな状況かなという形で見に行くんですけれども、結構年配の方ですとか、子供さんが何人も来られるんです。そうすると、やはり、壇上でもお話ししましたがけれども、そのストレスというのは大変なものだろうなと。大雨が降っているときにうちを出て、防災センターで休んでいると。一晩明かすというのは、とても不安だろうなと思うんです。

ぜひその辺について、何とかしていただきたいというのが、私の前からのお願いではあるんですけれども、例えば、あそこの部分というのは、上無川が最上川に合流する地点付近というのは、耕作放棄地が結構あるんですよ。川西町の飛び地もあの辺に結構点在しているので、なかなか難しいところではあるとは思いますが、あそこ例えば、耕作放棄地のほうを何とか利用させていただいて、地盤下げて調整池とかにはできないものかなとちょっと思ったんですけれども、それについて可能性はあるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 下田橋の付近が非常に心配だというのは、私も議員と同じ考えを持ちまして、関係する機関に機会があるごとに申し上げてきております。

そのこともあって今回、今年度、下田橋のところで、河川氾濫に関する避難判断の水位を、設定を増やしていただきました。そしてまた、昨年8月豪雨以降、一番やっぱり大切なのは、支流が流れ込む本川、本流、最上川の流下能力を向上することが抜本的に必要だということで、これも機会あるごとに申し上げてきております。

そのときに、下田橋の辺りについては、冠水の機会が非常に多いということで、調整池であるとか遊水地にするといったことも考えられるのではないかとということも関係機関の皆さんに申し上げているところでありまして、その実現可能性がどのくらいあるかということについては、なかなか申し上げられることではございませんけれども、そういった問題意識は、関係機関の皆さんとも共有しております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 あの辺の冠水被害について問題意識を持っていただいているということは、非常にありがたいかなと思います。

先ほどから何回も言っていますけれども、自主避難、避難するように避難勧告が出ているわけなので、避難していただくのは当然当たり前の話なんですけれども、ただ実際言うと、私のうちの付近の方で避難する方は、ほとんどいないわけですよ。

ただ、どうしても雨が降ると心配で、避難をされるというのは、ある特定の地域に住んでいる方が多いわけです。

ぜひその辺について、市長も以前から市民の安心・安全を守るのが自分の仕事だと言われていたわけですので、ぜひその辺についても、何とかお願いしたいなというのが私の考えなわけです。

ぜひ調整池とか遊水地についても、なかなか、可能性があるとかないとか、いつやりますという話は言えないのは分かるんです。

ただ、ぜひ検討していただきたいなと。関係

機関ともぜひ話を続けていただきたいなど。可能性があるのであれば、その可能性を探っていただき、ぜひそういう方向で検討を進めていただきたい。

いつできるとまでは言えなくても、そういうことに対して目的意識を持って取り組んでいきたいということだけでも何とか言っていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 豪雨災害においては、住んでいる場所の地形、あるいは高さによって、その人それぞれで置かれている状況が違ふと。大丈夫なところもあれば、毎回心配しなければいけないところもある。それが現実でありまして、その現実を踏まえた上で、少しでもその被害に遭われる方を少なくする、ゼロにすることはこれではできないと。そういう現実を見据えて、しっかりと、行政としては、できないことはできない、自分ですべきことは自分でしていただく、そういうこともはっきりお伝えした上で、被害をできるだけ少なくしていく、その努力をしなければいけないというふうに思っています。

御指摘の件については、今の雨の降り方が非常に前と違ってきて、激甚化、頻発化していることを踏まえて、国土交通省では、川だけでそれを解決するのは無理だというメッセージをはっきり出しています。

それもあって、田んぼダムとか遊水地とか調整池とか、様々な流域全体でできることをやっていこうという考えに基づいておりまして、南陽市としても、その考えは賛同をした上で、市としてできること、そして県・国にお願いしていくことについては、お願いしてまいるという考えでありますので、議員御指摘の件についても、全ての可能性を踏まえて、あるべく防災・減災の在り方を今後とも検討してまいります。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長が言われるように、全ての被害がなくなる、なくすということは難しいとは思いますが、ただ、そこを目標にはしていただきたい、目標には、目標、無理かもしれないですけども、できればゼロになるように、目標を持って取り組んでいただきたいなど。

何でこんなことを言うかということ、前に付近に住んでいる方に言われたことがあって、あそこ下水の処理場もあるんですね。あそこに何であるかということ、あそこが一番低くて、水が自然に流れるからだと。そういう迷惑施設は造ってくれるのに、なかなか自分たちの生活がよくなるようにはしてもらえないという嘆きの声も聞こえるわけです。

ぜひ何とか、そういう嘆きの声が、いや、これだけやってもらったんだと、助けてもらっているんだという感謝の声になるように、ぜひしていただきたいなと思いますので、そこはぜひお願いしたいなと思います。

あと、先ほど市長からもお話ありましたが、低いところには水がたまるんですね。先ほど、柵塚から白竜湖に関して、あの辺りの水もという話があったんですけども、よく雨がいっぱい降ると、公德会の駐車場さんとか、あの辺がぶざぶになるんですね。特に民家もそんなに多いわけじゃないので、被害は少ないんですけども、ぜひあの辺についても、今の郡山の雨水函渠工事のほうもかなり進んでいきますので、ぜひあの辺についても少しずつ手をつけていただきたいなと思うんですけども、それについてどのような計画でしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 その御指摘についても、全く問題意識は共有しております。あの辺の冠水対策で重要なのが旧国道13号線があり、赤湯バイパスがあって、そして横堀排水路があって川に水が抜けていくという特性上、国・県との協議というの

は必須なことでありまして、建設課から国あるいは県、主に県でありますけれども、そういった南陽市の状況をお話しして、何とか改善の方策を取れないかということも随時協議をさせていただいております。

ただ、その中ですぐできることと、なかなか難しいことはございますけれども、議員御指摘の件については、南陽市としては、まちづくり上の課題であるというふうな認識の上で、今後とも必要な協議、検討、対策を行ってまいりたいというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今、市長のほうからも、ぜひやっていただける、やっていただけるというか、問題意識を持って取り組んでいただけるというお話を聞きましたので、私も安心しました。

ぜひ、あの辺のことについても、市内全体なんですけれども、やっぱり皆さんが安心して暮らせるような市になっていただきたいと思っておりますので、ぜひその辺お願いしたいなと思っております。

これで質問を終わります。

○議長 以上で3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時5分といたします。

午前10時47分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

島津善衛門議員質問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 4番、保友クラブ、島津善衛門です。

今年に入り、回転ずし店で客の迷惑行為を撮影した動画がSNSで相次いで出回りました。

回転ずしチェーン店では、当事者から謝罪の

申入れがあったとしているが、受入れを拒否し、厳正に対処するとして、警察に被害届を提出しています。

これらの行為は、刑事、民事、どのくらいのペナルティーが課せられるのでしょうか。刑法では、窃盗剤や器物損壊罪、偽計業務妨害罪、威力業務妨害罪等に該当するようですが、過去の事例から、非行歴のない未成年であれば、厳重注意程度で実際に罪に問われる可能性は薄いと思われています。

しかし、民事では、客と店とのルールと信頼関係で成り立っている営業スタイルを根幹から揺るがすような悪質な行為のため、回転ずし店では、訴訟で請求が認められるかどうかではなく、とにかく毅然とした対応を示すことを最優先しています。和解などには応じるつもりはないということです。

ぬるい対応では、模倣犯が出たり、迷惑系ユーザーたちがこの程度かと、たかをくくり、アクセス数を稼ぐため、やりたい放題になったりする可能性が予想されるためとされています。

このような中、ツイッターでは、自己破産というワードがトレンド入りしました。裁判を起こされ、数百万、数千万円規模の損害賠償を求められ、その請求が認められた場合に、当事者は到底支払うことができない金額となる場合もあります。

そのような場合、自己破産すれば損害賠償義務はなくなるのでしょうか。

破産法では、非免責債権と呼ばれる債権があり、破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権に該当するようで、損害賠償義務は逃れられないようです。

道徳的に非難されるべき行為により負担した債務について免責を認めることは、正義に反することから、非免責債権とされています。

軽はずみな気持ちで撮影した動画の代償は、損害賠償だけではありません。



本名や個人情報は、動画と同様にすぐにネット上で拡散してしまいました。海外でも拡散されており、少年の顔や名前は、全世界で半永久的に残ってしまいます。

当事者や投稿者は、ちょっとしたいたずら、目立ちたかったレベルのつもりが、その代償は思いのほか高くつくことになりそうです。

自分の行為がどれだけ社会に影響を与えるのかよく理解できていない若い世代も多いでしょう。ネット社会のリスクは、家庭や学校で伝えることも大切ですが、同時に、市民の安全・安心を掲げる私たちにとっても重要課題として注意を払っていくべきと提案させていただきます。

それでは、先に通告しております各項目について質問いたします。

1、マイナンバーカード普及とマイナンバーの活用促進。

マイナンバー自体は、個人番号を国民に一人一人知らせるために発行された通知カードで、既に全国民が配布済みの個人番号です。

政府はマイナンバーカードをデジタル社会のパスポートと位置づけ、本年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、市町村における交付体制の強化を指導してきました。

本市においても、市役所での特別受付コーナーや戸別訪問による普及まで努力を続けている状況です。

コロナ禍での一律10万円の給付金をめぐる混乱、事業者支援の事業継続給付金の不正受給問題や、国会で議論されている児童手当拡充の必要性を考えても、中長期的な国民の福祉向上や、社会の発展の視点から、税金や社会保障のデジタル化は必須と思います。

私は、監視されるリスクよりも無管理リスクのほうが大きいと判断しています。マイナンバーを有効に活用する必要はあると考えます。

しかし、行政と個人情報が共有されることにプライバシーや個人情報が把握、漏えいされるという警戒感や不信感もあり、利用は進みませんでした。

現在も、政府は特典ポイントの発行、健康保険証との一体化、地方交付税の査定などで普及を推し進めていますが、そもそもなぜマイナンバーの活用が必要なのかを明確に私たち国民に示せていないのではないのでしょうか。

以上を踏まえて、何点かお尋ねします。

(1) マイナンバーカードの取得率。

本市の全体の取得率や業種ごと、年齢ごとなど、把握している状況を伺います。

また、取得率の阻害要因をどのように捉えておられるか伺います。

(2) マイナンバーカードのメリット・デメリット。

顔写真付きの本人確認書類となることや、コンビニで行政手続きができるなどのメリットがあり、今後も便利な機能や利用方法が拡大していくでしょう。

一方で、盗難、紛失時に個人情報が漏えいするおそれがあることや、カードの有効期限を過ぎると更新が必要になるなどのデメリットもあります。

マイナンバーカードのメリット・デメリットについて、申請時には市民の方々にどのような説明を行っておられるのか伺います。

(3) 個人情報保護委員会の役割。

個人情報保護委員会は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする独立性の高い機関とあります。

個人情報の保護に関する基本方針の策定、推進や、個人情報等の取扱いに関する監視、監督を行うとしていますが、行政の所管省庁を伺います。

また、私たちが不正を感じたときの対応はど

のようにすればよいのか伺います。

(4) 社会の公平性と効率性。

税・社会保障のデジタル化を推進するに当たって、その目的をしっかりと市民に掲げて説明することが重要だと思います。

①社会保障の給付に関する様々な手続を簡素化する。

②給付を正しく、早く、確実に受け取る権利を保障する。

③可能な限り手続を紙からオンラインに移管する。

④不正な申請や受給を排除する。  
などです。

これからも市民目線の丁寧な説明が必要です。今後の推進と説明の在り方について、市長の御見解を伺います。

2、中学校の運動部活動の地域移行。

スポーツ庁と文化庁は、2022年12月27日、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを公表しました。2023年度から3年間としていた公立中学校部活動の地域移行の目標達成時期を見直し、可能な限り早期の実現を目指すと改めました。

2023年度から2025年度までの3年間で改革推進期間と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携、地域移行を進めるが、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としています。

以上を踏まえて何点かお尋ねします。

(1) 部活動の意義。

日本には文武両道という言葉があります。欧米では、スポーツ、音楽などの課外活動に真剣に取り組んでいる子供ほど、均整の取れた人に育つという考え方があります。部活動の意義をどのように捉えておられるか伺います。

(2) 令和5年度一般会計予算、中学校部活動の地域移行準備事業。

2月4日の山形新聞に、山形市では国の方針

に基づく公立中学の部活動の地域移行に関し、2023年度に外部有識者や関係機関の代表者らで構成する検討協議会を設置して対応策を話し合う方向性を確認したとあります。

本市でもコーディネーターと準備委員会の設置として、173万6,000円の予算を計上しましたが、この具体的な内容を伺います。

(3) 部活動の地域移行の課題。

全国で中学校の部活動の地域移行の取組事例を話し合う会議が開かれています。

学校外への移行というこれまでとは異なる形で行われる部活動に対して、変化する事柄も多く、それに伴った幾つかの課題も見えてきているようです。

様々な課題が検討事項として挙げられておりますが、本市ではどこまで検討しておられるか伺います。

以上、御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、中学校の運動部活動の地域移行の御質問につきましては、教育長より答弁いただきますので、御了承願います。

初めに、マイナンバーカード普及とマイナンバーの活用促進の1点目、マイナンバーカードの取得率についてでございますが、把握している数値が交付率のため、交付率をお答え申し上げます。

本市の令和5年2月末現在の交付率は、68.9%でございます。参考までに、2月末現在の全国平均交付率は63.5%、県平均交付率は64.5%であり、本市の交付率は全国平均、県平均を上回っております。

また、年齢ごとでございますが、ゼロ歳から

17歳は68.3%、18歳から64歳は69.0%、65歳以上は64.4%となっております。なお、業種ごとの交付率は把握しておりません。

次に、取得の阻害要因でございますが、国において、マイナンバーカードのメリットについて十分に周知されていないことが要因と捉えております。

次に2点目、マイナンバーカードのメリット・デメリットの説明についてでございますが、マイナンバーカードを交付する際に、顔写真付きの身分証明書となることや、健康保険証として利用できること、各種行政手続に利用できることなどのほか、カードの有効期限が近くなったときや、紛失した場合の対応等について説明しております。

次に3点目、個人情報保護委員会における所管省庁について、また、不正を感じたときの対応についてでございますが、個人情報保護委員会は、内閣府の外局として設置された独立規制機関ですので、内閣府が所管省庁となります。

当該委員会では、個人情報保護制度についての総合的な電話相談窓口を設けており、マイナンバーを含む個人情報の取扱いに関し、苦情あつせん相談にも対応しております。本市のホームページにも、この相談窓口のページを掲載しておりますので、個人情報に関し不正を感じたときは、相談窓口の御利用をお願いいたします。

また、本市の個人情報保護制度の担当課は総務課となります。個人情報の取扱い等について不明な点がございましたら、総務課までお問い合わせ願います。

次に4点目、社会の公平性と効率性の今後の推進と説明の在り方についてでございますが、税・社会保障の分野をはじめとした手続のデジタル化を進めることは、サービスを受ける側の市民の方にとっては、いつでも、どこからでもオンラインで手続できるようになるだけでなく、簡単で分かりやすく、迅速にサービスを受けら

れるようになることで、効率化が期待されます。

議員御指摘の4点は、いずれも市民、行政の双方にメリットがあるデジタル化を推進する上で大事な視点であると認識しております。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であり、デジタル技術を用いた行政の効率化には、マイナンバーカードの普及が鍵になります。

行政サービスの向上に欠かせないマイナンバーカードを普及するには、カード取得のメリットを実感していただくことも重要ですが、個人情報の保護や管理の仕方、マイナンバーカードの安全性への心理的な不安を払拭することが大切と考えますので、国民が安心できるような説明と周知を国に求めてまいります。

また、マイナンバーカードの利便性を実感していただくため、来年度からは、コンビニでの証明書交付をはじめとして、自宅にしながらオンラインで証明書が取れるサービスの拡充や、市役所にお越しになる市民の方に対しては、市役所にいる時間を少しでも減らすよう、書かない窓口などを導入する事業の予算を御提案申し上げておまして、市民の利便性向上に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、部活動の意義についてでございますが、中学校学習指導要領に、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動と記載されており、部活動を通して、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成が図られるなど、部活動は、生徒の人間形成に大きな役割を果たす大変意義のある活動であると捉えております。

次に、中学校部活動の地域移行準備事業についてでございますが、本市におきましても、南陽市部活動の地域移行準備会を設置し、来年度も引き続き、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動等の構築に向けて、具体的な推進を検討していくために予算を計上いたしました。

また、教育委員会はもとより、市当局や各中学校、多くの関係する団体等との連絡調整を行い、具体的な推進を総括するコーディネーターを配置するための予算も計上いたしました。

次に、部活動の地域移行の課題についてでございますが、前例のない取組がゆえに、現在、あらゆる視点から課題を検討するとともに、整理しているところでございます。例えば、指導者や練習場所の確保、生徒の移動手段、活動にかかる経費、中学校との連絡調整等を挙げることができますが、競技種目や団体等によって実情が異なるため、個々に関係する方々と丁寧に議論を進めていく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、話合いの中心に生徒を据えることを何よりも大切に、生徒が休日に地域で生き生きと活動できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 それでは、再質問させていただきます。

私は、マイナンバーカードの普及のポイントというのは、私たちへの社会保障給付を確実にすること、それから手続の簡素化など、先ほど市長が答弁されましたように、目的を明確化させて、データや情報の標準化などを進めて、制度の透明性と利便性を高める努力を続けることが一番重要なことだと思っております。ここを基本として再質問させていただきます。

まず初めに、ちょっと市長に伺いますが、岡山県備前市の吉村市長さんが、今現在、給食費

無料を実施しているのですが、家族全員がマイナンバーカードを取得しないと、これまでの給食費無料を有償とするという発言がありました。

この発言を市長はどのように受け止めてられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 その市においてやられたことの是非はともかくとして、やる前から炎上することは分かっていたらというふうに私は感じました。

わざわざそんな大変な状況になることをやるという判断はどうかかなというのが正直なところで、ただ、自治体において、取得、交付を促進するために、非常に厳しい状況が全国で起きていたというふうな感じ方をしております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 南陽市の市長にあつては、絶対そのようなことはないというふうなことを確信させていただきました。ありがとうございます。

やっぱり給食費の無料化というのは、先行している市町村あるわけですがけれども、本来であれば、政府の責任において実施すべきなのではないかというふうな意見もあるようです。

ただ私は、今回のこの発言を聞いて、市民から預かった、市民が負担した税を差別することになっちゃいますよね。これは非常に公平性に欠けるのではないかなというふうなことで、ちょっと変というか、異常な発言だなというふうに捉えたものですから、ちょっとお尋ねさせていただきました。

では、ちょっと具体的なことについてお尋ねしたいんですが、最初、副市長にお尋ねしたほうがいいのかと思うんですが、以前、住基ネットという形で、個人情報をきちっと行政のほうでまとめて、それを利用しようというふうな動きがありました。それが今回、このマイナンバーというふうな形に変わったわけですがけれども、

その辺の移り変わり、なぜその住基ネットを拡充できなかったのか、その辺のことが副市長の長年の経歴でお分かりでしたら、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 お答えします。

というか、うろ覚えなんですけど、ちょうど市民課に住基ネットの機械が入ったんですね。私そのとき市民課長か補佐だったんですけども、いわゆる技術的にまず程度が低い。言い方が悪いんですが。今のマイナンバーカードというのはICカードになっていて、セキュリティー上すごく固いんですけども、住基ネットの場合は、一応サーバーがあるんですけども、それをハッキングできないように専用線をつないじやったと。

そうすると、外部で全く利用できなくなった。そうすると、何て言ったらいいのかわからないんですけども、正直何でこんなことやっているんだろうなというのは思いました。

つまり、住基ネットをしたから、例えば市民サービスのときにこういうふうなことができるとか、そういうのがあまりなかったという記憶があるんです。

ただ、セキュリティーががちがちだったものですから、自治体としてもなかなか利用しづらい、こういうことに使ったらいいんじゃないですかという提案もなかなかしづらくて。

ああいう反省の下に、恐らく今のマイナンバーカードができたのではないかなというふうには推測しています。

ただ、島津議員がおっしゃるとおり、住基ネットが出たときに、実は個人情報保護条例なるものが各市町村でつくられたのはそのとおりで、あれはプライバシー保護条例ではないんです。行政側が変な情報を取得するなど、個人の情報を本人の承諾なしに取得するなという趣旨の条

例だったんですよ。

つまり、今、市で持っている個人に関するプライバシーはこういうものを持っていますということを示さなければならぬというふうな制度だったんです。

ですから、ある情報とある情報をリンクして、こういうことにすれば、もっと便利になるよねという発想が、なかなかしづらかったのではないかと、外側で見ていて思いました。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 非常に分かりやすい解説をしていただきまして、大変ありがとうございました。

非常にそういうことが、一般の市民の方々が分かっていらっしゃらない。私のほうにも、ちょっと年配の方からなんですけれども、住基ネットあるんだろう、だったらなぜそこまでわざわざしなくちゃならないのというふうな形で、そのずれが分からないというふうな年配の方もいらしたので、ぜひそういうふうな説明もある意味必要なかなというふうなことで、今お尋ねした次第でございます。

あと、ちょっと具体的なことをお尋ねしたいと思います。

まず最初に、コンビニ利用について伺いたいと思います。

令和5年度の一般会計予算、社会保障・税番号制度事務事業費5,232万3,000円が計上されております。コンビニ交付実施事業が含まれていると思いますが、予算、実施時期、手順などを具体的にちょっと教えていただきたいと思いません。全額なのかどうか。その割り振りの具体的な内容が分かれば教えていただきたいと思いません。

それから、コンビニ交付事業が実施された場合に、コンビニで申請できて受け取れる証明書、何々があるのかということをお尋ねし

たいと思います。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

コンビニ交付に係る予算につきましては、導入構築費用のほか、運営負担金など1,380万5,000円を令和5年度に上げさせていただいております。

実施時期につきましては、4月から準備を始めますと、順調にいけば秋頃の予定かというふうに考えております。

また、手順につきましては、外部委託での実施を考えているところでございます。

また、コンビニ交付の対象につきましては、住民票と印鑑証明の2つを予定しております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

秋と言っても何月から何月ってあると思うんですが、そこら辺は、できるだけ早くということで進めるということでしょうか。

はい、ありがとうございます。

会社関係に勤めている方は、住民票とか印鑑証明取るのに、やはり時間休、有休等を使ってわざわざ出向くというふうな必要が今あるわけですね。それがやっぱりコンビニ利用できるとなると、会社を休む必要がないと。有給でも自分たちの家族のために使えるとか、有効な使い方ができる。会社にとっても、その都度、休まれるということがなくなる。そうすると、生産性が上がるというふうなことに繋がるといいますので、できる限り間違わないで急いでいただきたいというふうなことをお願いしておきたいと思います。

次に、申込み促進策として、健康保険証の利用申込み、公金受取口座の登録というふうなことができるというふうなことになっているんで

すが、一つ、医療機関のほうでも、マイナンバーカードのカード読み取り機などの設置が必要になってくるかと思うんですね。そちらのほうの受入れ体制のほうの状況はどのようになっているか、ちょっとお尋ね申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関がどれくらいあるかということにつきまして、厚生労働省のホームページのほうに掲載されてございますが、今現在ですと令和5年2月26日現在ということになりますが、これによりますと、病院に区分されるものは全体で2件なんですけれども、それは全部全て両方とも、2件とも使えるような状況になってございます。

あと、一般の診療所につきましては、南陽市内の診療所21か所ほどあるようなんですけれども、そのうち利用開始がされているのが8か所、あと歯医者、歯科医院の部分につきましては、市内13か所中3か所、あと薬局も実はマイナンバーカードが関わってくるんですけれども、調剤薬局のほうですが、それが12か所中8か所が運用開始しているというふうな状況になっているようでございます。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 これはお願いになるんですが、今回、マイナンバーカードをつかったお年寄りの方々の中に、すぐ健康保険証の代わりになるんだべというふうな誤解をなさっている方がいらっしゃいます。

自分がかかりつけ医として通院なさっている医院がそれに該当するのかどうか。やっぱり、そういうことに対するフォローってしっかりしていただかないと、こんなはずではなかったと

いうふうなことになるかねませんので、ひとつその辺のフォローをしっかりといただきたいというふうに思います。

それから、最近言われていることの1つに、運転免許証とマイナンバーカードを一体化しましょうというふうなことがあるようでございますが、この辺は、2024年、来年度の末、2025年度あたりから使えるようにしたいというふうな運用を目指しているというふうなことなのですが、マイナンバーカードを例えば紛失したときに、再発行までどのぐらいかかるんでしょうかね。

というのは、免許証だと、例えば運転免許証センターに行けば、即日交付できる。免許証がなくなって、例えば1か月かかるとすれば、1か月も待たなくちゃならなくなったら、えらいことだなと。特に、地方都市において車の利用率というのは非常に高いわけなので、その辺の不便も解消していただかなければならないと思うのですが、どのような今の状況になっているんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

現在につきましては、再発行までに約1か月程度となっております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 これ、担当課はそうですよね。

じゃ、市長をお願いします。

免許証と一体化されて、紛失して1か月までというのは、あまりにも地方都市についてはつらい、市民の方々のことになると思うんです。それをいかに短縮するか、そこに努力をさせていただきたいと思うのですが、何かございましたら。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 国において制度を整えていただくということが大事だと思いますので、もし今度、河野太郎デジタル大臣とZoom会議する機会がありましたら、そのことを私から申し上げておきます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

あとそれから、今度はパスポートに代わる身分証になるというふうなことになっておりますよね。

パスポートは現在、住所記載欄が削除されて、住所確認書類としては通用しないというふうになっております。

マイナンバーカードは写真付きの身分証明書になると言われておりますので、そちらを皆さん利用するということになると思うのですが、以前より、パスポート偽造という問題がありましたよね。

やっぱり写真が偽造されているというふうな問題があったようですが、その辺の心配に関しては、昔のパスポートと同じなのか、またマイナンバーカードの写真は、また別な処理されているから大丈夫だということなのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

マイナンバーカードの写真につきましても、国におきまして、彩紋といいますか、偽造ができないような形での工夫を凝らしているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 パスポートよりはるかに厳重な管理がされているというふうなことで理

解してよろしいんですね。

はい、ありがとうございます。

あと、私この質問書を出したのが2月20日として、現在3月9日。この間に、非常にいろいろな出来事がございます、まず1つは、2月28日期限だったのが3月1日まで延びたとか、ポイント申請は2月末から5月末でしたっけ、まで延びたとか、それから3月7日には、マイナンバー法の改正法案が閣議決定されたとか、ちょっと質問の時期がまずかったのかなと。6月にすればよかったのかなと思ったんですが、まず、一刻も早く市民の方々に現状を理解していただくことも大事なことだと思っております。

それで、今回、3月7日、政府のほうで閣議決定した改正マイナンバー法についてちょっとお尋ねしたいのですが、マイナンバーのまず1つは、利用範囲の拡大というふうなことで出ていたようです。

国家資格、自動車登録などの事務でも利用可能にしようというふうなことのようですが、具体的にはどのようなことを想定してのことなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを使った利用拡大につきましては、基本的にマイナンバーカードそのものは国の制度の中でやっております、そして、そのほかに関係省庁で、マイナンバーカードを使った施策を行うこととなっております。

ということもありまして、今、島津議員のほうからいただいた質問につきましては、ちょっと私のほうでは情報のほうは把握してございません。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 分かりました。もう少し詳

しい内容が通達になったら、後でまたお尋ねしたいと思います。

基本的なことをお聞きするの忘れしました。

マイナンバーカードを紛失すると、情報が漏れるおそれがあるのでないかというふうな考え方を持っていたら、むしろ市民の方が大変多くいらっしゃいます。

その件に関しては、どのような安全対策がなされているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

まずマイナンバーカードなんですけれども、ICチップの中に記録されている情報につきましては、券面、カードのほうに記載されている氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真のほか、総務省が定める公的個人認証に係る電子証明書等に限定されておりまして、プライバシー性の高い個人情報は記載されていないところでございます。

また、もし紛失した場合につきましては、24時間365日サポートされていますコールセンターがございますので、そこに電話をしていただきますと、使用の停止ができるものでございます。

また、ICチップにつきましては、何か不正をしようと思うと、自分で壊れるような仕組みのICチップが搭載されておりますので、そういった個人情報の漏れはないものと考えております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

そうすると、島津善衛門の所得が幾らだとか、どこの医者にかかって、どこの病気をしているとか、そういう情報の漏れは一切ないということで安心して登録していただけるというふうな



ことによろしいんですね。

はい、ありがとうございます。

それから、このマイナンバー法の改正に伴って、マイナンバーの情報を管理する人間、これが以前は厳しく規制されていました。ところが、これが大分緩むようなんですね。そういうところから、今度情報が漏れるという心配もあります。

例えば、会社関係でも、税とか保険の適用上、社員の方々にマイナンバーの提出を求めています。

ただ、どこまで管理すればいいかというふうなことなんですが、個人情報保護委員会が定めている法によりますと、社員から預かったマイナンバーの番号をどのように管理するか。きっちと鍵のかかるキャビネットとか、しっかり入れて誰もが見られる状況にしないでくださいということは分かるんです。

ただ、その情報が入った鍵のかかるキャビネットを開けるときに、一々全部記録しなさいというふうになっているんですね。

そうすると、例えば金庫と一緒にしていたとか、ほかの書類と一緒にしていた場合に、そういうものを開け閉めするだけで記録しろというふうなことになっているようです。

それはあまりにも、会社で事務作業をするのに不便が生じているなというふうな気が私はしています。

そんなこともあるということも考えながら、取り扱う事務の責任者、誰がそのマイナンバーの情報を得たのかということもしっかり管理する方法がもう少しないのかなというふうなことも、ちょっと気になっているところです。

そのようなことで、まず、もう少し市民に分かりやすく、それから一番お願いしたいのは、情報が漏れないようにするのは、情報を預かっている行政側ですから、行政側の預かり義務、責任、そこをしっかりとっていただきたいなとい

うふうな要望をさせていただきたいと思います。

次に、中学校の部活動の地域移行についてなんですが、地域移行の問題というのは非常に重要な、そして、日本の学校教育における教育を根本から変えてしまうのではないかというふうには感じています。

問題点としては、先ほど教育長の答弁にもありました。家庭の費用負担が増えたり、部活動指導員の確保が難しいとか、地域スポーツ団体の対応とか、地域のスポーツ大会の見直しとか、問題が多岐にわたっております。

これ、それぞれ再質問をしようと思っておりましたが、今回、一般質問で山口議員が集中的に行うというふうなことでもございましたので、山口議員のほうにその質問は全てお任せしたいと思いますが、私、1点のみ、教育長のお考えを伺いたいと思います。

日本の教育における部活動の意義という、先ほどの答弁の中にあることですが、これが変わるのではないかという心配です。

部活動の場合は、こつこつ努力する根気強さ、失敗を恐れずチャレンジする精神、仲間と助け合う心、最後まで諦めない忍耐力をつける、プレッシャーに負けない精神力、チームの一員としての責任感、指導者やサポートしてくれる人たちへの感謝の心や尊敬の心などを得ることができます。

さらには、子供の自信を育て、助け合いの精神を育て、リーダーシップを育成してくれます。

これらの精神は、社会が求めるリーダー像そのものだと思います。

現在の中学校学習指導要領では、部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意するとされています。

学校の部活動は、長い歴史の中で、技術指導とともに教育的指導を担ってきたと思っています。日本特有の教育でないかなというふうには感じております。

先生方は、部活動を通して、生活態度や人との接し方を注意したり論したりしながら、生徒の成長を見守ってきてくれました。

中学、高校の同窓会でも、部活動の会話では盛り上がります。

私は、学校の部活動である以上、教育的指導は顧問の先生が受け持つべきで、外部の指導者は、技術的なものを中心に教えていただければと思っています。

役割分担が曖昧なまま進んでいる今の地域移行の在り方に問題を提起したいと思います。

県では、運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会で、ガイドライン案を提示しております。

部活動は平日のみとし、休日は原則行わない。休日の活動を希望する生徒は、地域のクラブ等に所属するなどして活動するというふうなことのようでした。

今後、休日だけでなく、平日移行も考えられる中、教育的指導をどのように考えているのでしょうか。ちょっとその辺が県の会議の中では見えなかったなと思っています。

本市の未来を担う教育長としての部活動に対する見解を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

今、島津善衛門議員おっしゃったことは、本当に大事なことだというふうにも認識しております。歴史的にも、大変、子供たちの成長には欠かせない活動であったと。

ただ、現状で、やはり少子化の問題、あるいは何といいますか、価値観が多様化してきているということ。さらには、これからの学びというのはどうなるのかということ考えたときに、中学生の段階で、自ら主体的に判断をしながら、様々な活動に挑戦すると、そういうことも大事

になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

いわゆる弊害と言われる部分も指摘されておりますので、とにかく、子供たちの活動を確保しながら、様々な条件、環境を整えてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

令和4年度の子供の出生率が180人前後でないかというふうに予測されている資料もあるようです。

私たちが子供の頃、宮内小学校は1学年で200人を超えていました。宮内小学校だけです。

それが、南陽市で180名前後、200名を切る状況というふうなことは、今後、学校の在り方の検討委員会も始めるというふうなことも説明ありました。幼稚園もどようになっていくのか検討しなければなりません。

そういうふうな大きな、子供の未来に関わることですので、十分な審議と審査をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 以上で4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時といたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

ここで9番片平志朗議員より資料配付の申出があり、会議規則第161条の規定により許可いたしましたので、御報告いたします。

引き続き、一般質問を行います。

片平志朗議員質問

○議長 9番片平志朗議員。

〔9番 片平志朗議員 登壇〕

○片平志朗議員 真政会、9番片平志朗です。

昼を挟んでの一般質問となりますが、上下のまぶたが仲よくならないように、大きな声で元気よく一般質問を行いますので、よろしく願います。

3月に入り、朝晩の寒さは少し残るものの、このところの暖かさで、春がもうすぐ間近に来ていることを感じさせます。

気象協会の発表では、今年の桜の開花は例年に比べて1週間ほど早いと言われております。

一方、世界に目を転じれば、ウクライナへのロシア侵攻より1年がたちましたが、一向に停戦の兆しが見えません。すみかを追われ、家族を亡くした苦しみを思うとき、心が痛みます。一刻も早い平和への終戦を願うばかりです。

また、2月6日のトルコ、シリアの大地震では、5万2,000人あまりの命が奪われました。倒壊などの被害を受けた建物は20万棟に上り、人口の16%に当たる1,400万人が住まいを失うなどの苛酷な状況にあります。

昔、先輩技術者より、建築物は人の命と財産を守る大切なものだと言われたことを改めて思い起こします。

さて、政府は、新型コロナウイルス感染症を2類から5類に引き下げ、また、今月13日よりマスク着用も個人の判断に委ねる方針を出されました。

これから、各小中学校において卒業式が行われますが、3年ぶりにマスクを外し、友の満面が間近に見られ、喜びにあふれた晴れ姿を想像することができます。

それでは、先に通告に従い一般質問を行います。

1項目の自然環境の生態系を豊かにするためにの1点目、駅西の郡山池の環境浄化の取組の検証と今後の課題についてお尋ねします。

南陽環境ネットワーク会員たちは、行政と協働して、2018年から2022年の間の5年間にわたり、悪臭対策と水質改善に向けて取り組んでこられました。

その結果、悪臭、水質ともに大幅な改善が報告されております。別紙配付の資料を御参照ください。

1点目、活動の評価と結果の検証はされておられるでしょうか。

2点目、今後の課題や方向性はどのように考えておられるでしょうか。

(2) 白竜湖の環境保全と消滅を防ぐにはについてお伺いします。

平成28年から29年にかけて行われた白竜湖の調査報告書によれば、湖が土砂の流入により水深が年々浅くなり、このまま何も対策を取らなければ、今世紀中にも消滅していくと指摘されました。

調査報告で提言されたことを検証し、できることから実施していくことが求められているのではないのでしょうか。

1点目、その後の検討会や協議会等は、開催されておられるでしょうか。

2点目、ヒシ除去の効果は。ヒシの繁茂状況や水質等についてお伺いします。

3点目、各関係機関、団体、有識者が集い、今後の方策を検討するためのサミットを開催したらどうでしょうか。

大きな2点目についてお伺いします。

これからのコミュニティ施策についてであります。

2030年頃をピークに超高齢化社会がやってきます。社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下、災害時の対応面での課題、空き家の増加や都市のスポンジ化など、私たちの生活を取り巻く課題は、実に多いのであります。

自治会（町内会）においては、住民同士の関

係の希薄化、そして加入率の低下、担い手不足、役員の高齢化等々の直結する課題があります。

これらの課題を乗り越えて、地域コミュニティを再生し、持続可能な暮らしやすい地域を実現するための施策が求められております。

1点目、本市の自治会や町内会への加入の状況はどのようになっておられるでしょうか。

2点目、地域コミュニティ事業への補助制度はどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、これから建設が始まる仮称宮内地区地域交流センターの運営方式は、コミュニティセンターとして位置づけられるのか。また、運営方式はどのようにするのかお伺いたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 9番片平志朗議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、郡山堤の環境浄化の取組の検証と今後の課題についての1点目、活動の評価と結果の検証でございますが、水質浄化の取組として、南陽環境ネットワーク会員の皆様に、2018年、平成でいえば30年から5年間にわたり、悪臭対策や水質改善に向けた活動を実施いただいております。

市としての取組でございますが、令和3年度は、湖面のヒシ除去を実施しており、今年度は、ヒシの除去と併せヘドロの除去も実施しております。

また、評価と結果の検証についてでございますが、2018年、平成30年から、5月と10月の年2回、水質検査を実施しており、その結果、水質も徐々に改善されてきております。

次に2点目、今後の課題や方向性についてでございますが、令和5年度につきましても、日常の維持管理とともに、引き続き水質検査を実施し、検査結果の推移を見ながら、今後の課題

や対策、方向性について検討してまいります。

次に、白竜湖の環境保全と消滅を防ぐについての1点目、その後の検討会や協議会等の開催についてでございますが、平成30年3月に教育委員会が取りまとめた報告書「白竜湖」をきっかけに、庁内の関係各課で構成する白竜湖整備検討会を組織し、湖面の維持確保のための対応を毎年協議しております。

次に2点目、ヒシ除去の効果についてでございますが、令和元年度にヒシを除去した後、令和2年度及び令和3年度に教育委員会にて状況調査を行っております。

令和3年度に実施した水質調査等の報告書によりますと、ヒシ除去前後で水質改善等に一定程度の効果が認められたと報告されておりますが、令和2年度以降においてヒシが繁茂しない理由は分かっておらず、また、今後も水質改善等の効果が続くのかについても不明であることから、今後とも必要に応じて対策や調査等を実施してまいります。

次に3点目、各関係機関、団体等、有識者が集うサミットの開催についてでございますが、現時点でサミットの開催については計画しておりませんが、市では、関係機関や各種団体、有識者等との連携を図っており、市民団体の白竜湖の自然を守る会や南陽カヌー・カヤッククラブなどが、白竜湖保全の機運を高める機会として白竜湖の環境整備や保全活動、研修会等を継続的に開催されております。

市といたしましては、今後とも各団体の取組を支援しながら、地域の宝である白竜湖を守り、後世に伝えてまいりたいと考えております。

次に、これからのコミュニティ施策についての1点目、本市の自治会への加入率の状況についてでございますが、令和5年3月1日現在、1万1,460世帯のうち、把握している自治会加入世帯は1万1,405世帯で、加入率は99.5%となっております。

次に、地域コミュニティ事業への補助制度についてでございますが、コミュニティ助成事業と地域集会施設整備補助金がございます。コミュニティ助成事業は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として助成を行うもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を対象としたものです。

また、地域集会施設整備補助金は、地区の集会施設の新築等に対する補助制度で、南陽市地域集会施設整備事業補助金交付規程に基づき交付しております。

次に、宮内地区地域交流センターの運営方式についてでございますが、従来と同様の直営方式を想定しております。一方、将来、コミュニティセンターとして位置づける場合には、地域を主体とした受皿が必要となりますので、広く市民皆様方の御意見もお聞きしながら、より利用しやすい環境づくりを研究してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 当局並びに議員の皆様は議長の許可を得まして配付しました資料について若干説明させていただきたいと思っております。

その前に、郡山池はどこにあるのかということですね。分からない人もいらっしゃるかもしれませんが、赤湯西駅の前の緑地公園があるんですが、その中に池があります。その池のことを言っております。

これは30年、31年ほど前の新幹線の開通した当時、それから、あそこの土地区画整理事業に伴いまして造成された緑地公園だということですね。一応、理解していただきたいと思っております。

今言われたとおり、私もその活動に携わった1人ですけれども、5年間の活動を通して、有用な微生物を培養して、月に1回、4月から11月まで、1回180リッターを8か月間ずっと投入してきたということでもあります。

その結果、山形県理化学分析センターのほうで、行政から依頼された水質検査を私たちもいただいて、それを掲示したものであります。

4つの指標とも、生物化学的酸素要求量とか、浮遊物、それから大腸菌、それから溶存酸素量、この4つの指標が全て改善しているということで、私たちが都合よくデータを捏造したものでありませんので、あくまでもこのデータに基づく根拠として、お話しさせていただいております。

そういう中で、ある程度の一定の投入効果が、私たちもそうですけれども、行政側も認めてくださったということでもありますけれども、もう一つ客観的に、これを毎回、2回行って、理化学分析センターの見解などを求めていらっしゃるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃったとおり水質検査については、市のほうで山形県理化学分析センターで検査はしていただいているんですけども、それに関する、いわゆる水質検査という項目だけです。それに関する分析といえますか、講評といえますか、そういうものは行ってはございません。

以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 別に見解を求めていないということでしたけれども、客観的に依頼した立場から言わせると、この数値はどうなんだ、どういう方向に行っているのか、やっぱりある程度検証しておいていただいたほうが、これから私たちが活動する場合、自信を持って取り組めるわけですから、その辺を今後ともよろしく願いたいと思っております。

それで、あそこは非常にお金がかかっている

整備事業だと思います。あそこの駅前ですね。歩道が実に7メートルもあるんですね。もう一つ、片方に3メートルほどありますけれども、歩道だけで10メートル、その歩道がいわゆるカラーブロック貼りじゃなくてタイル貼り。それで、公園の緑地には、四季様々な樹木が整備されております。

しかしながら、あそこに立ち寄る市民の方は、ほとんどいないんですね。

これが、何なのか。まだ行くと何か悪臭が臭いするから、汚いから行かないのか。その辺は、それを管理している当局側は、どういうふうに観察しているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

郡山堤周囲は駅西緑地公園といたしまして、四季折々の景観を楽しめるようにヤマザクラ、モミジ、ツバキなど多様な草花、木などが植えられており、その管理につきましては、剪定、消毒、雪囲いなどの管理については、専門の造園業者に委託しております。

今後も近隣の方々からも御理解、御協力をいただきながら憩いの場となるよう、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

すばらしい緑地公園ですね。そして、あそこは南陽市にとっても一大住宅団地でありますので、これから、市民が気軽に憩いの場として活用できるような、私たちも協力しますけれども、環境づくり、あるいは整備をやってほしいなということを思います。

その中で、あそこの地区の住民から、一応、感想のアンケートを沖郷公民館を通し、あそこの若狭郷屋の地区長さんからアンケートを取っ

ていただきました。

その中で4人の人からこういう提言というか、言われています。

ヘドロ、ヒシの除去を継続してほしいということ。それから、もう少し雨の、流入側の水を増やせないか。確かに、大雨のときは入ってきますけれども、それ以外はほとんど水の出入りがない堤であります。

それから、気軽に立ち寄れる住民の憩いの場にしてほしいと。そのためには、やっぱり30年もたっていますから、ベンチは何脚かあるんですね。でも、それが傷みが激しくて汚い。誰も座る人がいない。そのベンチの整備。それから、せっかく四季折々のこういうような樹木を植えているわけですから、座って見られるようなあずまやの設置をしてほしいとか。それから、樹木はあるんですけども、樹木の下に、四季折々の草花を植えたらどうかというような内容の御提言をいただいております。

私たちの立場としては、市民でもありますけれども、あそこを環境をよくして、そういうふうな、最終的にはそういう市民の憩う場になればいいなと思っていますので、今後も、私たちの環境ネットワークさんは労を惜しまないので、ぜひ一致協力してやっていきたいと思います。

この点については以上であります。

次に、白竜湖の保全と消滅を防ぐにはということで、先ほど市長より答弁をいただきましたが、問題は、平成28年、29年と、これは最新の調査報告書で、28年、29年に調査報告をやって、30年3月に報告書をまとめたということでもありますけれども、この中にも、新聞等で報道されました今世紀中にはあそこの湖面が水没してしまって、消滅してしまうだろうということをこの中でも、多分この中からマスコミさんも取って訴えたと思いますけれども、そういうふうに、現実的に何もしなければ消滅してしまうと。何

か、私たちが何か一生懸命やれば、それは消滅を、うまくいけば消滅を防ぐことができるか、消滅する期間を長くすることができるかというこの訴えだと思えますよ。

先ほど言いましたとおり、まずこれをこの中にいろいろ提言があります、専門家の立場から。例えば、田んぼの水が白竜湖に行かないように、あるいは逆流してこないように。これは実際可能かどうかは別問題として、専門的な立場からいろいろ提言されています。

まずは、それらを、何ができて何ができないのか。そういうものを洗い出して、実際に手をつけないと、あれよあれよという間に消滅の一途をたどっていくんじゃないかなという危機感を持っていますが、その辺の市長の見解はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 おっしゃるとおり、あの報告書のインパクトというのは非常に衝撃的なものがございました。

それもあって、南陽市では、当時クラウドファンディング等を通じて資金を集め、そして、ヒシ除去等の環境を守る活動をしていこうというふうに取り組んだところでございます。

また、あわせて、生活雑排水の問題もございますが、やはり新しい新鮮な水が流入してこないということについては、郡山提と同じ問題がございます。

そういうこともあって、何とか水を引き込むことができないかということについても、調査検討をした経過がございます。

いずれにしても、手をつかねて、白竜湖が消滅するのを座視して見ているのではなくて、できることをやってまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 できることをやっていきたい

と、そういう気持ちは、私も同感であります。

せっかくこういう調査させたわけですから、ここで提言されていることを、何ができて、何ができないのか、できるとしたら、いつまでかかるのか、そういうものを具体的に、踏み出さない限り消滅していこうというふうなことを言われているわけです。

例えば、先ほど言いましたヒシの繁茂、これは、前年度に2回ほど予算をつけて除去していただきました。

幸いにして、どういう原因かまだ不明ですけれども、去年は繁茂しなかったということでもありますけれども、この調査では、何でヒシが繁茂するのか、それは水の富栄養化ですね、そういうものに原因がある。

その水を形成している主なものは何かというと、炭酸ナトリウムですね。これは、いわゆる殺虫剤に使われていますけれども。それから、塩化ナトリウム。これって自然に出てくる成分なわけではないわけです。

ということは、あそこの田んぼとか、田んぼにまいたそういったもの、あるいは果樹園に与えたものが自然に流れてくるということで、それは、時期によって濃度が違うようですけども、マックスのときはもうほとんど酸素がないような状態になっているということも書かれています。

であるならば、これをまず、水質を改善しなければ話にならないわけです、まずは。その生態系を戻すにしても、水の改善しなければ、まずは1点だと思えますね。

ちょっと年代は忘れちゃったけれども、今さらあそこを湖底をさらう、要するにしゅんせつするなんていうことは、できないわけですね。いろんな泥炭、その植物群とそれから天然記念物に指定されているわけですから。そういう方法はまず無理だと言うならば、この水をいかにどうやって改善するのかということを考えないと、

そのためにはどうするのか。できることと、できないことがあるわけですが、それを突き詰めて、最後の質問にも関係しますけれども、今私たちの団体がある。それから、白竜湖を守る団体がある。ばらばらに存在しているわけです。

本当にやる気があるのだったら、それに行政、それから、市民の方も含めて、どういう方向で、どういうことをやっているのかということと、きちんとして方向づけをして踏み出してほしいなど感じるんですね。

その辺はどうでしょうか。先ほど市長の思いは分かりましたけれども。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 南陽環境ネットワークの会員の皆様やその他の団体の皆様が、それぞれの思いで貴重な活動をしていただいていることは大変ありがたいと、敬意と感謝を表する次第でございます。

その皆様方の最後の質問に関係するというのは、例えば、皆さんが一堂に会して同じ方向性をという御提言かというふうに存じます。

そのことも、一つの方法であろうというふうには思っております。

白竜湖の水質を改善するために、そういった団体の垣根を越えた活動をいかにしていくかということについては、サミットという御提言でございますが、どういう形が望ましいのか、今後も考えてまいりたいと存じます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 今の市長の御答弁をいただきましたけれども、やっぱり今後、あくまでもこの調査報告書に基づいて、どういう団体で何ができて、何ができないのかということと、きちんとして方向づけをするには、やっぱりそういったサミット的な会合も何回か必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を御配慮をいただきたいと思います。

それから、大きな2番目に移りますけれども、これは、コミュニティへの施策についてであります。

まずその前に、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、集会施設としては、いろいろありますけれども、小さいものは町の公民館、いわゆるそれ以外の公的公民館、それからコミュニティ施設、この違いを教えてくださいたいんですが。

どちらも集会施設ということは私たちは分かっていますけれども、どういう目的のためにつくられたか、ちょっと私たちは混同しているところがあるかと思えます。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの質問にお答えいたします。

公民館については、社会教育法が定める公民館と、一定の定義がございます。こういった中で、各地区の8つの公民館については運営しているものということでございまして、その法律の趣旨に基づいて、学術、文化、教養のレベルが上がるようにというような教育的な見地から設置するものが公民館でございます。

一方、コミュニティ施設、いわゆる町内会ごとの集会所のことを指しておられるかどうかなんですけれども、そういったものについては、人が集まるための施設というような感じでございます。それが現在、他の市町村の中においては、それが公民館の発展系の形のような形でコミュニティセンターというような呼び方をしているものと承知しているものであります。

以上であります。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ちょっと課長の説明では、私の頭ではぴんときないんですけれども、要するに、公民館はコミュニティセンターというのが存在する前から、これはかなり前からあったわ



けでありますけれども、教育的、学術的、文化的に関する事業を行い、教育向上また健康増進のための社会教育施設という位置づけされているようですけれども、ほかの市町村でもね。

片方、コミセン、要するにコミュニティセンターは、今課長が言われたとおり、そういうものにこだわらなくて、地域住民のまちづくりのための自主的な活動の推進を図るための集会施設ということで、これはどの課が所属しているかで、市町村においては条例等をつくって設置しているわけですから、どの課ということは言えませんけれども、社会教育課ではないような気がしますね。例えば、市民課とかですね。

問題は、この間、会派の行政視察で神奈川県茅ヶ崎市に行ってきたんですけれども、ここは南陽市と比べものにならない、8倍くらいの人口を抱えている中核都市でありまして、当然、少ない面積に人口密集地でありまして、マンションとか共同アパートがすごく立ち並んでいるまちでありました。南陽市の市の面積の5分の1のところには24、5万人がいるわけです。

ですから、ここにおいて、まちづくりをいかに進めていくかということが、それがすごく大切な課題になりまして、そのために、こういう考えでした。まず、いろんな加入率の低下、それから地域の担い手の不足、それから市民の方々のニーズの多様性、こういうものに対応するには、従来の自治会スタイルでは、とても、もう限界があると。自治会もそうですけれども、行政側も。

そのために、いろんな団体、ノウハウを持った団体、まちぢから協議会というものを立ち上げて、そしてやっているわけです。

そのまちぢから協議会というのは、例えば、どういった人たちで構成されているのかというと、これは、当然その所轄する自治会さん、これが中心になって、地域社会福祉協議会、民生委員、青少年育成協議会、PTA保護者会、体

育振興会の防災リーダーとか防災士。

その人たちがどこの地域も同じだということじゃないんですが、これらを1つのチームを組んで、いろんな課題に向き合いながらまちづくりをしていくというふうな考え方であります。

南陽市の場合は、ほとんど100%近い加入率ですから、そこまで考える必要はないだろうというふうに思いますけれども、現実的に世帯数が少ない町内会など、運動会など、2つも3つも参加しているんですね。子供さんがいないんで、選手がいないんで、そうせざるを得ないんですけれども、そういう1つのコミュニティ、運動会でも大きなイベント事業ですよ、コミュニティ事業でありますけれども、そこまでしないとやれない状況に来ているところもあるということで、決してこれは、本市にとっても他人事ではないんじゃないかなというふうに考えるんです。

その辺の、要するにまちづくりについての市長の見解はどうでしょうか。

先ほど山口裕昭議員の中で、新しいスタイルの、これはニューノーマルという意味を指していたのかもしれませんが、若い人の新しい感覚のアイデアを取り入れて、まちづくりに生かしたいという言葉をちらっと聞いたものですから、これは市長もそういうふうな方向に向かっているなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃるように、本市の8倍の規模の市と本市の状況を比較して、その市でやっていることを援用して、こちらもということはなかなか難しいかなというふうに思います。

一方で、そういった人口集積地ではない、日本の多くの地方においては、やはり人口減少や過疎化という共通の課題があるというふうに思っております。

その課題をどうしていくかについては、従来のやり方にこだわらず、社会的な環境や、それから、考え方の多様化などの現実もしっかり鑑みて、地域が持続的に発展していくための在り方というのは考えなければいけないというふうに思っております。

それが具体的にこうすればという答えは、なかなか見いだすことは難しいわけですが、ただ現実を直視して、地域づくりを進めていかなければいけないという認識でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

市長の今の御答弁のとおり、まちづくりについては、同じ方向を向いているなという感じはするわけですが、やっぱり現実的な、いろんな個別的に、それから地域的に直面している課題は、これはあると思います。

でも共通していることは、やっぱり社会経済の状況の変化、これは少子化問題も含めてそうですけれども、地域の意識低下、帰属の意識低下、それから地域課題の、個人のニーズも含めて様々な問題が多様化してくると。

やっぱり、これらを解決していくには、従来の自治会組織だけでは無理。あるいは行政だけでは無理。そういう壁にぶち当たっているわけです。

となれば、どうやって進めていくのかということが課題なわけですが、その1つの例として、例えば、宮内地区の地区集会所をどうやって運営してくださるかという質問をさせていただいたんですが、それは、今までどおりで変わりありませんよと。

だけれども、将来的には、地域センターとしてのコミュニティとしての位置づけをするならば、受皿がなければできないと、こう言われました。それはごもっともだと思います。

ごもっともなんですけれども、じゃ受皿つくりってどうやってするのやと。向こうがそうい

うふうな積極的な発想になるまで待っているのか、あるいは行政側から、ある程度方向性を示して、そういう方向で考えているから頑張ってくださいと言うのか。

この辺がやっぱり行政と市民の兼ね合いというのか。私は、宮内地区はそれだけやれる受皿は整っている、人的資源あると思うんです。

その証拠に、コミュニティ建設に関わる拠点をつくる会など、いろいろその計画に携わって提案しました。あるいは、宮内地区の公民館運営委員会も積極的に提案しました。

そういった様子を見ると、将来的に担うだけの資質を持っているんじゃないかというふうに私は考えております。

ですから、将来的に公民館運営にとらわれない、できれば宮内地区のコミュニティセンターを地区受皿をつくってもらって、指定管理で指定できるような方向で持っていきたいと思いますが、もう一度これを聞いて終わらせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 コミュニティセンターと位置づけられている地域の拠点が aumentando という認識は、私、市長選挙に出たときから持っておりまして、コミュニティセンター化については、ずっと公民館でいなければいけないというような考えは全く持っておりません。コミュニティセンターも、その地域が選択する選択肢の1つとして、しっかり考えていく必要があるなというふうに思っています。

ただ、壇上での答弁でも申し上げましたとおり、その受皿は必要である。そのときに、さっき議員がおっしゃった、市側から働きかけるのか、それとも市民側から自発的にそういった動きをしていったほうがいいのかという点でいえば、どちらかといえば、私は後者のほうが望ましいのではないかなというふうに思っていると

ころです。

ただ、まちの在り方、人口減少が長期的に続く時代においては、やはり一人一人の社会を構成する市民の皆さんが、自分事としてこの地域の在り方を考えていって、できることを一人一人がやっていくということが大切だと思いますので、そういった機運を醸成していくということは大変重要だというふうに思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長 以上で9番片平志朗議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、2時5分といたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

#### 板 垣 致 江 子 議 員 質 問

○議長 次に、13番板垣致江子議員。

[13番 板垣致江子議員 登壇]

○板垣致江子議員 13番、真政会、板垣致江子です。

間もなく東日本大震災から12年、雪の舞う本当に寒い日でした。亡くなられた方の90%以上が津波に巻き込まれたことによる水死と発表されていますが、水につかり、寒さで低体温を伴い亡くなられた方も多いのではと推測され、どんなに苦しかったろう、つらかったろうと、お悔やみを申し上げるばかりです。

まだまだ復興には時間がかかることでしょう。つらい思いの方々も多いことでしょう。私たちにできることは、少しでも早い復興を願い、忘れないで応援していくことではないでしょうか。

あの日の寒さがうそのように、ここ何日か、

日本列島は異常に暖かく、桜の便りも聞こえてきています。

南陽でも昨日今日は、17度から18度と5月並みの異常な暖かさで、地球温暖化の進行による気象変動の影響と心配されております。

サクランボ農家の方は、花芽が早く進み、また凍霜害があるのではと心配しておられました。これから収穫に向けて動き出す多くの農作物への影響が、少しでもないことを願うばかりです。

それでは、通告してあります質問をさせていただきます。

南陽市の観光について。

南陽市の観光も、昨年からようやく少しずつにぎわいを取り戻し、桜まつりや菊まつりは、市内外から多くの方々を訪れ、様々なイベントも活気を取り戻しています。

このたびの令和5年度の施政方針では、発信力のあるまちづくりを進めるとし、観光資源の活用について、熊野大社や南陽スカイパークなどの観光需要の高い観光スポットと、食をテーマとした観光コンテンツを結びつけ、さらなる魅力向上を目指すとされています。

また、赤湯温泉との連携を図り、体験、宿泊を組み込んだ着地型コンテンツのづくり込みを行うとされております。まずは、南陽市の魅力を発信し、来てもらうことは第一です。

そして次に、いらした方、迎える市民にも満足してもらうことが大事ではないでしょうか。

市政運営の基本方針でも、何事にもチャレンジする気概に満ちた南陽市を牽引し、市民が幸せを実感できる豊かな社会を目指すと言われています。

活気ある豊かな南陽市のため、次のことをお伺いいたします。

(1) 以前から要望されております観光客や市民が立ち寄れる南陽市の物産館が本当に必要とされている時期だと思います。

南陽市においていただいた方が買物をするた

めに、米沢や上山に立ち寄るのではなく、市民が頑張っている生産、製造している豊かな南陽市の物産を求めてもらえる場所が必要です。

他団体や組織との連携も含めて、市長のお考えをお伺いいたします。

(2) 赤湯烏帽子山八幡宮の境内に顕彰碑が建てられております南陽市の偉人、刀工、水心子正秀氏が、今若者たちに関心を持たれております。

特「刀剣乱舞－花丸－」～雪月華～、ゲームやアニメではありますが、2015年頃からの全国各地に刀剣ブームを巻き起こす要因になり、2022年にはアニメが劇場限定上映されました。

若者だけでなく、市内外の方に改めて関心を持っていただき、南陽市においていただけるような宣伝などの取組について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目、地域生活支援拠点の整備について。

主要施策の「健やかで安心な暮らし・子育てを実現する」の中で、障害のある方の親なき後を見据え、障害のある方が住み慣れた地域で生活し続けられる仕組みとして、地域生活支援拠点の整備を進めるとありますが、どのような拠点の整備を考えておられるのかお伺いいたします。

以上、誠意ある御答弁をお願いしまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 13番板垣致江子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、南陽市の観光についての1点目、市の物産館についてでございますが、本市の魅力ある物産の販売や観光をはじめ、様々な情報発信には有益な施設であると捉えております。

昨年オープンした赤湯温泉湯こっには、屋外で物産販売ができる機能も備えております。

その一方で、行政による物産館の経営は、不採算の事例も多く見られ、リスクが大きいと判断しております。

今後、民間事業者や商工会、観光協会等の関係団体と情報交換を行いながら、民間事業者による整備計画等があれば、できる限り協力してまいります。

次に2点目、刀工、水心子正秀の活用についてでございますが、水心子正秀のほか、約100人のキャラクターが登場する刀剣乱舞は、ゲームやアニメ、ミュージカル等で若者から支持を獲得し、刀剣ブームを巻き起こすきっかけとなりました。

関連するイベントが刀剣とゆかりのある博物館、美術館等で開催されるなど、刀剣乱舞ファンや歴史ファンを中心ににぎわいを見せております。

水心子正秀の活用は、南陽市を訪れる1つのきっかけとなると考えますので、様々な情報を収集しながら、PR方法等について研究してまいりたいと考えております。

次に2点目、地域生活支援拠点の整備についてでございますが、第6期障害福祉計画の国の基本方針において、令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが盛り込まれており、本市の障害福祉計画にも反映されております。

地域生活支援拠点等には、備えるべき5つの機能が掲げられております。

具体的に申し上げますと、1つ目は、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、2つ目は、緊急時の短期入所等での受入れや対応、3つ目は、体験の機会や場の提供、4つ目は、医療的ケアが必要な方等に対応できる専門的人材の確保、養成、5つ目は、地域の体制づくりとなっております。

本市といたしましては、障害福祉事業所や医療機関等の社会資源に恵まれている地域の特性

を生かし、既存の事業所等が提供可能な機能をつなぐ、面的整備型の拠点構築を目指しております。

5つの機能の中でも、障害のある当事者の方や、親なき後に不安を抱く御家族の方からのニーズが高い相談と緊急時の受入れの2つの機能の整備を優先的に進める必要があると判断し、体験の機会、場の提供も併せて相談支援や短期入所のサービスを提供する事業所との協議を重ねてまいりました。

現状といたしましては、3月1日に南陽市地域生活支援拠点事業実施要綱を制定し、拠点機能の利用者登録に関する申請受付や、拠点機能を担う事業所の登録の準備を整えたところでございます。

なお、国の基本方針には、年1回以上は拠点機能の運用状況を検証、検討することが盛り込まれており、本市といたしましても、来年度以降も、拠点機能の見直しや拡充を図ってまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、答弁いただきありがとうございます。

その前に、ちょっと私、今日、3月1日号の市報を持ってきました。なぜかという、これを私見たときに、すごいわくわくしました。

一番最初、皆さん表紙見ていらっしゃる、南陽高校市役所部、載っていました。若い人たちが、また来年も頑張るぞという、その意気込みが伝わってきました。

市長も、この市報にも書いてありますが、若い人たちが自由にアイデアを出しながら南陽市を盛り上げてほしいということを書いておりました、私も、インスタグラム見せていただきましたが、やっぱり若い人の観点で、いろんなこ

とを発信して、ああ、すごい子たちだなと思いました。

この子たちがやっぱり、いずれ南陽市に帰ってきて、行政にでも入っていただいて、また別な団体をつくっていただいて、やっていただければ、すばらしいなというそのわくわく感がまず1ページ目からありました。

そして、そのあと、6ページ目のところ、その次のページなんかも、地域おこしの方たちのこととか、フェスタのこととか、いろいろ書いてありましたが、6ページに「まちのアルバム」というところで「全国に誇れる南陽の農産物！生産者の皆さんが受賞続々」と書いてありました。

いや、これ見たときに、うわ、またいろんな方たちが出てきてくださった、今までも多くの受賞しておられた方がいらっしゃいましたが、こういう形でどんどんと若い人たちが農産物を生産、そしてまた6次化していくというのは、すばらしいことだなと思ひまして。で、その左のページにも、赤湯温泉の源泉を配合したローズスキんクリーム、これをつくってくださった井上さんの話とか、南陽市商工会のふるさと逸品コラボ発表会、今までは一店逸品だったのに、コラボが今度できるようになったんだ。

何か、これを読んでいて、すごいわくわくして、このページを開いたまま、主人にはちょっと見せないでおいたんですが、まずそんなこととお話し、私としては、わくわく感がすごいなと思ひました。

先ほどの市長の答弁だったんですが、残念なことに、ほぼ前回の道の駅的なものをつくれなにかというところと同じお答えでした。ちょっと残念でした。

ちょっと、そのところでもお聞きしたいんですが、この施政方針の中に書いてありました、観光スポットと食をテーマとした観光コンテンツを結びつけ、さらなる魅力の向上を図るとき

れておりますが、例えばどんなことをやろうとしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 施政方針に関するお尋ねでございます。

書いてあることは、そのとおりでありますけれども、今、様々な団体との連携というのは、今後の発展においては重要なのではないかということが、だんだん世間一般的に広がっているといえますか、その重要性が認識されているといえますか、1つの団体だけで何か頑張っ取り組むというよりは、やっぱり小さい力ではあるけれども、いろんな団体が例えばコラボしたりして相乗効果を産んで、観光資源の磨き上げであるとか、入込み客数の増加を図っていくという流れがあるのではないかと思いますけれども、もし必要であれば、詳細については担当課長から答弁させていただきます。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

ほぼ市長がおっしゃったとおりでございますけれども、特に今年度は、3年間開催できなかったワインフェスティバルもそうですし、そういった南陽の食、ワインもありますし日本酒、ラーメン、フルーツ等ございますので、やはり赤湯温泉に泊まっていたいただいて、そしておいしいものを食べていただいて、そして今度お土産に買っていただくとか、また南陽市に訪れていただくとか、観光スポットだけでなく、いろんなところとコラボしながら、そしてPRしながら、南陽市の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 何か今聞くと、今までと同じかなという感じのところしか聞こえなかったんですが、例えばこんなことを、もうこれだけ

はやりたいとかというものがあつたらと思つたんですが、それはまだないということですね。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 本来であれば、今いろいろ話題になっておりますけれども、四季南陽さんのほうのいろんな取組があつて、そちらのほうが具体的な計画がもう少しはっきりしてくれば、そちらのほうの四季南陽さんのほうといろんな取組もできるのかなというふうには感じておりました。

あと、たまたま今回の板垣議員のほうの次のほうの質問にもございますけれども、刀剣乱舞、そしていろんな刀がございますので、今いろんな刀のブームがあるようでございますので、こういったものをきっかけに、南陽市にお越しただけるような、例えば情報発信も含めて、もっともっとしていかなければならないのかなというふうに感じております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 やはり情報発信、四季南陽さんができてからも、それは必要なことだと思います。

ただ、先ほども申しましたとおり、南陽市に観光なり遊びに来てくれた方たちが、ほかでお土産を買う。それは、南陽市民にとって非常に残念で悔しいんですね。悔しいんです、本当に。

だから、そのところをこれから市としてももっともっといういろいろ考えていただきたいなと思ったところでした。先ほどの「まちのアルバム」を受賞された方々の品物、これをどこで売なのか、どこで買えるのか、それは市民も観光客も一緒だと思います。そこがまだまだ足りないんじゃないかと。

本当に情報発信して、観光に来ていただく、それから、施設がどんどん注目されてきて、熊野大社でも、いろんなところが観光客が増えてい。でも、その方たちがどこか1か所で買う

ところがあればまた違うと、私は思うんです。

南陽市、今、ラーメンですごい盛り上がり、市長が盛り上げていただきました。これは、ラーメンという完結されたものを、出来上がったものを発信していくということで、すごいそれは成功だったと思います。南陽市イコールラーメンみたいな形で。

でも、これからやはり求められているのは、この6次産業で一生懸命やってくくださった方、また、産直で出しているようなおかひじきのものなんかも、ほかの市町村から見れば、南陽市にしかないものがたくさんあるわけです。それをどこで買えるのか、どこで売れるのか。

生産している人たちも、そこで皆さん悩んでいるはずなんです。そこをしっかりと考えていただいて、物産館的な、本来ならば道の駅という名前を出せば一番いいんですが。

というのは、今、道の駅がすごいにぎわっております。高畠は物産館もにぎわっているし、道の駅もにぎわっている。上山の方に行くと物産館です。また別な施設を造ろうとしております。

そういうことを考えると、南陽市だけが物産を売るところがないんですね。

そう考えると、いっぱい観光客が来ていただいているにもかかわらず、買って行く場所がない。これは本当に残念なことだと思います。

私たち、県大会したときに、市長にも来ていただきました。シェルターなんやうで山形県婦人連盟の県大会をさせていただきました。あれだけの人数しか、このたびはコロナ禍ということで来ていただけませんでした。

それでも、物産販売やっていただきました。かなり売れました。南陽市に来た方たちは、せっかく南陽市に来たんだから南陽市でないと買えないものをたくさん買っていこうということで、皆さん買っていただきました。その思いは

強いんだと思います。

市長にお伺いしますが、赤湯温泉のおかめ会の方たちと毎年お話し合いをしているときに、物産館的な、そういう、お土産のまとめて買える場所が欲しいという要望が出されたことがあると思いますが、そのときのお答えも、先ほどのようなお答えだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ちょっとその質問が出ていたかどうか、記憶に定かではないんですけども、私、いつもどの場所においても、申し上げることは同じだというふうに認識しております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 おかみさんたちが言うのは、市長にお願いはしてあります。でも、なかなか行政でそういうものをつくるのはリスクが多過ぎる、そういうお話をいただきます。

でも、私たちは、お客さんに帰り際に、南陽の物産どこで求めたらいいですかと聞かれるんだそうです。多分、おかみさんには聞きやすいから、皆さん聞くとするんですよ。でも、そのおかみさんたちが、いや、南陽市でまとめて買えるところはないんですよ、個々のお店に回っていただくか、あと、どうしても皆さん買っていかれるときは、高畠なり上山、山形なり回って行かれたらどうでしょうかねというしか言えないんだそうです。そうなんですよ。

結局、各お店の、例えば、これ、南陽市観光推進会議の一番新しいパンフレットです。この中に、各商店とか物産のところとか、いろいろ載っております。そして、最後に書いてあるのが、例えば南陽市のモデルコースと書いてあります。宿泊プランとして、1日目、龍上海さんから始まって熊野大社、ゆーなびからころ館、それからお泊まりになって、雲海を見て観光ブドウ園に行ってブドウ食べましょう、夕鶴の里

へ行ってお話聞きましょう。そこまでなんです。

本来だったら、ここに南陽の物産を買える、最後にお土産を買う物産館的なところを御案内して、南陽を楽しんで帰ってくださいというふうなものだと思うんです。

そこを、旅館のおかみさんたちも、いろんな場所があります、御案内しますよって、宿泊して楽しんでください、お土産はここで買ってください、そういうところがない。それは本当に非常に残念なことだと言っておりました。

6次産業の方たちにも、市長は、これからの市の農業6次産業化を牽引していただきたい、この受賞した方たちにおっしゃっております。

でも、この方たちが、どこで売ったらいいの、どこで買ってくれるの、私たち、お取り寄せしていただく方も多いかと思います。でも、時間とガソリンをかけて、外に営業に行って売らなきゃいけないというところもあるということで、非常にそこは納得がいけないというふうなことも言っておりました。これは皆さんからの意見です。そうしたこともあります。

本当に、ぜひ、この辺のところを一生懸命考えていただきたいなと思います。

今まで、コロナでなかなか思い切って出られなかった方たちというのは、情報をすごい集めているようです。じゃ今度行ったらこうしよう、ここでこれが買えるねって。だから、南陽市の物産が受賞しているということも皆さん調べているそうです。

こういう方たちが、本当に宿泊に来たとき、動き始めたときに、まだ南陽にはそういうまとめて買えるところがないんだと、それは非常に南陽の観光にとってマイナスだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 まず、旅館のおかみさん方がお土産品をお客さんに勧める場合に、他市町村の物産館

を進めるのではなくて、まず自分の旅館で買っていかれることをぜひ進めていただきたいということが一つ。

それから、旅館組合が運営しているゆーなびからころ館をもし案内していないんだとすれば、それはぜひ案内していただかないと、せっかくあの施設が準備されているのに生かされないということなので、非常にもったいないなというふうに思います。

さらにもう一つ、赤湯駅に駅の駅ということで南陽市の物産が多数置いてございます。ぜひ、そのあたりも御案内いただきたいという、この3点なんです、基本的に6次産業化、生産して、製造して、販売するということまでで6次産業化、その販売についても、6次産業化をされている方が、いかに販売するかということまで含めて6次産業化ですので、そこについては、様々な事業者の皆さんが、個別に、基本的には、その事業者の方でやっていただくのが基本の姿だというふうに思っています。

しかしながら、例えば、南陽市には、様々な小売店舗もございますので、そういったところとの連携とか、あるいは事業者間の連携といったことがもしございましたら、南陽市としては、できる限りの応援をしてみたいと考えております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 今、市長のほうから、自分の旅館で売っているものを買ってもらい、また、からころ館を紹介してほしい。

それは、私たちも経験しています。

小さい旅館で、売店どのぐらいの数のものをそろえられるか、いろんな旅館ありますが、お土産を全然置いていない旅館も幾つもあります。置いてあるところもあります。

でも、置いてあるところは、本当に、申し訳ないんですが、ある程度どこでも買えるような物産です。



駅の駅、ここは最近いろんな形で頑張っているの、少し魅力が出てきたと思いますが、ただあそこは、電車を利用する人たちが中心であって、バスで観光に来る人たちとかではないと思います。

そして、6次産業が売るところまで、いかに販売するか、事業者の力量だって。これは限界があると思います。大きな会社が6次産業やっけていて、そこまでやる力があればいいです。でも、そこまでのことを考えたら、もう6次産業なんて中途半端にやっていられないねというふうに、やらないほうがいいのかというふうに思う方も、いらっしゃるんじゃないかと私は思います。

これは、ちょっと違うと思います。

小売店舗を回って紹介してもらってというのも、観光に来た方たちがここに行って、そこから帰るんだけど、そこから何か所回るというような時間的余裕もない。そこで楽しみになっているのを諦めて帰られる方もいらっしゃると思う。

私たち女性は、どこか観光とか研修に行っけとします。いや、ちょっと予定になかっけけれども、あの物産館に回っけしてみない、買物したいからと、すぐ声が上がります。

というのは、何回も行っけしている物産館なんです。またそこに行くのかと、運転手さんは言います。でも、帰っけくるお母様たちの手を見ると、また両手に持っけ帰っけくるんです。また買っけきたのかと。すると運転手さんが、いやもう、じゃしようがない、下に入れますかとかと、いろいろ気を遣っけくれたり、荷物落ちないように気を付っけてくださいねとか。

もう本当にそれが1か所だけでなくて、やっけぱりあそこに回りたかっけたね、ここにせっけかく来たんだから、そういう言葉が常に出るんです。

だから、また買っけきたのかと言われながらも、せっけかくそこに行っけたんだから、そこでし

か買えないものを買っけ、近所にも配りたいとか、娘に上げたいとか、いっぱいあるんですよ、そういう思い。そんなこともあります。

やはり熊野大社なり、夕鶴の里なり、いろんなところを発信して、十分一山もそうです。本当に雪の十分一山も宣伝していただいたり、テレビでもいろんな状況の。今、南陽市すごいですよね、BSで、市長も映っけていましたが、1時間番組。この間、民放でも1時間番組、南陽市。ああ、すごいでね、行っけてみたいね。ああ、こういうものあるんだっけたら食っけてみたい、買っけてみたい、そういうものがたくさんありました。

でも、ある方に聞くと、なかなか東北自動車道で観光に来る、こういうところに行っけてみたい、そう思っけても、時間の限られた方は、じゃ、あそこ1か所だけ行っけて物産館行こうか、そういうことを考えたとき、物産館ないんだ、じゃ、あそこはまたいずれとかと考える方もいらっしゃるんだそうです。

そういう発想、私はちょっと持っけていなかったんですが、ある方に言われまっけました。そういう物産館的なところがあるのとなないのでは、高速から下りて回ろうかという気持ちにならない方もいる。ああ、そうなんだと、本当につくづく考えまっけました。

その辺のことで、もう本当に、市長には頑張っけていただければ、いただかなければ、南陽の観光はちょっとというところかなと、私はちょっと今感っけしているところなんです。

愛菜館、南陽の物産がある程度置かれて、商品の販売も行っけております、いろんな方たちが持っけ、南陽市だけではないんですが、あそこすごいで人気があります。

私は、市民の方が好きで通っけているのかなと思っけたんです。物産展、ラ・フランスとかそういうときは、もう本当に人が朝早くから並んで、一番いいもの欲しいねみたいで並んで

でいらっしゃって、びっくりするほど人が多く集まっています。

そして、これは、観光のほうの方がデータを取ったんだそうです。南陽市の観光客が多い月は、愛菜館の売上げも上がっていると。それがデータの的にきちんと出ていると。だから、熊野大社とかそういうのは、時期的なあれがありますが、全体的な観光客を見たときに、愛菜館の売上げが、それに比例して売上げがアップしている。

ということは、観光客の方たちも、分かっている方たちは回っているんだそうです。私たち市民だけでなく、南陽に行ったらあそこで買ってこようね、だけれども、物産館というまでの量はないわけですね。ただ、愛菜館を経営している農協さんも、これ環境的な観点からも、ガソリンかけてよそに持っていくんじゃなくて、地元の農産物を地元で買っていただけるような施策を拡大していきたいという思いは持っているらっしゃるようなですね。

だから、いろんな方たちと、先ほど、つながって一緒に協力してやっていくということで、それは当たり前だと思います。

ただ、そこで行政が、そこにリスクがあるからということで、ほかから協力してくれと言われてたり、つくるから協力してくれたりと言ったら協力しますよという、ちょっと弱腰ではなかなか難しいのかなと思いますので、ぜひ、市長のほうから、いろんな団体とか、周りの方たちに、そういう情報を得て、できれば、本当は道の駅という形でつくればいいんですが、つくれなかったら、せめてこの6次産業を頑張っている人たち、また、ほかにも頑張っているらっしゃる業者の方たちもいます。そういうことをしっかりと捉えて進んでいきたいと思うんです。

ちょっと長井の道の駅に行った方が、いや、あそこに行って感動して帰ってきました。何で。

何でが多過ぎるかもしれませんが、何で。普通のどこでも買えるお土産は、山形県内のお土産は脇にちょっとあるだけで、全てのところが長井市のお菓子屋さんだったり物産だったり、いろんなところが全部集まっているんですよ。いや、これも欲しいね、これも欲しいねと、もう目移りするほどに感動しましたよと言うんですよ。

そういう場所がぜひ南陽市にもあるべきだし、今だと思っただけ、つくらなきゃいけないのは、今これからコロナ禍が落ち着きまして、皆さんは騒ぎ始める。そういうところで、ぜひ、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 その物産館的なものは、いいところはいいんですけども、悪いところのほうが多いんですよ、経営が、現実的には、持ち出しになって、どうしてもその分の財政支出をその施設に割かなければいけないというところのほうが多いのが現実です。そういったことも踏まえて、いろんなことを市民の皆さんと一緒に考えていければというふうに思います。

先ほど議員がおっしゃった愛菜館さんについては、非常に南陽市の中でも、直接生産者と、それから消費者が顔を合わせられる施設ということで、大変人気があるというふうに私も認識しております。

この間、農協さんとの懇談会の中でも、愛菜館さんについては、ぜひ、さらなる販売力の強化ができないかといった話題も投げかけさせていただいたところです。

そういった民間の皆さんとの連携の中で、南陽市の販売力の強化を目指していければというふうに考えております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 ぜひ、一歩でも二歩でも進

めていくために、いろんな方たちの意見を聞いたり、また、農協さん側の拡大していきたい、そういう農産物を販売するために、環境的にもガソリンをかけて外に出すんじゃないかと、地元に来ていただいた方に買っていただけるような場所がもっと必要じゃないかという思いがあるようなところとか、いろんな方策があると思います。

だから、行政でやるのはリスクが多過ぎます、協力してくれというところがあったら協力しますと、そういうんじゃないかと、こちらから、これから観光客をどんどん呼び込むため、また、南陽市のすばらしいところを見ていただくために、進めていただきたいと思います。

そこのところ、覚悟と言ったらおかしいんですが、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後にもう一言、よろしくをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 残念ですが、非常にいろんな方たちがいろんな思いを持って、今日は質問させていただきます。

私たち、私だけの思いじゃなくて質問させていただいております。その辺ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、それでは2番目のところに。水心子正秀さんのことですが、これ、やはりアニメとかゲームなので、私も知りませんでした。若い方たちから言われたんです。南陽市、どうして水心子正秀さんのことをもっとアピールしないんですか。郷土の偉人のところに書いてあって、烏帽子山八幡宮に顕彰碑があるというのは、知っていたんですが、そこまで若い人たちが興味を持っているとは思っていませんでした。

確かに刀剣ブームのときは、いろんなところ

で展覧会とかいろんなことありましたが、そこが水心子正秀さんとなつなっていたということは、あまり考えたことがなかったんです。

郷土の偉人のところにも、平成23年の市報に掲載された文章が載っておりますが、若い人たちが、正秀さんの偉いところはですねと語るわけですよ。

そして、自分の知識を皆さんにも分かってもらいたいということで広めたんですよと、自分だけのものにしなかったんです。若い人たちがそういうことを私に切々とやってくるんです。

いや、これは、市長がラーメンでアニメのところとコラボして広めていくような感じで、もっともっと外部に発信しなければいけないことではないかと思ったわけです。

4月には、烏帽子山八幡宮のところで桜まつりもあります。そういうところへのアピールは、間に合うか間に合わないかわかりませんが、多分若い人たちは、この市長の答弁をまた発信すると思います。ぜひ赤湯に来てくださいと、烏帽子山の桜を見ながら、はい、あそこの顕彰碑を見てください。ここに水心子正秀さんの碑があります。それだけでも若い人たちは、来たくくなると思います。

今までの観光客の中にも、1割程度の方は、あの水心子さんの碑がここにあるんですかとびっくりされるそうです。それがこれからもっともっと増えることを私は願っておりますので、そこは市長と観光課、観光協会一体となって頑張っていたら、まだまだいいところになると思いますので、頑張りたいと、これは要望としておきます。

それから、福祉のほうのことですが、実は私も、これを何年か前に、「親なき後」をみんなを支える」という本を頂きました。これは、知的障害のある方の高齢化を考えるということで、全国手をつなぐ育成会連合会のお母様たち、お父様たちが冊子にしたものなんです。

その中で読ませていただくと、本当にこれから大事なことだなということで、いろいろ読ませていただいたところが、先ほどの福祉計画の中に、令和5年度末まで、市町村でやらなきゃいけないということで進められたということを知り、よかったです。

本当にこれは、私が読んだ本は知的障害のある方のみですが、いろんな障害を持った方たちが、親が亡くなった後では遅い、その前にいろんなことを考えておかなければならない。親が亡くなった後、兄弟にそれを託すのは無理だと思うんですね。

今、南陽市にはいろんな既存の施設があって非常にいい状態ではあるということをお聞きしましたが、それを今、家庭内で親が見ておられる方、また施設に通っていらっしゃる方、そういう方たちが、どんどんと高齢化したときに、なっからでは駄目なところをしっかりと支えていただくためには、本当に必要なことだと思います。

先ほどの話では、面的整備という部分で南陽市がやられているということで、地域生活支援拠点という場所ではなくて、面的整備というところで始められるということをお聞きしました。

いずれはどういう形になるのか分かりませんが、これは、本当に徐々にいろんなことをやっていかないと、本当に親が年取って、いよいよなところでは駄目だと思いますので、コーディネートをしてくださる方たちを育てていただくとか、そういうことが本当に必要だと思いますが、今後、これから先、どういう形でもっと進めていくのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、これは将来に向けて

非常に大事なことだと思います。当事者からすれば、非常に切実な問題というふうに私どもも捉えております。

今回の事業に当たりましては、先ほど市長答弁にありましては、先ほど市長答弁にありましては、南陽市におきましては、社会資源のほうに恵まれているというふうなことで、様々な事業所がそれぞれ専門性を持って、地域の中で仕事のほうをしていただいているというふうな面がありますので、それぞれの機能をまずしっかりと優先させていただきながら、ともに横のつながりを持って、それを面的というふうに申し上げておりますけれども、互いに連携しながら、これから進めていきたいと思っております。

5つの機能のうちのみまず相談と緊急時の受け入れ対応というふうなところをまず優先的にやらせていただいて、今後につきましては、まだまだ足りない部分を拡充していったり、またお互いに協議を進めていくというふうな方向で考えております。

以上です。

○板垣致江子議員 これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 以上で13番板垣致江子議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時56分 散 会

令和5年3月10日（金曜日）

本 会 議

令和5年3月10日（金）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和5年3月10日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長
安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記


~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。昨日に引き続き一般質問を始めます。

山口正雄議員質問

○議長 最初に、8番山口正雄議員。

〔8番 山口正雄議員 登壇〕

○山口正雄議員 おはようございます。

8番、政風会、山口正雄です。

早速、先に通告しております中学校部活動の地域移行について質問させていただきます。

厚生労働省は2月28日、去年の速報値の出生数は、過去最低だった前年より、さらに5.1%ほど少なく、初めて80万人割れとなったことを発表しました。

子どもが日常生活をしていくために必要な各種サービスは、一定の人口規模の上に成り立っています。その人口が日本の至るところで減少を早め、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、社会保障の持続性の懸念や過疎化によるコミュニティ機能の低下などが進み、様々な影響をもたらし始めております。

本市の人口も昨年10月に3万人を切りました。そのような中で、この4月から中学校休日部活動の地域移行が始まろうとしております。

中学校の部活動は、昭和22年の学習指導要領において選択科目の自由研究に位置づけられ、学年の区別を離れた児童生徒のクラブ活動が初めて教育課程の中に示されました。以来、様々な変遷をたどり、今日まで継続してまいりました。

体力の向上をはじめ、多様な学びの場として教育的意義が大きく、豊かな人間性を育む基礎になると同時に、我が国のスポーツ振興を大きく支える礎としても大きな役割を担ってまいりました。

令和3年3月定例会で、市内3中学校合計の生徒数、教員数、部活動数を10年前との比較でお聞きいたしました。生徒数、教員数が大きく減少する中で、部活動種目及び男女合計の部活動数は増加しているということでありました。

このような状況から、各クラブ在籍の部員数が減少し、チーム編成はできても十分な練習ができない部、チーム編成が難しく他校との合同チームとして活動せざるを得ない部、また、入部する生徒がおらず、部の存続が危ぶまれる部もあるとお聞きします。

また、中学校部活動につながる本市のスポーツ少年団でも、各地区の部員数が少なくなり、ある部では市内一本化を模索されているという話もあるようであります。

一方、部活動の指導を担う顧問の教員は、競技経験のない部活を担当する場合も多くあり、そのため、外部指導者をお願いしたり、各校1名ずつ引率可能な部活動指導員が配置されておりますが、教員の負担軽減になっているとはいえ、休みがとれず長時間労働を強いられている現状だと思っております。

日本の社会では週休2日制が当たり前で、週休3日制を実施している企業も増加しておりま

す。この当たり前の働き方が、教員には適用しにくい状況となっているということだと思いません。

このように、少子化による生徒数の減少、教員の働き方改革を背景に、文部科学省は2020年に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を発表し、段階的に学校から地域に移行する案が提示されました。それを受け、スポーツ庁は2022年6月、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を公表し、国による部活動改革が始まりました。

文化庁とスポーツ庁は当初、休日の部活動の地域移行を2023年度から2025年度までの3年間で達成する目標を掲げましたが、指導者不足などのため早期の達成が困難な地域に配慮する形で、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望ましいとガイドラインを見直しました。

本市においても、受皿となる団体や指導者の確保が難しい状況にある中での地域移行であるため、教育委員会としても難しい課題を推し進めていかなければならないわけではありますが、どのような考えで取り組んでいこうとしているかなどについて、生徒、保護者、地域の皆様の理解もまだ深まっていない状況だと思います。

今日の質問で教育委員会の考え方や進めていく上での課題なども含め、多少なりとも理解を深めていただくことになれば幸いですし、できるだけ早く生徒や保護者の皆さんが安心して自主的に取り組んでいけるような地域移行にしていただければという思いで、次の項目について伺います。

1、地域移行を進める上での基本的な考え方を伺います。

(1) 中学校単位か、あるいは3校合同での地域移行にするのか。また、運動部、文化部全てを対象とするのか。

(2) 部活動種目を現状のまま移行するのか。

(3) 地域移行を進める主体はどこか。

2、地域移行を進める上での課題と対応について伺います。

3、地域移行を具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

8番山口正雄議員の中学校部活動の地域移行についての御質問は、教育分野における御質問のため、教育長より答弁いたさせますので御了承承願います。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 おはようございます。

8番山口正雄議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、部活動の地域移行を進める上での基本的な考え方についてでございますが、何より生徒の将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、より一層望ましい成長を保障することが重要であると考えております。

そこで、休日の部活動の在り方につきまして、令和5年度より段階的に見直すことといたしました。国や県のガイドラインや方針に基づき、生徒が休日の過ごし方を自由に選択できる環境を整備するとともに、選択肢の一つとして、地域スポーツ、文化芸術活動の場を確保するべく取組を推進してまいりたいと考えております。

この取組は、部活動種目等を現状のまま移行するというものではなく、運動部、文化部の区別もなく、全ての活動を対象としており、生徒にできる限り多様な選択肢を提供することで、休日の豊かな体験機会を増やしていくことを目

指しております。

なお、現在、各中学校に設置している部活動と同じスポーツ、文化芸術活動に休日も引き続き取り組みたいと希望する生徒のために、各中学校、各部活動単位で実態を整理しながら、学校と地域が協働・融合した形での持続可能で多様な環境整備を進めてまいりたいと考えております。

中学校単位であったり、3校合同であったり、の枠組みにつきましては、各中学校及び関係する団体等の実情に応じて柔軟に対応できるよう検討、協議してまいります。

次に、部活動の地域移行を進める主体についてでございますが、教育委員会が中心となって取り組んでまいります。市当局や関係する団体等とも緊密に連携、協議し推進してまいります。

次に、部活動の地域移行を進める上での課題と対応についてでございますが、本市における課題を現在あらゆる視点から検討するとともに整理しているところでございます。指導者や練習場所の確保等の諸課題に対しましては、競技種目や団体等によって実情が異なるため、個々に関係する方々と丁寧に議論を進めていく必要があると考えております。

その中でも、現在最も課題と感じていることは、生徒が部活動や豊かな休日の体験機会を含めて、より意欲的に中学校生活を送るために、心配や不安などをできる限り解消していくこととでございます。そのために、生徒や保護者、関係する団体等々の方々に早く正確に丁寧に情報提供を行う必要がございます。令和5年度に向けまして、できるだけ早い段階で教育委員会としての方針をお伝えすることができるよう、今、準備を進めているところでございます。

次に、具体的な部活動の地域移行の取組についてでございますが、令和5年度より3年間を取組推進期間とし、年度ごとに幾つかのモデル

種目等を設定するなどして研究を深めていきたいと考えております。

そして、中学校と関係する団体等との間で合意形成が図られるなど体制が整った競技種目等、できるところから地域で生徒の休日の活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 どうも御答弁ありがとうございます。

この中学校部活動の地域移行は、教育委員会としても今までなかったことで、初めての経験だというふうなことも昨日ありました。そんなことで、要するにこれからコーディネーターの方が入っていただいて、様々な事柄について準備委員会で決定されていくんだろうなというふうなものばかりだと思います。

そういう意味では、今日この場で明確に教育委員会としての考え方というものが出ると出ないものと様々おありかと思いますが、今答弁ありましたように、地域移行を主導する教育委員会としての考え方や方向づけ、その辺について示していただけたらなど、そんなふうな思いで今日は具体的な点を質問させていただきたいと思うんですが、ただ、昨日、島津議員に託されたような感じもでございますので、それからまず最初にお聞きしたいんですが、昨日、要するに部活動の意義ということについて教育長は、人間形成に大きな役割を果たす意義のあるものだというふうに答弁をなされました。

この意義のある部活動が徐々に学校から地域に移行されようとしている。この意義をできるだけ損なわないような形で地域移行ができるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○**教育長** それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

昨日も申し上げたとおりでございますが、やはりこれまでの部活動は大変意義があり、成果もあったというふうに捉えておりますし、皆様もそういう認識でいらっしゃるのかというふうに思っています。

しかしながら、現在の部活動が、先ほど冒頭、壇上で山口議員がお話しされたとおり、少子化によりましてなかなか希望どおりの種目を選ぶことができない、あるいは指導者に関わっても専門でない教員が担当せざるを得ないというようなことで、様々な課題や弊害が出てきているというようなことも現状でございます。

したがって、部活動の意義そのものが維持、さらには発展できるよう、目的は同じにししながら手段を変えて部活動を持続可能なものにしていくということが今回の大きな狙いであるのかなというふうに捉えているところでございます。

○**議長** 8番山口正雄議員。

○**山口正雄議員** 分かりました。ありがとうございます。

生徒たちにとってマイナスにならないような観点で、この地域移行というものをぜひ進めていただければと思います。

それから、質問に入る前になんですが、2月の初め、教育委員会としてアンケートを取られました。それはこれから部活動を選ぶ際には任意になると。その段階で学校の部活動をこれからも引き続き、平日ですね、放課後、やっていくのかどうか。あるいは別なほうに、自分の好きなほうにやっていくのかどうかという質問がありました。

もう1つは、地域移行化が進んだときに、引き続き部活動を地域の中で同じ種目をやっていくのか。あるいはそれと違った形でやっていくのかという質問がございました。この辺につい

て、今の中学校1年生、2年生、あるいは今年入学される方々のアンケートの結果について、大まかなところを、結果を教えてくださいたいと思います。

○**議長** 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○**学校教育課長** ただいまの御質問にお答え申し上げます。

準備委員会の中で、子供たち、保護者の考えの現状を把握する必要があるという意見をいただきまして、本年2月、小学校5、6年生、中学校1、2年生とその保護者を対象としたアンケートを実施したところでございます。

大きく2つの設問をしております。ただいま議員から御指摘ありました、1つ目は任意加入となった場合の放課後の過ごし方、2つ目は休日の過ごし方についてでございます。

1つ目の、部活動が自分の意思で加入するかしないかを決めることができる活動、つまり任意加入とした場合、放課後の時間をどのように過ごしたいかという設問に対しまして、おおよそ6割の児童生徒が、それぞれの部に所属し活動することを望んでいるということが分かりました。同じ割合で保護者の期待も一致しているところでございます。

一方で、残りの4割のうち2割前後の児童生徒が、放課後の時間を自分の趣味や習い事、自分の好きなことに取り組むために使いたいと考えており、また、残りの2割の児童生徒が、学校以外のスポーツクラブや文化芸術活動に取り組んだり学習の時間に当てたりしたいと考えていることも分かりました。こちらも保護者の回答と同様の傾向にございます。

大きな2点目の休日の過ごし方について、休日の部活動の地域移行が進んだ場合、休日をどのように過ごしたいかという問いには、小学生は平日とほぼ同様の割合でございます。中学生については、部活動と同じ種目や文化活動に取

り組むと回答した生徒が約半数、5割ほど。平日の問いよりも1割ほど減少し、自分の好きなことに取り組んだり部活動とは違う多様な種目、文化活動に取り組んだりしたいという回答が増えています。これまでの実体験を踏まえて、休日の過ごし方を多様に選択したいという思いが感じられます。保護者の回答では、家族と過ごす時間等を考慮しまして、その傾向がより顕著であったなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 今、ほとんどの方が部活動に所属しておられる。外部のクラブチームに何人か入っておられる方はもちろんあるわけですが、全体としてほとんどの方が部活動に所属されている。そういう現状からすると、4割の方が部活動から離れるという結果に今の話だとなっている。そういうことからすると、ますます部活動に所属する人が少なくなるということが傾向として分かる。

そういう中で、今の部活動そのものが成り立つのか成り立たないのか、個人競技は別としても、団体競技の場合にどうなっていくんだろうという非常に心配なものがあります。

そこで、先ほどの答弁の中では、要するに、学校単位で成立する部活は単独で移行できるのかなど。あるいは、そうでないところは合同にというようなお話もございましたが、この数字からみるとなかなかそれは難しく、要するに合同でなければ成り立っていかないのではないか。そんな感じがするわけですが、その辺、教育委員会としてはどのようにお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 それでは、お答えいたします。

今の御心配いただくとおりのことを非常に私

も懸念しているところでございます。ただ、現状でやはりどこの学校の何部を残すか、あるいは3校合同にするかということは、まださらに実態を調査しながら、生徒の声を聞きながら、この3年間をかけながら確実な方向に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 分かりました。

そういう意味で、やはり生徒たちがやりたいものをやれなくなるんじゃないかと、やりたいものを、数は少ないけれどもやっていけるような環境をぜひつくっていただけるような御努力をお願いしたいなと思います。

それで、新たな課題という面で具体的にお伺いしたいのですが、その前に1つ、この地域移行した後の活動というのは学校の部活動という位置づけなのか、あるいは地域スポーツとか地域クラブというか、その位置づけがどうなっていくのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

休日に活動を希望する生徒は、学校の教育活動とは別に位置づけられている地域スポーツ活動や文化芸術活動として、地域のスポーツクラブ等に加入して活動するということとなります。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 そういうことは、結局は休日の部活動は学校は関知しないということよろしいんですね。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

市内に住む同じ生徒が活動するというところでございますので、連携を取りながらというふう

な形になろうかと考えているところです。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 そうすると、例えば平日は学校教育の一環、土日とか休日は社会教育の一環としての位置づけになるということではよろしいですか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 そのように捉えているところでございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 それでは、具体的な点でお伺いいたしますが、要するに、今、受皿がどうなるのか、指導者の確保をどうするのかということが大きな課題だと思います。そういう中で、今、スポーツ協会としてもその指導者確保のために研修会等取り組んでおられるというようなことをお聞きしているわけでありますが、例えば資格取得する、公認スポーツ指導者資格というものを得るための研修というような理解でよろしいんですか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 お答えいたします。

スポーツ協会のほうでも様々指導者の育成というようなことで取り組んでいただいているというふうには伺っております。

御質問の意図に外れるかもしれませんが、これまでのやり方と来年度から全てが変わるというわけではございませんし、来年度、直ちに土日の活動が学校から切り離されるのかというような御心配もあろうかと思いますが、まだその段階までは行っておりませんし、やはり指導者の確保が本当にできるのか、お願いできるのか。あと、そういった条件も整備されるのか。そういったところも含めながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 そのとおりだと思います。要するに、今すぐ移行できるという環境にもないし、受皿もない。だから、やはり時間がかかるということは必要だと思います。

その中での今の、要するに受皿を確保するための指導者資格を取るというか、そういう指導者を育成するというのが今の研修会なんだろうと思いますが、例えばそういうふうな、これからも、要するに受皿をつくるため、さらに進めていかななくてはいけないような状況があるのではないかなと思います。そういう中で、その受講される方のお金というのはやはり有料なんですかね。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 お答えいたします。

現状の中でも、スポーツ少年団の指導者の方につきましても受講していただく、これは有料であると。ですから、これから様々な資格というものについては、やはり受講するための経費が必要であるというふうには認識しております。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 お金がかかるという、であれば市長、こういった中学校の部活動を地域移行するために受皿となる指導者を養成しなくちゃいけない。これは必ずそうせざるを得ないわけですね。そういうことが、要するに本人の負担でということではなくて、例えばその辺の資格を取るための予算というものは市で何とか確保できるような何か支援策というものはお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 現段階ではその支援策については考えておりませんが、基本的にこの部活動の地域移行というのは、先ほど議員が壇上でおっしゃったように、少子化、そして働き方改革が入り口

になっているんですが、不思議なことになぜか出口は部活動の地域移行という。一番大きな面は、教員の働き方を改革して、教員志望者を増やして、義務教育、公教育が将来にわたって維持されるようにと、健やかな教育環境が維持されるようにということのはずで、その趣旨で土日は教員も生徒も休もうと、そのはずなんです。と私は認識しています。

です。平日に行っているような部活動をそのまま土日に行うということではない。今もガイドラインによって土日のいずれかは休むことになっている。それを土日の両方とも休みにして、土日は生徒の主体的で自主的な活動に当ててもらおうと。ただし、そのときに地域で様々な受皿をできる限り準備して、多様な活動ができるようにしようということだというふうに認識しておりまして、議員御指摘のその指導者の育成に要する経費について自治体で何らかの予算措置を行うべきかどうかということは、現在は先ほども申し上げましたとおり検討はしておりませんが、検討すべき事柄の一つではあると認識しております。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 ぜひ、そういう段階に至りましたら前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、例えば今、指導者が不足している。それを養成しなくてはいけない。そういう中で先生、要するに教員の方が休日にも指導してもいいよというような方がどのくらいおられるのか。あるいは今の部活動指導員、各1名ずつ配置されておるわけですが、その方々のこれからの活動というのはどういうふうに変わっていくのか。その辺についてお伺ひしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

先の調査の際に教職員の声も拾っているところでございます。

休日の部活動移行に対して、9割の教員が肯定的な回答をしているところでございます。また、休日の部活動の指導者として関わりたいかという問いにつきましては、約半数の教員が否定的な回答をしております。また、分からないと回答した教員も4割ほどおりました。

部活動の教育的意義を理解しつつも、働き方改革推進という視点のはざままで逡巡している先生方も多いんだなというふうに捉えているところでございます。

部活動指導員の位置づけにつきましては、こちらも働き方改革というものの視点で配置されている事業でございますので、その視点が継続されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 分かりました。

何かこれにだけ時間を取るとほかのものも聞きたいところがありますので、別なものをやっけていきますが、この地域移行化になったときに、市の運動部活動の在り方に関する方針、この中には休養日1日、土日に関して。それから、夏休みのときとか長期休業のときは連続した休養日を取ると。それから、活動時間は3時間程度。こういうことになっています。それから、定期試験日前の3日間は活動を停止するということがあります。そして、こういうものが学校管理下外のクラブ等での活動も上記基準内の活動とするというような1項があります。この辺について、地域移行化したときに、この辺の関連はどのようなふうになっていくか、これはなくなるということではよろしいですか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 直接所管するということができないケースもあるかと思ひますけれども、そういつ

た団体の方々と共通認識を図りながら、生徒自身の負担にならないように配慮していく必要があるというふうに考えております。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 分かりました。

それから学校の、要するに場所の問題、練習場所の問題についてなんですが、私は、学校施設のものやはり無償で使っていただくと。これが原則なんじゃないかと思えます。これについてはどうお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 当然といたしますか、やはり使うことが可能であれば、そういう御希望があれば、そこは無償で施設、設備を開放するというようなことは当然だというふうに考えております。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 例えばですね、グラウンドとか体育館とか、今も一般の人にも開放しているわけですが、例えば宮内中学校の場合なんかは柔道場とか剣道場とか、剣道場はどうか、要するに体育館以外の部屋で活動する場所もあるわけです。この場合は体育館までの使用しか認めていないという状況があります。そのように体育館以外の部屋で活動しなくちゃいけないという部があったときに、要するに休日でも学校が鍵の管理とかというものが出てくると思いますが、その辺についての対応はどうなるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ただいまの御質問にあったとおり、例えば休日に限ってですが、体育館あるいは武道場、そういったところを使う場合に、いわゆる校舎のほうに自由に出入りができてしまうという課題が確かにございます。そうしたことも含

めて、先ほど教育長答弁にあったとおり、その辺も含めて、今後、協議、検討はなされていくものというふうに考えておりますけれども、明確なお答えはできないかもしれませんが、現時点の考えとしては、休日の活動であれば市民体育館ですとか、あるいは武道場、あるいは学校施設であれば独立して使うことができる施設というものを優先的に使用するというを検討していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 分かりました。

それから、要するに保護者負担の問題についてお聞きしたいと思います。

当然地域移行化になれば学校の保険は適用にならないということだと思いますので、新たなスポーツ安全保険の加入であったり、あるいは指導者に対する報酬というのか指導料というのか、がかかったり、あるいは練習試合の審判の謝礼であったり、備品とか消耗品とかの負担がどうなるかですが、そういったことが当然保護者の方が負担しなければならないということになってくるのかなと思います。

そんな中で、例えば指導者報酬というものに限定してお聞きしますが、これは保護者負担になるのか、あるいは公費である程度考えられるものがあるのか。その辺についてはどのようにお考えになっていきますか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

休日、希望する生徒が活動したために所属するクラブ等につきましての運営に係る経費の負担につきましては、ある程度受益者負担が発生するという事も想定されると思っております。その中に保険でありますとか指導者の報酬、道具などのことも含まれるの

かなというふうに思っています。

御指摘の指導者の資格取得に係ることでございますが、スポーツ協会のほうで公認指導者資格取得に係る補助が準備されていまして、そちらの対応は活用できるかというふうに思っています。ただ、これらの全ての保護者負担に係る国や県からの直接的な補助があるかどうかということについても、まだ明確に示されているところではございませんので、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 私が心配するのは、指導者報酬というのは保護者が負担するお金の中で一番大きな割合を占めるのかなと、そんなふうに思います。

そういう中で、保護者負担となった場合、例えば部員数の少ない部、多い部、いろいろ様々出てくると思います。要するに、少ない部、部によって報酬が違うということではなくて、恐らくこれは一本化になるんだろうと、基準は同じなんだろうと思う前提でお伺いしますが、少ない人数で運営している部と多い人数で運営している部にとっては、1人当たりの保護者負担は全然違ってくるということになるわけです。そういうことになったときに家庭格差というのが生まれてくる。そのために、スポーツ、あるいは部活そのものを諦めてしまうというような形になっては困ると。要するに家庭格差が生まれないような運営の仕方をしてもらわなければいけないのではないかと私は考えているんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 お答えいたします。

今、御質問あるいは御意見いただいた件につきましては、大変そういうことがないような配慮を段階払っていく必要があるなというふうに思っております。

ただ、現状で保護者負担をなくすための費用が確保できるのかどうか、当然これは国の施策として地域移行ということをうたわれておりますので、やはり国や県からの補助もあるのかなと、大変困っていらっしゃる御家庭とか、そういった方には補助があるのかなというふうに思いますけれども、現状ではまだそういったこと、具体的なところは何も通知、連絡もございませんので、ここも今後課題として対応していきたいなというふうに思っています。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 市長にお伺いしますが、これは福島日報の記事からとったものですが、会津若松市の教育委員会は、段階的な地域移行期間以降、地域移行で生じる追加的な費用を生徒に負担させない方針を固めた。合同練習会を担う外部指導者への謝礼や会場使用料などを公費で賄う。また、市教委は、追加で個人負担が生じれば、生徒によって参加するかどうかの判断が分かれかねないとし、従来どおり活動機会を維持するということにしたということが載っております。

ただし、これは100%公費で持つというふうなことの考え方なんですけど、やはりどのくらいの予算が必要なのか、あるいは恒久的にその財源がどのくらい準備できるのかという問題も当然ここにははらんでいっていると思います。

そういう中で、100%ではなくとも、先ほど受益者負担ということもありましたが、幾ばくかの予算というものは、今後、移行化する段階で市としての予算化、あるいは支援という意味で、その辺の考えはどういうふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 現在この部活動の地域移行に関しましては、国においては、できる限り保護者の負担が生じないように努めると。あるいは、生じな

いようにというか、大きくならないようにという趣旨で話されていると思いますけれども、その中には、裏を返せば一定の負担は生じてしまうということなんだというふうに思います。

そういうふうな言葉の裏には、当然ながら全国の自治体で発生する新たな財政負担に対しては何らかの国の方向性が示されてしかるべきだというふうに思っています。

これは、例えば医療費の補助の問題であったり、給食費の補助の問題であったり、それと同じように、このままいくと1,741の地方自治体において格差が生じかねない問題になりますので、ぜひ国においては全国一律で、できる限りそういった格差のないような財政措置を講じられるようにしていただきたいというふうに願っております。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 まさにそのとおりだと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、例えば合同で地域移行されるという場合には、恐らく練習会場というのは3校持ち回りでやるとか、そういったことが毎週生じることになるんだろうと思います。そういう場合の移動の問題ですね。

移動の問題について、例えば学習指導要領の例題の中にも、保護者が自分の子供以外の児童生徒を輸送中、事故を起こすと運転者の責任になるというふうに明示されています。そういうものを考えたときに、例えばスクールバスを、要するに宮内から赤湯まで行く、あるいは沖郷まで行くとか、そういう場合のスクールバスを運行するということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

3校合同のチームのボリューム感というのも

今現在では分からないわけですが、当然平日の部活動ということだと思いますので、その内容につきましても、今後、協議、検討の中で当然議論されるべきものとは思いますが、通常の部活動を行うに当たっては、可能な限り不都合等が生じないということを念頭にスクールバスの運行についても検討すべきというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 平日ではなくて休日の部活動というもので移動しなくてはいけないという場合のスクールバスの運行ということですか。

○議長 鈴木管理課長。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

休日ということになりますと、先ほどお答え申し上げましたとおり、学校の部活動としての位置づけになるのかどうかということもあるかと思っておりますので、その辺については今後の検討課題ということかと思っております。

以上でございます。

○議長 8番山口正雄議員。

○山口正雄議員 これも鶴岡市の教育委員会では、例えば3年間に限ってスクールバスの運行できるかどうかを検討したいというようなことを言っているんですね、教育委員会は。ですから、そういうこともぜひ前向きに検討していただければと思います。

それから、もっと聞きたいこといっぱいあったんですが、時間がなくなってきました。

例えば指導者、地域の指導者と学校の指導者間の、そして学校との連携といいますか、これは非常に大事な問題だと思います。要するに、先ほど練習時間であるとか休みであるとか、あるいは学校は勝つというものだけでないという。でも、地域に移行すれば、例えばそれを指導する方は、勝たせたいという夢ももちろん出てく

ると思います。そういう中でいろんな問題がそこに出てくるのかなど。そうなったときに、例えば、こんなことはないんだと思うんですが、暴力であるとか暴言であるとかパワハラであるとか、そういったことが発生する可能性だっけなにもあらず。そういう場合に、地域移行は学校をある程度切り離すという、先ほどからありましたけれども、こういった現象が起きたときに教育委員会としての関わりというものはどのようになっていくのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、詳細にわたってはまだまだ検討される、検討を進めていく段階にありますし、3年かけて実証検証をやってみて確かめるというようなことを進めていくことを前提にはでございますが、まず、クラブを地域のクラブとして設置するに当たって、そのクラブの方針等、今現在運用しています市の部活動指導のガイドラインに準じるような形とかに当てはまるかどうかなんという点については確認が必要かなというふうに思います。

例えば、社会教育団体として登録していただく場合には、教育委員会としても指導とかはする必要あるかなというふうに思っているところです。

また、指導者の資格等についても、研修会等で学んでいただいた方々にやっていただくというようなことが必要かなというふうに思っています。

○議長 山口正雄議員。

○山口正雄議員 これから先ほど申し上げましたようにコーディネーターが配置されて、準備委員会も進んでいくんだろうなと思いますが、要するに、教育委員会、あるいはスポーツ協会、

あるいは各クラブの連盟という、あるいは保護者、そういった方たちと連携を密にして、そして前に教育長も言われたように、やはり子供が中心という、そういう子供も本当に大切なものでありますので、やはり子供を中心として、とにかくいい地域移行ができますように御検討いただきまして進めていただきますことをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 以上で8番山口正雄議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長 再開いたします。

佐藤 明 議員 質問

○議長 次に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明議員 登壇〕

○佐藤 明議員 質問に入ります。

私は、これまでも再三にわたり新型コロナ感染対策、今後の対応等について質問をしてまいりました。改めて新型コロナ感染対策と今後の対応について質問をいたします。

御承知のように、第8波では、医療崩壊、高齢者施設でのクラスターの多発、救急搬送の混乱など、第7波で大問題になったことが、より深刻な形で繰り返され、2万人を超える死亡者が出ました。政府は、この反省もなく新型コロナを2類から5類に引き下げることと、併せて感染対策や検査、治療への公的支援を後退させようとしています。地域住民の命と健康を守る施策の強化、拡充こそが今必要であります。新型コロナの感染対策と今後の対応について総括的に質問いたします。

第1点目であります、(1) ワクチンの接

種状況、今後の対応等についてお伺いいたします。

(2) 市人口の感染者総数、パーセント、率の状況、これまでの対策をお伺いいたします。

(3) これまでの支援策は、いろいろと対応してまいりましたが、状況等々、質問を改めていたします。

(4) コロナ5類の移行についてお尋ねいたします。

①岸田政権は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、今春に季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げると表明いたしました。首相は、平時の日本を取り戻すと主張しています。しかし、感染状況は予断を許しません。今、第8波の感染拡大で医療・救急体制は逼迫し、1日の死者数が過去最悪の500人を超えるなど、深刻な状況が続いております。まだまだ警戒を強めなければいけないときに、首相が5類への引下げに前のめりになることは、コロナは終わったと誤ったメッセージを社会に広げ、感染状況をさらに悪化させる危険があります。

感染症法は、感染症の1から5類と新型インフルエンザ等などに分類しています。新型コロナは、新型インフル等と同じ位置づけで2類以上の措置がとれるとされています。5類に移行すれば、行動制限や入院勧奨などができる法的根拠がなくなります。岸田政権は、5類への移行の際、医療の公的負担を段階的に見直す方針を明らかにしております。ワクチン接種や患者の入院、外来診療、検査などでの国民負担増が懸念されております。医療費の負担増によって受診控えが広がれば、患者の命と健康に関わる問題だけでなく、感染拡大を抑制する上でも大きなマイナスと言わざるを得ません。医療現場からは公費負担を縮小することに強い懸念が相次いでおります。

政府は、5類移行後、コロナ患者に対応する医療機関の制限をなくすので、受診できる医療

機関が増えるという見通しを立てています。しかし、実際に政府の思惑どおりにいかないと声が上がります。発熱外来の設置などをためらった医療機関の多くは、一般患者と動線が分けられない設備上の問題などがあったためでありませぬ。その打開の方策はいまだなお示されておられません。むしろ政府は、コロナに対応する医療機関を支える補助金の削減・廃止を進めるなど、医療体制強化に逆行する動きを強めております。

入院調整に保健所や自治体が関わらなくなるため、入院先の確保が一層困難になるとの不安は消えておりませぬ。公的な支援から手を引き、現場に苦難を押しつけることがあってはなりません。

政府は、4月から5月の5類引上げを目指していますが、春までに感染が収束する根拠は全くありません。なぜ今春なのか、首相のまともな説明はありませんでした。この時期は年度替わりであり、入学や就職のシーズンで多くの人が移動いたします。人の移動が増える時期に感染が広がったことはこれまでも何度も経験しております。政治的思惑から時期を決めて感染対策を緩めることは許されるものではありません。

政府のコロナ対策専門家有志は、コロナのオミクロン株の感染力は季節性インフルよりはるかに高いと警告をしております。高齢者を中心に死亡者が増加しているのは感染力の高さが要因だとされています。その危険を直視せず、国民に正確な情報発信を怠るなど、感染を拡大させた岸田政権の責任は厳しく問わなければなりません。

コロナ感染が広がってから3年。3人の首相の下で国民の命と暮らしは危険にさらされてまいりました。感染症から国民を守る政治への転換が求められております。コロナ5類移行についての白岩市政の御認識、御見解を賜りたいと存じます。

(5) コロナ後遺症とワクチン後遺症の状況についてお尋ねいたします。

① コロナ後遺症とワクチン後遺症の状況はどうなっているのでしょうか。

② 症状の対策、対処法はどのようにされるのかお尋ねいたします。

(6) マスク着用についてお尋ねいたします。

① マスク着用を大幅に緩和される政府の新たな新指針が今月13日から適用されることになりましたが、南陽市での対応はどのようにされるのかお尋ねをするものであります。

以上、何点か申し上げましたが、白岩市長の誠意のある答弁を期待いたしまして最初の質問といたします。

終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策と今後の対応についての1点目、ワクチンの接種状況でございますが、2月24日現在の住民基本台帳をベースにしまして、2月28日現在で2回目接種率は89.7%、3回目は83.4%、4回目は77.0%、オミクロン株対応ワクチンは2回接種された方が対象となりますので、3回から5回の接種の方がいらっしゃると思いますが、64.4%になっております。

なお、5歳から11歳までの小児用ワクチンは、2回目接種者51.3%、3回目接種者32%となっております。生後6か月から4歳までの乳幼児用ワクチンは、2回目接種者8.8%、3回目接種者7%となっております。

次に2点目、市人口の感染者総数、パーセント、率の状況、これまでの対策についてでございますが、令和2年4月6日から県の集計方法が変更される前の令和4年9月14日までで

2,751人、そして9月15日から11月20日までは県の市町村ごとの発表がございました。その後、参考値として発表されている令和4年11月21日から2月26日までで1,998人、合わせて延べ4,749人となっております。

2月24日現在の住民基本台帳をベースにしますと、16%の方が感染されております。

これまでの対策としましては、市の保育施設や社会教育施設などの公共施設で消毒等の感染予防対策を行ってきたことをはじめ、国の方針に基づき、希望する方ができるだけ早くワクチン接種ができるよう進めてまいりました。

次に3点目、これまでの支援策についてでございますが、本市では、新型コロナウイルス感染症対応及び燃料価格・物価高騰等への経済対策として、令和2年度から令和5年1月までの総額で44億6,901万円を予算化し、臨機応変に必要な対策を実行してまいりました。

事業者への支援といたしましては、緊急経済対策利子補給補助金により、資金面で事業継続を支援したほか、直近では、燃料価格・物価高騰対策給付金や酪農粗飼料価格高騰緊急対策給付金を交付し、原材料価格等の高騰に苦しむ商工業者や農家を支援しております。

また、市民への支援といたしましては、国の特別定額給付金事業以外に、プレミアムクーポン事業や全市民応援クーポン事業、給食等原材料高騰対策事業などを実施し、市民の家計を支援してまいりました。

次に4点目、コロナ5類移行についての認識、見解についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大から約3年が経過し、この間、市民の皆さんには外出自粛など我慢の時期を過ごしていただきました。ようやく感染の第8波を乗り越え、ポストコロナへの希望が高まってきている状況ではありますが、変異株の発生も予想される中、5類感染症への移行は、より慎重な対応が必要と認識しております。

国においては、5類感染症へ移行されたとしても、引き続き、財政措置の継続、国民への適切な情報提供、そして新たな変異株等への備えをしっかりと果たしていただきたいと願っております。

次に5点目、コロナ後遺症とワクチン後遺症の状況及び病状の対策、対処法についてでございますが、コロナ後遺症は、WHO、世界保健機関では、新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2か月以上継続し、また、ほかの疾患による症状として説明がつかないものと定義されております。

厚生労働省によりますと、後遺症の頻度として、コロナの診断後2か月、あるいは退院後1か月の方で症状ありが72%、コロナの診断あるいは退院後6か月以上かそれ以上の方で症状ありが54%と報告されております。新型コロナウイルス感染症の罹患後症状につきましては、いまだに明らかになっていないことも多く、治療薬の開発が待たれるところではありますが、国におきまして実態を明らかにするための研究を行っているものと認識しております。

なお、山形県が令和4年11月7日から24日まで実施した新型コロナオミクロン株に係る罹患後症状実態調査では、コロナ後遺症を有する方の状況として医療機関から症例報告が58人ありました。

ワクチンの後遺症、正しくは接種後の副反応のことと存じますが、それにつきましては、ワクチン接種との関連性やその有無も含め、国において幅広く事象を集め、調査研究を行っているものと認識しております。

次に、マスク着用の南陽市での対応についてでございますが、3月13日から新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの取扱いが改められ、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対

策としてマスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨するという方針が国から示されました。本市におきましても、これらの方針に沿って対応することとし、市報やホームページ、SNS等を活用し、広く市民の方々に周知を図っているところでございます。

また、市役所その他の公共施設における職員に関しましても、基本的にマスク着用は職員個人の判断となりますが、高齢の方など重症化リスクの高い方が来られたり、窓口が混雑する場合もありますので、周囲に感染を広げないように、状況に応じてマスクを着用する対応を取ることとしております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それでは、何点か再質問いたします。

最初に、状況であります。今、市長のほうから詳しくいろいろ答弁されましたが、私、全国的には相当の感染者数があつて、最近ようやく、この2月前後から、落ち着いたというところとちょっと変なんですけれども、減ったり増えたりはしているんですけれども、以前よりは減ってきていると、そういう状況かなと。しかし、安心して見ている場合ではないというような、これは誰でも思うわけですから、この辺のしっかりした対応が必要になってくると、このように思っているところであります。

それで、南陽市の罹患患者であります。先ほど市長は、変更はあったものの約4,800人と、4,749人と。南陽市の人口が2月24日現在で3万切っているんですね、2万9,640人と。罹患率が16%と、このように答弁されたわけなんですけれども、全体的に全国各地で、報道の、厚労省発表ですか、山新に載っている人数をみますと、2月の段階で約3,300万人、死亡者が、亡くなられた方が7万2,526人。県内では罹患患者、感

染者が22万3,700人、亡くなった方が355人と、このように報道されているわけですが、人口比率という、山形県の場合ですと約100万人ちょっとですから、22万人となれば大体2割強。それから、全国的には1億2,000万人ですか。その辺前後あるわけですが、大体3割近い。こういう状況があるわけです。

市内の状況をみますと16%ですから、かなり少なくなっていると、こういう状況がいえると思います。これはある一定の、担当課をはじめ、市民の協力も得ながら頑張っ、ワクチン接種とかそういうので歯止めがかかっているのではないかなと、このように思うわけですが、市長、総括的に今までの3年間を通してどのように、今までの経過、さっきも触れられましたが、新たなこれから対応としてどのように考えていらっしゃるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 総括ということでございますけれども、3年前、クルーズ船のあのショッキングな感染の拡大によりまして国民に大きな危機感が生じてから、日本国においては、諸外国と比較して、かなり感染症に対する危機感を強く持って国民の皆さんが対応されたというふうに思っております。

政府におきましても、クルーズ船の対応や、あるいは当時の今は亡き安倍首相から発せられました全国一斉の臨時休校の要請などもあって、政府、そして行政、国民がその危機感を共有して、家で過ごす、外に出ない、そういった、それを自主的に行ったということについては、諸外国と比べても、やはり国民の賢明さというものがあったというふうに認識しております。

その結果、現在に至りまして、人口、例えば100万人当たりの死者数を諸外国と比べてみますと、日本は、例えばアメリカと比べると5分

1、6分の1の水準でとどまっていると。それは政府、あるいは行政の声かけもさることながら、国民の賢明さによるところが大きいというふうに感じております。

そしてまた、今後、3月13日からマスクの取扱いが見直されようとしている直前でございますけれども、今後においても、恐らくそのウイルスがなくなったわけではないし、病原性については変異するごとに現在のところは低減されてきている傾向にあると、そういうことをしっかり認識した上で恐らく国民の行動というものは行われるというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 次に移りたいと思うんですが、支援策ですけれども、さっき市長は総合的にみますと大体44億と、このように答弁されました。特に今大変なのは酪農農家。先だつての産業建設委員会でも農林課長が答弁されましたが、先だつてのテレビ報道によりますと、搾った牛乳を側溝に流しているわけです。こういう状況なんだね。1日30万円の損失だと、テレビで映っていたのは北海道の人かな。涙流れるね、あれ見ると。しかも子牛が乳出るまでは2、3年かかるわけでしょう。それを15万円出すから調整しなさいと。こういう実態なんですよ。

専決処分で、1月ですか、酪農家の皆さんに1,800万円ほど予算化してそれぞれ対応したと。商工関係をみますと、大体国、県、市も含めてですと14億3,500万円ほど計上されて対応を取ってわけですが、約20弾、1弾から20弾の方向性を今まで3年間でやってきたわけですね。この商工関係もいまだもって立ち直れないでいると、そういう状況なんですよ。

ですから、これからの対応がいかに関われるか。これはどこの自治体もそういうことが言えると思うんです。しかし、国は残念ながら、市長も御承知だと思うんですが、いろいろな施策を今までしてきたやつを、4月いっぱいやめ

るとか、去年の12月で終わりとか、こういうことが方針として示されて打ち切られると、こういう状況なんです。

ですから、このコロナの負担も当分いつまで続くか分かりませんが、将来はやめると言っているわけです。これに対して、地域住民の安全・安心を守って頑張ってきた市長にしてみればどういう気持ちですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 政府がすべき、国民の生活、あるいは経済活動を守る施策については、やはり状況に応じて適切に行われるべきものというふうに思っております。それが適切であるかどうか、今後どうなるかについては、まだ不透明なところも多いわけでありまして、今回、ワクチン接種については来年の3月いっぱいまで無償で行うというふうに決まったことはまずよかったというふうに思っておりますが、それだけではない問題が多く残っているというふうに思っています。

そうした意味では、今までの対策を今後そのまま継続すべきものもありますが、コロナがあっても社会経済活動を動かしていくべきことについては、それを促進するような方策もやはり打っていくべきだというふうに考えておりまして、それについては政府の弾力的な、そして迅速な対応を地方自治体としては求めてまいりたいというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ただいま私申し上げましたが、例えば休業支援金、給付金ですね、こういった助成金、これは5月に終了すると。申請期限を設定したと、こういうふうに言っています。さらに、雇用の調整助成金も縮小したり、様々な点を廃止すると、こういう状況なんです。

ですから、知事会とか、あるいは市町村も含めて公共団体は非常に懸念、危惧しているんで

す。先だっの報道でもあるように、全国の知事会、あるいは地方議員も含めて、知事会の鳥取県知事ですか、知事会の会長さんをしているわけね。この方はこのように言っているんだね。5類に移行しても、その過程で医療や高齢者施設の対策が重要になってくると。引き続きしっかり対応していただきたいと、こう言っているわけです。

さらに、大阪の府知事はこのように言っているわけです。感染の流行期はまた来ると、このように言っているわけです。さらに、北海道知事やその他の知事も含めて、かなりの方々がこういうことを重ねて強調しているわけです。ですから、引き続き現在の状況を維持していただきたいと、このように言っているわけです。南陽市長さんもそのように思うと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 やはり政治の役割は、弱い、なかなか守られない、手が届かない方にそれを守る手を差し伸べる、そこにあると思いますので、例えば医療機関であったり高齢者施設といった重症化が懸念されるようなところへの対策というのは、特に重視して行っていただきたいと考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 さらに、県内の、県の医師会の会長さん、市長も御存じのとおり、一つのものであると理解するが、日付に固執してほしくない。感染状況を見極めて柔軟に対応してほしいと、このように言っているわけです。私も全くそのとおりで思うんです。ですから、しっかりした対応をしていただくのが本来の在り方だと思うんです。

また、特別ホームの施設長さんは、これは酒田なんです。方針が決まったばかりで、施設運営にどのような変化があるか分からないと、戸

惑いを隠せないで、こう言っているわけです。だから、それは大体共通する認識だと思うんです。

ですから、これからの対応が非常に大事になってくると、このように考えるわけですが、市長は常日頃、市長会やいろんな会合で実情を訴えて解決策を求めてきたと、こういう経過、歴史があるわけですが、これは引き続き私は大事だと思うんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 国において、なかなか地方の小さなまちの実情を分かっただけでないことが多いなというふうに、この3年間で感じてきた経過がございます。そうした意味で、全国市長会や様々な団体を通じて、いろんな意見交換をする機会がありまして、これまでも実情を訴えてまいりましたが、今後もそういった実情に基づいて施策が講じられるように求めてまいりたいと考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 次に移るんですが、コロナの問題は、これは法的には、コレラとか、あるいは結核とか、あるいはペストとか、様々な法定伝染病があるわけですが、現在は2類と、このようになっているわけですが、法的にそういうふうな、制度上なっているわけですから、やはり私は国が責任を持って対応して様々な手当てをしていくと、これが本来の在り方だと思うんです。

しかし、残念ながら私はこれを5類にするというのは、今の状況で、さっき紹介したようにいろいろな人が懸念を持っていると、こういう状況があるわけです。ですから、私は時期尚早ではないのかと、このように思うんですが、市長の考えをもう1回お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この2類相当という位置づけが非常に分かりづらいものがございました。どこまで国民の皆さんに行動の制限や自粛を求めるのかということと、それから、感染の拡大を防いで命や健康、暮らしを守るといふことのバランスを取るの非常に難しいものでございます。それを今回見直すことになるわけですが、今、2類相当である間は国において様々な支援が行われ、無料で、国費で、それも税金ではありませんけれども、国費で行われるべきだといふ基本的な考え方があろうと思います。

一方で、インフルエンザについては自費で、自分でかからないように気をつけた上で、かかったら自己負担の医療費を支払うということに、国民がその状態に納得しているわけですが、今の状況は、もう自己負担になってもいいや、コロナはというふうな認識が多いというわけではない。むしろ、やはり医療や様々なものに対する対策は政府にまだもっとやってもらいたいと、継続してもらいたいという状況だといふふうに思います。

したがって、5類から2類への見直しというのは私は慎重な対応が必要といふふうに考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そのとおりなんです、市長。おっしゃるとおりなんです。それは私と認識は一緒なんです。

それで、先ほど来、県内の状況、あるいは国の状況などを紹介したわけですが、やはり専門家の方々は、異口同音といふか、皆そういう状況を、市長が言ったようなことをみんな発言しているわけです。ですから、今の状況では早過ぎるのではないのかなと。市長がさっきおっしゃったように、やはり慎重に対応して、一日も早く収束するような対応を集中的にやるべきではないのかなと私は思うんです。鎮静化

した状況だからこそね。

これから、13日からマスクも外すと、こう言っているわけです。このコロナの感染は、今まで3年間の経過の中で市中感染が相当あったわけです。知らないうちに私もなっていると、こういう状況が盛りのときは相当あったわけです。どこからうつってきたか分からないというのが本音じゃないのかなと思います。

ですから、その辺のことも含めて、やはり専門家の方は一番知っているわけですから、それを何月何日から中止したり、あるいは削ったり、限定的な期間だけやるというんじゃないくて、ある一定の見通しをした段階で対応していくというのが大事なのかなと思いますが、改めてお聞きします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ある一定の時期というのが、インフルエンザを我々国民が許容しているように、コロナも同じように認識できる時期だというふうに思いますけれども、やはり時期に応じて適切な対応が取られるべきというふうに考えるところでございます。

ただ、インフルエンザと完全に同じまで認識がいかななくても、現在のコロナとインフルの間の国民が許容できるリスクをしっかりと見極める必要があるということだろうというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 最後の問題ですが、マスクの問題ですけれども、市長がさっき答弁したように、個人の判断、慎重にと、こういうふうなことです。公共施設、例えば市役所、あるいは病院、あるいはその他の場所で個人が判断をして対応すると、こういうふうなことで、国も含めてこういう提案をしているわけですが、私は、特に介護施設、あるいは病院、こういった施設では、それぞれの施設の責任者が判

断をして対応して、弱い部分についてはマスクを着用すると。これはずっと必要ではないのかなと、当分の間。簡単に13日から個人個人の判断ですよと言うだけならば、ちょっとその辺危ないんじゃないのかなと思うんですが、市長の考えはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 おっしゃるとおりでございます。最近の県内の感染状況をみましても、クラスターの発生というのは特に高齢者施設において認められているところでございます。実際に施設を運営されている方が一番気に病んでいるというか、頭を悩ませておられると思いますけれども、当面は高齢者施設や介護施設、病院に行く側の一般の方はつけてくださいねというふうに推奨されているわけです。

ということは、当然常にその場所にいる病院や高齢者施設で従事されている方のマスク着用や感染防止対策というのは継続されていくものだと思いますし、そういうふうにあるべきだというふうに考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 新聞報道でも、県内でも市長おっしゃったように施設とか病院、医療関係ですか、こういった施設も含めてクラスターが増えてきている状況があるというふうな報道ですが、今、市長おっしゃったように、やはり医療施設や介護施設、あるいは役所も含めてですが、当分の間そういう着用しながら対応するということが私は必要ではないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長 市長。

○市長 病院、高齢者施設については、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

役所についてでありますけれども、例えば市民課の窓口でありますとか、多くの市民の方が来られる部署についてはマスクを着用する対応

を取ることにしております。これについては、どうしても外したいというふうな職員の考えもあるかもしれないということはあるかもしれませんが、市民の皆さんの安心を、あるいは安全を守るための対応を職員の皆さんにはお願いしていきたいというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そのとおりだと思うんですけども、ぜひしっかり対応していただきたいと。

最後に、ワクチンの後遺症と、もう1点、後遺症の問題ですけれども、先ほど七十数%、四十何%と、こういう事実あったと。こういう答弁でしたけれども、それに対する対応というのは、市としてどういう、医療機関とお互いに連携を取って対応していると思うんですが、その辺の状況をもう1回お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 コロナ後遺症外来というものが全国各地で見られるようになってまいりましたが、なかなか市内医療機関においては専門的な対応は難しいのかなというふうに認識しております。

そこで、県の、例えばコールセンター、相談窓口などを紹介して、そちらへの御相談をお勧めしたり、あるいは、まずはやはりかかりつけ医の方に御相談されることをお勧めするというのが現実的な市の対応なわけではありますが、やはりこれは市町村レベルで何かできるというのは難しいことですので、一刻も早くこれへの対応を国において研究を進めてもらいたいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私は常々、いろいろな一般質問や予算や常任委員会でもいろいろこの問題等で様々今まで議論をしてきました。私は、これだから大事だなと、こう思っている。さっきも何遍も私から言いましたが、そういう市長も認識があると思うんです。

ですから、その支援策も含めて、ぜひ市長を先頭に頑張っていただきたいと、このことを申し上げて私の質問を終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

[6番 高橋一郎議員 登壇]

○高橋一郎議員 6番、真政会、高橋一郎です。

前回はコロナウイルスに罹患しまして、9月以来の半年ぶりの一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

3月は別れの季節です。この3月末で定年退職を迎えられる職員の皆さん、長い間、本当にありがとうございました。40年前後の御労苦に対しまして、この場をお借りして深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、今年度末で期限の切れる職員の皆様にも重ねて感謝申し上げます。また、人事異動の関係で、このメンバーでの質疑も最後になるかと思っております。お互い真摯な議論を交わして、本市発展のために頑張ってみましょう。

さて、ウクライナ戦争についてです。こうしている今も戦場では殺りくが行われています。誰も得しない無意味な戦争は今すぐにやめるべきです。

山形新聞2月21日号の直言欄に、ロシア・ソ連政治に明るい神奈川大学特別招聘教授の下斗米伸夫さんの記事を目にして共感したことを御

紹介させていただきます。見出しは「ウクライナ停戦の時 見えぬ目的、外交解決をめざせ」です。

衝撃的なウクライナ戦争が始まって1年になる。国連憲章に違反するプーチン大統領の特別軍事作戦だが、3日で終わるという想定は狂い、今は世界戦争へのエスカレーションの可能性も消えてはいない。から始まり、ロシアの奇襲を伝えたウクライナ諜報員で停戦交渉団のキレーエフ氏の暗殺による悲劇のことなど、この間の世界情勢や両国の状況の様相が書かれていることは省略します。

後段から続けます。ウクライナ指導部での和平派と戦争派の対立。朝鮮半島のような停戦による外交決着を求めるアレストビッチ前顧問が台頭し、国防相らの解任問題が出ている。西側でもネオコン系のロシア弱体化論者は停戦を好まない。しかし、西側でも勝てない戦争を長引かせ、両国の兵士を消費することは無意味だと専門家の間にも出ています。

外交解決を目指すべきだ。G7議長役の岸田首相には5月の広島サミットでぜひ停戦を主張してほしい。これが90秒に迫った終末時計の核戦争を避ける道でもある。とつづっています。私も全く同感ですし、さらにもっと進んで、日本国憲法を携えて、ロシアとウクライナ両国に戦争をやめろと直接働きかける度量を岸田首相に求めたいと強く思います。

また、明日は3.11東日本大震災の日です。12年前のうさぎ年は屋根に雪がありました。強い揺れで外に出たときに、雪止めから下の雪がどさっと落ちたことを昨日のここのように思い出されます。それから、電気が消え、車のテレビをつけ、津波が襲いかかってまちをのみ込んだ姿を見て驚き震えました。津波は原発にも及び、水素爆発により原子炉建屋は吹き飛ばされ、主電源は消え、冷却できない状態のメルtdownになり、恐ろしい放射能汚染に発展するとは、

よもや思いませんでした。

時が移り、今、原発は再稼働して、60年を超えてまで運転ができるようにし、廃炉の決まった原発の建て替えも開発すると岸田内閣が決めました。フクシマの教訓は一体何だったんでしょうか。言語道断の決定に怒りが込み上げます。原発はウランを燃やし、死の灰をつくり続けます。最終処分ができない核のごみ問題を解決できずに、地震大国日本で原発依存するとはあってはならないことです。将来世代に責任ある決断とは真逆の暴挙以外の何ものでもありません。

3月5日の山形新聞では、原発60年超運転に反対が71%に上ると全国世論調査の記事がトップ記事でした。今夜6時から山形市でも原発廃止、再稼働・新增設反対の集会とアピールウオークがあります。私も参加しますが、脱炭素、脱原発を訴えていきたいと思っています。

それでは、通告していることについて質問します。

最初に、オンデマンド型タクシーによる準公共交通機関システムの構築についてです。

市長の施政方針と令和5年度の当初予算（案）概要が示されました。その中で、「強くてしなやかなまち・住みよいまちをつくる」において、地域バス運行事業と地域交通総合対策事業により、引き続き、市内循環バス路線3路線からと地域公共交通の確保に係る予算が計上されています。

一人世帯の高齢者に限らず、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題です。自家用車運転免許証を返納したいが、タクシー代等を考えるとちゅうちょするという声が多く聞かれます。また、現行の地域公共交通の利用状況や、利用できていない地域などの現状を鑑み、市民ファーストの観点から、以下のように転換する時期と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

(1) 現行バス3路線の利用状況及び満足度状況について。

(2) 現行おきタクの利用状況及び満足度状況について。

(3) 3路線バスとおきタクに係る本市の支出額、令和4年度予算ベースは。

(4) 3路線バスは廃止し、おきタクも発展的にオンデマンド型に乗り換える。スクラップした予算をオンデマンド型タクシーに振り向ける。タクシー会社等々と提携し、ドア・ツー・ドアの便利な市民の足を確保する。実施主体や受入れ体制の構築等、最低1年以上は必要と思われるかもしれませんが、いかがでしょうか。

次に、NTT東日本、電気通信事業者／指定公共機関であります、との連携による防災体制の構築についてです。

(1) NTT南陽支所の避難所や防災備品等倉庫として活用はできないでしょうか。

(2) NTT東日本との共創による防災カルテの作成について。

地域における防災リスクや課題を可視化することにより、スポット的な課題解決だけでなく、災害対策全体を俯瞰した総合防災対策が可能になります。NTT東日本は、レジリエンス強化推進プロジェクトを自治体及び協業している地域企業とも連携しながら進めていくとお聞きしております。強靱で安心なまちづくりを実現し、地域住民の安心・安全と地域資産価値向上にもつながると考えます。NTT東日本は社員を派遣して取り組まれるようですので、御協力を得ながら防災カルテの策定を行うことはいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、オンデマンド型タクシーによる準公共交通機関システムの構築についての1点目、現行バス3路線の利用状況及び満足度状況についてでございますが、まず、令和3年度の利用状況を申し上げますと、北部地区連絡バスは平日5往復、第2・第4を除く土曜日は4往復運行しており、年間乗車人数は7,896人、中川地区連絡バスは平日3.5往復、年間乗車人数は4,125人、西部地区連絡バスは平日5.5往復、年間乗車人数は4,457人でした。

今年度の利用状況については、年度途中ではございますが、昨年度とほぼ同等の乗車人数で推移しております。

次に、現行バス3路線の満足度状況についてでございますが、満足度調査そのものは実施しておりませんが、運行主体である各路線の協議会において、地域からの御要望や御意見について毎年協議いただいております。協議会は地区の役員の方を中心に構成されておりますので、地域の利用者の声を反映する機会となっております。近年はフリー区間の設定やバス停の新設、名称変更についても協議会より御意見いただき実施した経過がございます。

次に、現行おきタクの利用状況及び満足度状況についてでございますが、まず、令和3年度の利用状況を申し上げますと、年間乗車人数は2,559名でした。今年度の利用状況については、令和5年1月末時点で2,899人となり、既に前年度を上回っております。

続いて、おきタクの満足度状況についてでございますが、平成30年度の実証実験終了後に行った登録者へのアンケート結果では、回答者の67.6%が「満足」または「ほぼ満足」と答えており、回答者の92.3%が「今後も使いたい」と答えております。

また、令和3年2月に実施したおきタク利用者へのアンケートでは、設問は前回と異なり、満足度の質問は設けておりませんが、おきタク

の利用により外出が増えたと回答いただいた割合が回答者の36.7%となるなど、好意的な声が多数寄せられました。その一方で、前日予約の緩和や乗降場所の追加等の御意見も頂戴しており、改善可能なものにつきましては、実施主体である沖郷地区地域公共交通運行協議会が、タクシー事業者などと協議しながら改善を図っていると伺っております。

次に、令和4年度予算ベースでの3路線バスとおきタクに係る本市の支出額でございますが、3路線バスの令和4年度予算額は2,285万5,000円、おきタクは300万円でございます。

次に、3路線バスを廃止し、おきタクをオンデマンド型に乗り換えるについてでございますが、市内全域でドア・ツー・ドアの便利な公共交通を導入するに当たっては、それが将来にわたって持続可能であるか、バスやタクシー事業者の御理解や御協力を得ることができるかなど、多くの課題があると考えております。

一方で、おきタクのように地域が民間事業者と協力して主体的に公共交通を確保する取組については、費用の面でも持続可能であると考えており、行政として今後も支援していきたいと考えております。市といたしましては、引き続き地域や民間事業者等と連携、協議しながら、市内各地区の特性や交通事情に合った持続可能な公共交通を検討してまいります。

次に、NTT東日本との連携による防災体制の構築についての1点目、NTT南陽支所の避難所や防災備品等倉庫としての活用についてでございますが、NTT南陽支所がある赤湯の市街地一帯は浸水想定区域に指定されており、平成26年の豪雨では吉野川が越水し市街地の多くが浸水する被害が発生したことから、NTTビルを災害時の避難所として使用させてほしいという地元からの要望がございました。

NTT東日本山形支店に御相談をいたしましたところ、災害時に地元の方々にできるだけ協

力していきたいという思いはあるものの、当該ビルについては、1階の一部を他団体に貸し出しているほかは、重要機器が設置されて空きスペースがないことなどの理由から、避難所として提供することは困難であると回答をいただいた経過がございます。

しかしながら、全国各地で災害が頻発、激甚化する中、自治体と防災関係事業者が共同して災害対応力を強化していくことが重要であり、改めてNTT東日本様の方針をお伺いしながら、NTTビルの避難所や防災備品等倉庫としての活用について御相談してまいりたいと考えております。

次に2点目、NTT東日本との共創による防災カルテの策定についてでございますが、NTT東日本様につきましては、指定公共機関・電気通信事業者として、災害時における重要通信の確保や通信孤立の回避措置、社会機能の維持など、自治体との連携による災害対応を担っていただいております。

昨年、NTT東日本の災害対応部門の方から、NTT東日本の持つ資産や企業的中立性を生かし、情報発信機能の拡充や災害対応力の高度化を推進し、自治体や外部機関と連携した地域価値創造スーパー防災シティ構想を目指す取組について御紹介いただきました。

今般、その実現に向けた具体的取組として、NTT社員を自治体に派遣し、自治体職員と共創して防災カルテを作成する「レジリエンス強化推進プロジェクト」について御提案をいただいたところです。特に、この件に関しましては、課題解決に向けた現状分析や検討において、本市のみならず周辺自治体も交えて広域的に幅広く議論していきたいとしており、置賜管内の自治体へも提案されているとお聞きしております。

近年、地震や大雨などによる大規模な自然災害が各地で頻発しており、自治体には災害対応力のさらなる強化・高度化が求められておりま

す。このような中で、御提案いただいたレジリエンス強化推進プロジェクトは、今後の施策を推進する上で有用であると考えられますので、今後さらに内容を精査しながら、近隣市町とも情報を共有し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは、再質問に入りたいと思います。

ちょっと順序を逆にさせていただきまして、最初に防災のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番目のNTT南陽支所の活用の仕方について、今までもいろんな要望があって、今回、また再度改めて伺っていきたいというふうな市長答弁でございました。

実は私、防災・減災の取組を日常的に政治活動の中でやっていく中で、NTTの本社の方と接する機会がございまして、その中でいろいろ聞くと、こういったいわゆるレジリエンス強化推進プロジェクトという話を聞きました。レジリエンスというと、何か本当に片仮名が非常に多くて、よく分からなかったんですが、回復力とか、しなやかさというふうなことで、いわゆる災害対応をしなやかに、回復力を早める、そういったことだなというふうに理解をしております。

その中でも、そのNTTの南陽支所の問題も話がありました。ぜひですね、やはり強固なあそこは施設ですので、強靱な施設ですので、なかなかそういった施設というのは、公共、準公共の施設としては南陽市にはありませんので、ぜひ活用したいものだというふうなことを話をかけていました。

そういった中で、障害のあることはいろいろあるんだけど前向きに捉えていきましょう

というふうなことだったんですね、その担当の方は。当然それは担当ですから、あくまでも組織対組織の話になりますから、そこはぜひ本市のいわゆる災害対策の担当課といろいろ話をし、詰めてもらいたいというふうなことで、私も直接本人とその山形支店の、名前は出しませんが、本社の方とそれからNTT山形支店の方と総合防災課の課長といろいろ話をさせて、対面させていただきました。

その中の話でも今のようなことだったんですけれども、その後、具体的に何か進展があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

経過については答弁書で述べたとおりでございますが、それ以降、具体的にNTT様のほうからこういうふうな形というふうな御提案のほうは、まだいただいておりません。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 NTT東日本に関しても、非常に自治体との連携をしていくという方針が強く打ち出されているようですので、ぜひそういった本市の、特に赤湯に関して言えば、浸水区域でもございますので、やはり強靱な建物というのは欲しいなというふうに思います。

引き続き、ぜひ本市にとって避難場所、あるいは倉庫として活用できるようにお願いしたいというふうに思います。

次に、(2)の防災カルテの策定です。これも担当の方と話をしているうちにいろいろと非常に意欲的に、頑張っていきたいんだというふうなことがあって、本市を最初に、置賜総合支庁、それから県というふうな形で話をし、こういったスタンスで私どもはやっていきたいんですというふうなことを、いわゆる地方自治体

と連携をしてやっていきたいというふうなことを切々と説いて回っていました。

そういう中で、まずは南陽市、それから置賜地域を中心に、ぜひ持っているNTTの資産を活用、うまく利用していくと、お互いにというふうなことがありました。

その中の1つとして、その防災カルテというふうな話が出て、これは大変いい、先ほど市長も言ったように有用だなと、いいなというふうに思いました。それは防災協定をこれから結んで、いわゆる南陽市、本市とNTTとの協定をしてからやるというふうに思っていますけれども、まず市長にお尋ねしたいんですが、このような、先ほどの答弁を聞けば前向きに進むんだなというふうには思いますが、改めてこのことについて市長の、協定まで持っていくというふうな話になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今回のこのNTT東日本様から御提案いただいている様々な面、様々な御提案、その中でも、防災カルテを自治体に職員を派遣して作成の御支援をいただきながら防災力を強化していただけると、一緒に強化していくという取組については本当にありがたいことだと思っています。災害訓練などにおいても、NTTさんからは常に非常時の通信手段の確保等で訓練にも御参加いただいたり、いろんな面で御支援、あるいは協力をいただいております。

そういった事業者の皆さんとの一つ一つの防災力の積み重ねこそが、市全体の防災力向上につながることは間違いございませんので、できる限り協力を得られればというふうに思っております。その際には、やはり人の御縁というのが大切なというふうに思っておりますので、ぜひいろんな面で御協力を賜れば幸いですと存じます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 防災カルテ策定に対して、その社員派遣というのは、私の手元にある資料ですと実態調査期間に1週間から2週間、それから、課題設定期間にやはり1週間、2週間、南陽市に訪問させてもらいながら、お互いに現場での話し合いをしていくというふうな、ディスカッションをしていくというふうなことでした。

あとは検証期間として、また導入や習熟が必要な場合は一定期間の常駐というふうなこともありますので、大変受け入れ側としても非常にありがたいことだなというふうに思っていますので、今、市長が答弁なされたように、ぜひ前向きに進めていただければなというふうに思います。

次に、オンデマンド型タクシーのことに移りたいと思います。

先ほどの答弁の中で、3路線の利用状況、それから満足度状況についてありました。北部、中川、西部地区の利用人数ですね。これを見て私は、やはり少ないなというふうに思ったんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 詳しい資料は手元にはございませんが、やはり人口減少の影響で年々少なくなっているというのがこの数字にも現われてきているのかなというふうに感じているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私は、一般質問の中で、あるいは予算委員会の中で訴えてきたのは、おきタクの南陽市全域へのカバーをしていくという、おきタクの普及というふうな視点で今まで話をさせていただきました。

その中でいろいろと地元の中での御意見等を聞いた中で、おきタクもいいんだけど、やはりドア・ツー・ドアなんだよなと。例えば、

高島町の状況なんか分かるわけですね。高島のオンデマンドタクシーが走っている。町内の中は500円で行けると。そういうふうなのがいよいよねと、どうしてもバス停まで行くの大変だよなど。雨も降ってくるし雪もあるしみたいなことが、そういった声が聞こえました。したがって、私はこの設問の中で満足度はどうなんだろうかというふうなお伺いをしたんです。

協議会の中で地区の役員の方が務められているから、その辺のフィードバックは受けていますというふうな話でした。もう1回質問したいのは、その要するに不便さというんですかね、利用するに不便だというふうなことについての市民の、利用者の声、生の声はどうなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの議員の御質問にお答えを申し上げます。

令和3年2月に実施いたしましたおきタクの利用に関するアンケートからいただきました利用者の方の自由記述の中での御意見でございます。やはり御要望としていただいておりますのは、大きく、前日予約に関するコメント、降りる場所に関するコメント、そして運行日、こちらは平日のみでございますので、土日も利用できるよというふうな御要望はいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 要望というか、逆に言えば御不満なところもあるというふうなことだと思えます。全てが完璧だということにはいきませんけれども、でもやはりそういうふうなことがあるのかなと、不便だというのがあるのかなと。バスはあるのかなというふうに私は思っています。おきタクですね。

バスについては、それよりももっと大変だと

いうことが出ているんでないでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。3路線のバスについて。

○議長 ちょっと食い違いがあるようですが、山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

みらい戦略課長が答弁しましたとおり、あるいは市長の答弁にもありましたとおり、各地区の運行協議会、こちらが実質的に運行してございますので、そちらの内容というようになりますが、先ほど市長答弁のとおり、その地区の役員の方々から御意見をいただきながら運行しているというような状況でございます。

その中で、やはり一番大きな点といたしましては、このバス路線の成り立ち、これが大きいものだと思ってございます。この3路線については、議員御承知のとおり、やはり南陽病院、それから置賜病院、こういったものの病院への足を確保するといった観点から運行が始まったものと承知してございます。そのような中で、セーフティネットとして今現在バスがその方々をお運びしているというようなことになろうかと思えます。その点で地区の方々の御意見をいただきながら定時定刻な安全な運行に努めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 まず、バス路線とおきタクがあって、だんだん進化をしています。その中で、ある程度の利用、満足に関しては得られているかもしれません。ただ、おきタクもない、バスも走っていない場所もあるというのは市長御存知だと思うんですけども、そういうふうな所の市民の方、住んでいる方については不公平感があるわけです。それについてはどういうふうに思いますか。

○議長 市長。

○市長 公約の中でもバスと持続可能な公共交

通について言及しておりますけれども、最もその空白度合いが高かったのが沖郷ということで、沖郷から今の形のおきタクがスタートしたと。ただ、それは沖郷に完結するだけでなく、他地域にもこれをモデルとして広げていきたいという思いがございます。ただ、それが広がろうとしたやさきにコロナが発生してしまって、なかなかその話合いが進まなかったというのが現状かなというふうに思っております。

特に、やはり周辺部においては依然として交通空白地帯となっている。その課題については私も認識しているところでございまして、そういったことの地域を挙げた交通の在り方については、市としてできる限り一緒に考え、支援もして、今後の公共交通が持続可能な形で、いろんなところの状況に応じた形でできればいいなというふうに考えております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ちょっとお聞きしたいんですが、もう一度詳しくお聞きしたいんですが、バス路線で先ほど数字が上がりましたね、年間の利用者数。何かバス1回当たり、例えば北部でも中川でも西部でもそうなんですけれども、1回当たり運行して乗せている実人数というのは把握しているでしょうか。どのぐらい乗っているのかですね、1回当たり。その辺はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

手元に1回当たりという資料までは持ち合わせてございませんが、1日当たりという資料はこちらで持っておりますので、そちらに代えさせていただきますのでよろしいでしょうか。

1日当たりですけれども、1月までの平均、今年度の1月までの平均を各路線ごとに申し上げますけれども、1月末までであります。北部地区連絡バスが28.7人、中川地区連絡バスが

19.4人、西部地区連絡バスが19.8人という結果になってございます。

以上であります。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 これは3.5回とか5回とか、1日の往復数ですね。その累積だと思しますので、それを例えば5で割ったり3.5で割ったりすれば1回当たり自然に数字が出てくると思うんですけども、5人くらいかなと。4、5人かなというふうに思います。

市長にお尋ねしたいんですが、いわゆるコストパフォーマンスの話、よく市長がなさりますね。どうなんだろうと、費用対効果はというようなことがあります。一番最後の持続可能な公共交通の構築に向けて検討していくというふうなことなのか、そこまでいっていないのかよく分かりませんが、そういったことから見て、現在の状況というのはどういうふうに市長は捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長 市長。

○市長 このバスがスタートしたときに比べて、乗車の方、乗車する方が少なくなっていて、ほとんど乗車していないバスもあったりして、市民の方からも、人じゃなくて空気を運んでいるんじゃないかと、そういう冗談のような表現をお聞きすることもございます。そういうこともあって、例えばバス形式でいっているものを、もうちょっとワゴン車形式とか、適切な形があるのではないかとすることは検討した経過もございます。

ただ、大差ないような結果ではなかったかなと思いますけれども、覚えている課長がいますので、ちょっと課長から答弁いたさせます。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

バスの特性というのは極めて難しいのでした。実は、例えば申し上げますと、朝1便、例えば

病院に向かうというバスを運行するという場合ですと、片方戻りの場合ですと、やはりその需要というのは極端に低いわけです。それを御覧になった方、あるいは市民の方が当然、乗っていないバスも走っていたというようなことをおっしゃるんですけれども、やはりその時々ピークをバスは乗せているものですから、なかなかその判断が難しいのではないかなというような感じを持っております。

バスの運行そのものについては、年間の事業費、日数で割りますと費用対効果、いわゆるバス1台が走っている、例えば200日走っているとしますと、委託料が800万円だとすると、1日4万円でバスの運転手さんから燃料費から含めて、減価償却まで含めて走っているというような考え方がございます。タクシーに置き換えた場合、それはどうかというような問題もございますので、そういった意味で市長の今お答えがありましたとおり、費用対効果ですとバスはある程度の優位性があるというようなことでお答えを申し上げたものと認識しております。

以上です。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ちょっと質問を変えたいと思います。

いわゆる免許証、運転免許証の返納についてです。

当然、壇上でも申し上げましたけれども、免許証を私は返納したけれども、やはりタクシーだよなと。特に、今バスも走っていないところ、おきタクのないところはそうなるわけですね、必然的に。でもやはりちゅうちょしてしまうということがありますので、現在、例えば令和4年度、あるいは以前の3年間でもいいですけども、把握しているのであればその返納者の人数について、件数についてお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

南陽市全体の免許証の返納者の数でございますけれども、そちらについては、申し訳ございませんが市民課としては把握しておりません。ただし、運転免許証の自主返納の事業がございまして、そちらのほうに手を挙げていただいた方の人数については把握しておりますので、その部分のみお答えさせていただきたいと思っております。

この高齢者等運転免許証の自主返納支援事業でございますけれども、運転免許証を返納した方に返礼として1人1万円分お返しするものでございます。近年の返納者の数でございますけれども、令和4年度は2月末現在で120人、令和3年度につきましては125人、令和2年度につきましては119人となっております。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 この間、3月5日でしたかね、8日でしたかね、NHKのニュースで橋 幸夫が出てきて、何だろうと思ったら運転免許証を返納しますなんて、80歳になりましたというようなことで、結局それは高齢者が返納というようなことに意識を向かわせるための一つの手段かなと私は勝手に思ったんですけれども、そのような形で返納というのをやはり考えなければならぬと思います。それが今の数字だと百数十人が、今度この5年間でもっと増えると思うんです。増えなければならぬかもしれません。

そういった中で、やはりタクシーによるものというのは非常に便利だというふうに私は思います。全くバスを例えばやめるとした場合、その2,500万円ぐらいの支出はやるわけですよ、本市としては。それを振り向けていくというふうなことであれば、持続可能性は私はあるのじゃないかと。しかも全市民的に市民が満遍なく公

平にその恩恵を受けられるというふうに私は思いますので、市長は大変慎重な言い回しをされましたけれども、ぜひ今日の議論を発端にして、もっともっと、市民にとって本当によりよい足の確保というのは何なんだろうかというふうなことを、ほかの市町村も含めて、どのようなことになっているのかということの研究、調査をしていただきたいというふうに思うんですけれども。

その前に、今現在、例えば山形県交通計画というのがありまして、県内の地域公共交通の利用環境の現状というのが出ています。市長も御覧になっていると思うんですけれども、置賜の中で言いますと、米沢が山上のりあい乗合タクシー、田沢、広幡のりあいタクシーというふうに、川西町がデマンドのこれは乗合交通、小国町もデマンドタクシー、白鷹町もデマンドタクシー、飯豊町はほほえみタクシー。

当日の予約はどうかというふうなことに限っては、米沢市は1時間前まで、川西町は当日は駄目、小国町は1時間前、白鷹町は9時から11時まで、飯豊町は30分前というふうになっているんです。非常に融通が利くというふうな仕組みになっております。村山についてもいろいろありまして、一番近い上山については予約制の乗合タクシーで、やはり1時間前までできるというふうな形にあります。

そのような形で各市とも工夫をしてやっているというふうなところだと思います。予算規模、それからどういうふうな実施主体になっているのか。そこいらについてはまだまだ私も勉強不足ですけれども、今日の議論の中でぜひここはお願いしたいというふうなことは、市長の先ほどの考え方ですね、私は大体分かったんですけども、やはり踏み込んで、今日結論出すんじゃないくてですね、こういった議論をやっていきましょうと。よりよい公共交通というか、デマンドタクシーをやっていくというふうなことを、

しかも市にもあまり無理ないようなという、そういうことがつくとは思いますが、そのような姿勢で頑張っていくというふうなことに限っては、どういふふうに思われますか。市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 このコロナ禍によって少子化が予想以上のスピードで進んで、今後の地域の在り方というのが従来想像していた以上に変容が激しくなっているという現実がございます。それを踏まえて、今後1、2年だけよければいいとか、5年10年よければいいということではなくて、5年後、10年後、20年後くらいの状況も見据えて変化させていく地域公共交通というものが必要なかなというふうな、今、議員の議論を伺っていて感じたところです。

私、この体制ですとつくづく、これは駄目だとか、そういうことは考えていないです。デマンドも一つの手段として、他市町村で実際に実績を上げておりますし、それも含めてどういった形が一番望ましいかということについて議論をしていこうという議員の呼びかけについては、全面的に同調して、よりよい姿を一緒に探ってまいりたいと考えます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ありがとうございます。

そういった形で、よりよい南陽市をつくっていく、公共交通の中でつくっていく、それが住んでいてよかった、住み続けてよかったという南陽市、と同時に、やはり南陽市はいいよねと、運転免許証を返納しても大丈夫なんだと、やれるんだね、500円でどこにでも行ける、例えばね。例えばそういうふうになったら、これもまた南陽市にとっては大きなインパクトのある事業になるし、政策にもなるというふうに思います。

ただ、1つネックがあって、いわゆるタクシー会社の状況だと思うんです。これは正直言

って。今、タクシー会社の運転手の平均年齢は70近いと思います。その下の年代というのはなかなか入ってこない職場、業務になっています。だから、そこいらもやはり改善をしていくというふうなことも含めて総体的に議論をしていかないと、やはり進んだものの受け手がなかったみたいな感じになるかもしれません。

なので、ここはやはりそういったことも含めて、あとは他市町の部分の調査、検討もやっていくということが非常に大事だなというふうに思いますので、すみません、もう一度、再度そのタクシーのことも含めて市長から答弁をいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 地域に住む高齢者の皆さんの移動手段の確保は、それだけを考えるのではなくて、交通を担っている従事者の方の状況も、いろんな面に課題があるということも今御指摘をいただいて、そのことも併せて考えながら、南陽市のよりよい目指すべき交通の姿を一緒に考えてまいりたいと存じます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ありがとうございます。

前向きにぜひ議論を深めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 以上で6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

高岡亮一議員質問

○議長 次は、5番高岡亮一議員であります、先の12月定例会の一般質問において、事実確認

を行わないまま、誤解を生じる発言を行ったことについて、当該部分の発言取消しの申出とおわびがありましたので御報告いたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 5番高岡亮一です。

初めに、12月議会での一般質問内容について訂正させていただきます。

近隣町のゼロ歳児死亡例がワクチン接種後の情報があるということを示唆しましたが、調査していただいたところワクチン接種の事実は無かったと判明いたしました。登壇の前日入った情報で、いち早く伝えねばとの思いが先走り、拙速に過ぎたことをおわび、反省して訂正させていただきます。

今回の質問に入ります。

昨年10月に発刊された坪内隆彦著『木村武雄の日中国交正常化』という本が話題になっております。言うまでもなく、木村武雄は我が選挙区選出の代議士です。たしか市長のおじいさん白岩石雄元山形県議会議長も熱心な応援者だったと思います。田中角栄内閣で建設大臣を務め、元帥のニックネームで一目置かれた存在でした。昨年は日中国交正常化50周年という記念すべき年でしたが、木村武雄代議士こそが日中国交正常化の最大の功労者であったことを明らかにしたのがこの本です。木村武雄は、福田赳夫を後継者にと考えていた佐藤栄作首相の意思に逆らって田中派結成をもくろみ、田中政権を実現させたのでした。実は、木村武雄と田中角栄の間には、田中政権が誕生したら日中国交正常化を実現させるという固い約束が交わされていたということはこの本は明らかにしています。

木村武雄が師と仰いだのが鶴岡生まれの軍人石原莞爾將軍でした。「アジア人同士戦わず」という石原莞爾將軍の固い意志を引き継いでの日中国交正常化の実現でした。実は、石原莞爾

将軍が昭和15年に発表した「最終戦争論」が、核戦争の危険が迫る今、改めて注目されています。織田信長の時代、鉄砲によって日本の統一が果たされたごとく、最終兵器の出現が世界を平和に導くというのです。核使用の有無が本気で心配される今の世界情勢は、まさに石原莞爾将軍の世界最終戦争の段階に突入しているのではないかというのです。

こうした折の2月24日、97歳にして鉄人政治家として今なお影響力を持つマレーシアのマハティール元首相が、第3次世界大戦が既に始まっていることを公に警告しました。NATO加盟の欧米側の挑発によって、ロシアはウクライナへ攻め込んだ。これは第3次世界大戦の始まりであり、核兵器の使用も視野に入っていると世界に向けて発言したのです。今まさにこうした時代であることを背景に、戦争犠牲者の慰霊を今後どう考えるかについてお尋ねしたいと思います。

折しも今日3月10日は東京大空襲の日ですが、厚労省援護局の統計によると、昭和12年の日中戦争から戦後のシベリア抑留までの戦争による死者は、日本軍兵士230万人、民間人80万人、合わせて310万人に及ぶといわれます。この尊い犠牲があつて平和国家日本の建設が始まったはずでした。以来77年、我々戦後世代が二度と繰り返してはならないばかげた時代として教え込まれたあの時代が、また再現しかねない状況になっていることを、3年間のコロナ騒ぎの中で痛感させられてきました。

まだ治験中で、その効果も定かでない、さらに、副反応の危険がしきりに叫ばれているというのに、8割以上の人が3回も打ってしまうワクチン。息苦しさを我慢しながら、顔を半分隠すことが当たり前になったマスク社会という現実を見せつけられた今、竹槍訓練に励み、金属供出のために走り回り、白い土蔵を炭を塗りたくった80年前の先輩日本人を笑うことはできま

せん。

戦争で亡くなった方々の悲惨さ、つらさは何よりもその肉親の記憶に深く刻まれて伝えられてきたはずです。しかし、当時乳飲み子だった戦争遺児も80歳になろうとしている今、その記憶維持の仕組みが途絶えかねない事態になっています。時あたかも世界中が核戦争の可能性まで含めた戦争について、差し迫った現実のこととして考えねばならない時代になってきました。

2022年の世界の軍事費は1兆9,786億ドル、約260兆円となり、前年比2.6%増加しました。日本は、ほぼ半世紀にわたってGDPの1%以内にとどめてきた防衛予算を、岸田政権は2022年度にはGDPの2%程度、約11兆円にするという方向にかじを切りました。さらに、国会では緊急事態条項についての論議が始まっています。これが憲法に明記されれば、国会の審議なしに閣議決定だけで基本的人権の制限が可能になってしまいます。日本が正常な判断ができるまともな独立国であるならば、差し迫った緊急事態に対応するために必要な場合も考えねばならないかもしれません。しかし、現状は違います。私が緊急事態条項を危険視するのは、日本人としての正常な判断もないままのワクチン接種へのなだれ込み、さらに、昨年来のロシア非難一辺倒を目の当たりにして、真実がないがしろにされた日本が身にしみているからです。

現状日本における緊急事態条項追加の憲法改正は必死で押しとどめねばならないと考えています。そして、過去の誤った時代をまた繰り返すことの愚を防ぐには、何より過去の悲惨な記憶を呼び戻すことが肝要であると考えます。国のために戦って亡くなった英霊として顕彰される方々は、その一方では、悔しく、つらく、悲しい思いで命を落とした戦争の犠牲者です。その方々は、後の世代に二度とこのような体験を繰り返させたくない、させてはならないと思っておられるに違いありません。そうした

思いを寄せつつお尋ねします。

(1) 南陽市における戦没者慰霊の現状について。

①本市各地区で行われてきた戦没者慰霊祭の現状についてお聞かせください。

②東置賜地区の戦没者慰霊祭の現状についてお聞かせください。

(2) 現状を踏まえた今後について、南陽市としてはどう考えているか。

(3) 死者の慰霊は政教分離に抵触しないと考えていいのかどうか、このことについてお聞かせください。

大きな2番です。コロナ禍の現況についてお尋ねいたします。

質問通告書を出し終えた翌日の2月28日、令和4年12月の人口動態速報値が公表され、昨年1年間の出生数、死亡者数が明らかになりました。報道関係者向け文書には、出生数79万9,728人で過去最少で、対前年比4万3,169人の減、マイナス5.1%、さらにその次には、死亡数158万2,033人で過去最多、対前年比12万9,744人増加、8.9%の増とありました。ところが、その後の報道は、出生数80万人割れのみを大きな見出しにして、死亡数については記事の中でちらっと触れるだけでした。普通に考えれば、前の年に比べて8.9%も増えてしまった死亡数こそ問題にすべきです。テレビ、新聞がそういう状態でも、週刊誌が大きく取り上げるに違いないと思っていたのですが、私が見渡す限り、死亡数を問題にする週刊誌は見つけることができません。

私たちは、いわばそういう報道管制ともいえる状況下に生きていることを知らねばなりません。ロシアがなぜウクライナに攻め込まねばならなかったかは一切不問にして、ロシア悪一辺倒も同様です。しっかり自分で情報を選択して判断しないと命も落としかねない。他人への同調ではなく、まずは何事も自分ごととして受

け止めて判断することが大事とつくづく思われています。

質問通告に戻ります。

心配していた事態が現実のこととして目の前に突きつけられているんです。2018年から2020年までの年間死亡者の平均は137万人でした。ところが、2021年には7万人増えて144万人、さらに2022年には21万人増の158万人になっています。さらに恐ろしいことに、今年1月の集計値では、昨年12月の15万8,387人が17万人に達しています。一体なぜこういうことになっているのか。

2月8日号の週刊現代は「政府・新聞・テレビがひた隠すワクチンと超過死亡の因果関係」の見出しで、追加接種率が高い日本やベルギー、台湾などの国ほど超過死亡が多くなる傾向があったとし、超過死亡の激増は現在進行形の危険だと警告しています。

厚労省もようやく2月15日付けで「新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に関する研究への協力について」という文書を各都道府県の担当部局と医師会に出し、ワクチン接種による副反応についての実態調査に乗り出しています。

かねてからの私の主張どおり、新型コロナの2類相当から5類への変更も5月18日から実施されることになっています。コロナ禍を収束させる山形県民会議が一昨年の9月議会で提出した意見書提出請願のとおり、あの段階で実施していたなら今のような深刻な事態にはならなかったのにと、力不足を悔やんでもどうにもなりません。

ワクチン接種開始前に比べた超過死亡数は、23か月連続で増え続け、2022年12月段階で24万8,790人の増になっています。3回目以降の追加接種は、回数が増えるごとに死亡者数が積み上がっている現実に、しっかり目を向けねばなりません。

そもそもワクチンにどれだけの国費が費やされてきたのかを聞いて愕然としました。ワクチン購入代が2兆4,000億円、接種費用に2兆3,000億円が計上されています。苦しむ人が出ている一方で、その金で潤っている人もいます。日本政府は、ワクチンメーカーとの間で8億8,000万回分のワクチン購入契約を既に締結しているとされますが、これまでに接種済みのワクチンは3億8,000万回分。今のところ5億回分の1兆4,000億円分が未使用です。この現状を我々は真剣に考えるべきです。

昨年12月の議会中、後期高齢者で持病満載で、しかもワクチン未接種の私も、コロナに感染して予算委員会に出ることができませんでした。熱が38度3分になり、気力の減退がありましたが、重症化することもなく、1週間ほどで回復することができ、新型コロナはこの程度と自分なりに納得したところでした。

コロナパンデミックの空騒ぎ、その挙げ句のワクチン被害、さらに、莫大な国費の消耗、早く目を覚まさねばなりません。東京オリンピックの大騒ぎの裏で何が行われていたかが明らかになりつつありますが、コロナパンデミックの裏で一体何が行われていたか。いずれ明らかになるに違いありません。まともな世の中を一日も早く取り戻したい。その願いを込めてお尋ねします。

(1) 超過死亡について。

①南陽市における2018年から2020年までの年間死亡者の平均と2021年、2022年の死亡者数は。

②山形県における2018年から2020年までの年間死亡者の平均と2021年、2022年の死亡者数は。

(2) 新型コロナワクチン接種後の副反応について。

①南陽市における副反応の把握状況は。

②山形県がこれまで厚労省に報告した副反応の疑い報告、重篤報告、死亡報告の数は。

(3) これまでの南陽市におけるコロナの関

連経費について。併せて、その財源について。

①感染予防対策関連。

②ワクチン接種関連。

③その他。

(4) コロナ禍の現状をどう捉え、今後どう対処してゆくか。

しっかり現実にも目を向けた御答弁を期待して、登壇での質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、戦争犠牲者の慰霊を今後どう考えるかについての1点目、南陽市における戦没者慰霊の現状についてでございますが、令和3年度までは各地区において各地区遺族会による戦没者慰霊祭が実施されてまいりましたが、終戦から77年が経過し、遺族の高齢化による会員数の減少から活動の継続が難しくなりました。数年前からは追悼式の一本化が課題となっており、今年度から市が主催となり、山形県遺族会南陽支部の共催を受け、市全体の追悼式を実施したところでございます。

次に、東置賜地区の戦没者慰霊祭の現状についてでございますが、米沢市、高島町、川西町ともに、各自治体が主催となり戦没者追悼式を実施しております。

次に2点目、現状を踏まえた今後についてでございますが、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、今後も遺族会と協力し追悼式を実施してまいりたいと考えております。

次に3点目、死者の慰霊と政教分離についてでございますが、政府においては、昭和57年4月13日に閣議決定された戦没者を追悼し平和を祈念する日に基づき、毎年8月15日に全国戦没者追悼式を政教分離の原則にのっとり無宗教式

で実施しております。本市におきましても無宗教式で実施しており、政教分離には抵触しないものと考えております。

次に、コロナ禍の現況についての超過死亡の1点目、南陽市における2018年から2020年までの年間死亡者の平均と2021年、2022年の死亡者数についてでございますが、2018年から2020年までの年間死亡者数の平均は455人、2021年は471人、2022年は476人の方がお亡くなりになっております。

次に2点目、山形県における2018年から2020年までの年間死亡者の平均と2021年、2022年の死亡者数についてでございますが、2018年から2020年までの年間死亡者数の平均は1万5,501名、2021年は1万5,770人、2022年は1万6,876人の方がお亡くなりになっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応についての1点目、南陽市における副反応の把握状況でございますが、人数などの把握はしておりませんが、発熱や接種部分の痛み等の副反応があったことはお聞きしております。これまで集団接種会場内で御気分が悪くなられ、救護室を利用された方は55人いらっしゃいましたが、短時間で回復されております。

次に、山形県がこれまで厚労省に報告した副反応の疑い報告、重篤報告、死亡報告の数についてでございますが、山形県に聞き取りを行ったところ、副反応の疑い報告は、11月時点でワクチン接種総数328万回中256件、割合にして0.0078%となっております。国で公表している12月21日時点での副反応の疑い報告数は、ファイザー社製ワクチンを3回目から5回目まで接種された方で医療機関及び製造販売業者からの報告数は4,929件、同じくモデルナ社製ワクチンを接種された方は2,009件となっております。

副反応疑い報告のうち重篤報告数は、ファイザー社製ワクチンでは医療機関からの報告数で802件、同じくモデルナ社製ワクチンは447件と

なっております。副反応疑い報告のうち死亡報告の数は、ファイザー社製ワクチンでは医療機関及び製造販売業者からの報告数で424件、同じくモデルナ社製ワクチンは235件となっております。

次に、これまでの南陽市におけるコロナ関連経費及びその財源についてでございますが、令和2年度の感染予防対策関連は1億179万6,000円で、うち一般財源が1,163万6,000円、国費等が9,016万円であり、ワクチン接種関連は全て国費で1億9,831万8,000円、その他が43億1,971万8,000円で、うち一般財源が1億8,076万6,000円、国費等が41億3,895万2,000円となっております。

同様に、令和3年度の感染予防対策関連は9,116万5,000円で、うち一般財源が1,184万4,000円、国費等が7,932万1,000円であり、ワクチン接種関連は全て国費で4,311万4,000円、その他が13億6,270万4,000円で、うち一般財源が1,757万7,000円、国費等が13億4,512万7,000円でございます。

令和4年度の感染予防対策関連が全て国費等で3,839万9,000円、ワクチン接種関連が全て国費で1億6,380万7,000円、その他が6億7,931万1,000円、うち一般財源50万円、国費等6億7,881万1,000円でございます。

次に、コロナ禍の現況と今後の対処についてでございますが、佐藤 明議員の御質問に答弁いたしましたとおり、5類感染症へ移行されたとしても、引き続き国の責務として行うべきことを継続していただくよう求めるとともに、国の方針に基づき、市が行うべきことは市の責務として実施してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 御答弁ありがとうございました。

最初に、戦没者慰霊の問題ですけれども、遺族会と協力して今後も市一本化した形で追悼式を続けていくということですが、私が問題にしたいのは、遺族会があるうちは何とかそういうこともできるけれども、今、宮内の場合、遺族会の会長さんが昭和20年生まれで、もう80歳になろうとしているわけです。その方が、その子供さんがその遺族会を続けていくかという、もうそこまではいかない。もう今の、結局その亡くなったお父さん、お父さんを亡くしたその人のところまで、もう遺族会というのはその後の存続というのは難しくなるんじゃないか。難しくなり、恐らくできない。もう解散というふうなところも実際にあるわけですから、そういったところで市としてはどういうふうに考えていったらいいか聞くのが私にとっての一番の問題で、今回のこの質問に取り上げた最大の課題なんです。

非常にこれは、ほかのところでもこういったことを本気で考えているところというのは私も今のところ見つけることができないんですけども、ほかのところがないからここももしかたもいいというのでなく、これは本当に私は大事な問題だと思えます。とりわけ、今申し上げたように非常に戦争ということが身近に、戦争の現実というのが身近に迫っている今、やはりその歯止めとなるためにも、この間の、77年前の戦争を二度と繰り返してはならないと。その思いをどういった形で今後継続していくか、そのときに遺族会が今後どんどん姿を消さざるを得なくなった中で市としてどう考えていくか。これをゼロから考えていただきたいというのが、私の切なる思いでの今回の問題提起というか、今回取り上げたことなんです。その辺について、市長はどのように考えられるかお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほどの壇上の答弁でも申し上げましたとおり、さきの大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念する機会というのは非常に重要なものというふうに捉えております。

今、議員がおっしゃっているゼロから考え直してということの趣旨がちょっとよく分からないのですが、一旦白紙にしろということなのか。違う……。

継続すべきという御趣旨と捉えてお答え申し上げますけれども、私も国のために亡くなられた方を慰霊する、そして、こういう悲しいことがあった、戦渦の悲しみを繰り返してはならないといったようなことは、たとえ状況が変わったとしても継続していくべきものと考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 思いとしては、自然な思いとしてはみんなそうだと思うんです。それを一つの形として、システムというかね、今までは遺族会という一つのシステムが機能してこれまでできたわけだけでも、その遺族会がなくなった時点で、これは公の機関として、地方公共団体、市は市として一つの公の機関として今後考えていくべきではないか。

私もこの問題を取り上げたというのは、現実に遺族会がなくなって、これからどうしていったらいいんだべねというふうな、その切実な声を聞いて、これは何とか公のこととして、きちっとした形で考えていく必要があるんじゃないかということで急遽思い立って今回の質問に取り上げたところですので、大丈夫という遺族会の方の声も聞こえるようですが、その人が生きているうちは大丈夫だけれども、それが頑張っておられる遺族会の会長さんもおられるわけで、そういった方がおられるときは大丈夫だけれども、いつまでもそういうことが続くわけじゃないので、それ以降のことを今考えておかなければならないのではないかと思います。そ

れが途絶えてしまったら、もうそれっきりになりかねない。その辺で次の世代にあの戦争を伝えていくためにも、そういった形、機関、システム、それが必要ではないかと思うんですが、そのことについて、市長、お答えいただきたい。

○議長 市長。

○市長 各地区において各地区遺族会による慰霊祭が実施されてまいりましたが、それが難しくなってきたがために、数年前から課題として考えられていた市における全体での一本化ということが今年度初めて行われたわけでございます。

ですので、まず、遺族会がなくなる前提でお話をされていることは、それはその次の世代の方々が遺族会をどう考えるかにもよりますし、なくなる前提でお話するのは違うと思いますが、いずれにしても、この慰霊の思いを継承するべく、そのときの体制に合わせて考えられるものというふうに思っております。今の段階で、例えば20年後に、戦争を経験された方がもうほぼいらっしやらなくなった段階のことは申し上げられませんが、そのときの状況に応じて継続が図られていくものというふうに考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 具体的にこれからどういうふうになって、どうするかということは私も、とにかく今回はこれが非常に大事な問題だなと私なりに思ったんで、折も折であります。ちょうど戦争ということがいろんなところで考えられている状況の中で、さきの戦争を二度と繰り返してはならないという、そういう強い思いというものを今後引き継いでいくための一つの問題提起として今回させていただきます。

これについては、私もこれからの大きな課題として考えていくつもりですので、ぜひ市当局の方々も頭の中に入れておいていただいて、そして今後考えて、折にふれて考えていただきたい

と思います。いつの間にかなくなってしまったというような形には決してしてはならない。そういったふうな思いで取り上げさせていただきました。よろしくお願いします。

次に、コロナの問題です。

死亡数が2021年、2022年で大きく増えたというようなことは、市長自身どのように認識しておられたかお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 死亡数というのは南陽市の、あるいは県の、国の。国全体の。

コロナ感染症が蔓延したことによると考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 コロナ感染症が始まったのが2020年だったですね。ところが2020年は実は死亡者数が減っている、2019年に比べて。ところが2021年から増えだした。それをどういうふうに考えられますか。

○議長 市長。

○市長 コロナ感染の状況が拡大したからと考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 ワクチンの影響については、これは市長と前に超過死亡数というのが現実になった後、現実に見えてきた時点で市長とじかにお話ししました。2021年の7月だったと思います。2021年の7月に市長のところへ参上して、実はこういうふうになっているんで、当時市長は青年市長会の会長さんだったので、青年市長会でこの問題を何とか取り上げてくれないかというようなことを要望したんですけれども、これは当時、大阪の泉大津の南出市長さんがその問題を本気で取り上げておられたんで、同じ全国青年市長会の仲間の南出さんと歩調を合わせてしてもらえないかと言ったら、南出市長さんは87人の中のたった1人でというこ

とで、そのときには市長には当時としては私もそれはしようがなかったと思います。ただ、その後、やはり人数がどんどん増えて、いわゆる超過死亡数がこういった形で大きな問題になっているということで、やはりあのときのことはあのときのこととして、改めて深刻に受け止めていただきたいと私なりに思っているわけです。

私、今回の問題で一番大変なことだなと思ったのは、死亡者数が増えたこと、そのこと自体も大変なことなんですけれども、それを、もうその日のNHKのテレビを見たんですけれども、最初は80万人が、出生数80万人を割ってしまったということだけが取り上げられて、NHKの中では死亡者数については全然触れなかった。次の日の新聞で、死亡者数については記事の中では触れてあるんですけれども、出生数が減ったことだけは見出しになっていた。このこと自体が非常に私は不自然なことに感じたんですけれども、その辺、市長はどういうふうに受け止められるかどうか。それをお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 死亡者数の増加については、母数となる高齢者の方の数が増加すればするほど年間の死亡者数は増える。このことには完全に相関がある。そして、コロナが発生した当初は、ステイホームということで皆さんが非常に厳しい自粛をされたわけです。そのことが翌年に行動がある程度変わって、社会経済活動も増えていくようになるとともにコロナの感染者数も増えた。コロナの感染者数が増えると同時に死亡者数も増える。高岡議員はそれがワクチン接種の増加と関連されているというふうにお考えだと思いますが、私の考えはそれとは違います。

ワクチンによって死亡者数がむしろ減っている。コロナに起因する死亡者数が減っている。一方で、ただ相当数の感染が発生しているために、どうしてもコロナを契機とした死亡される

方の数は増えてしまう。そういったことが、その死亡者数の増加を説明する理由であろうというふうに思っているところです。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 ワクチンの副反応について、厚労省のほうへの報告数、先ほども言っていたたんですけれども、これに関して、実際に死亡者数としては2,000人からの死亡者数の報告が厚労省のほうに上がっているわけです。そういったふうなこと、これまでだったらワクチンを打ってそれだけの死亡者数が出たら、ものすごい大問題になるはずなのに、それが大きな問題にもならない。重篤者がこれだけ出ているのに大きな問題にもならない。そして、今回その死亡者数がこれだけ増えているのに、あえてそれを伏せて、出生者数だけを問題にする。このことについての不自然さというか、それのおかしさということを素直に市長自身お感じになりませんか。

○議長 市長。

○市長 先ほど申し上げましたとおり、死亡者数の増加については、母数となる高齢者の数、そしてコロナ感染者数の増加、そういったことで説明がつくという社会的な前提があって、むしろ今後の日本の社会においては、ポストコロナ後の少子化が国に与えるインパクトの大きさから、80万人を割ったことが報道機関によって大きく報道されていると承知しております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 市長がそういうふうに言われるのならしようがないというか、私もそれ以上言いませんけれども。ただ、やはり、これ私はもうずっと一貫してこのことはこれまで言い続けてきて、そして、ここまでこの数字が出た段階で、恐らく市長も何らかの形でふと立ち止まって、そして考えてみる姿勢を見せていただけないかというふうな希望を持って今回取り上げた今回の問題でした。

ただ、市長がそこまで言われるのなら、それは当然高齢者数は増えているわけで、それに沿って当然死亡者も増えるという、それはそれで理屈。あまりにも多過ぎる増加という、このことを毎日見る死亡者欄、新聞の死亡者欄を見ても、かつてとは全然違う、倍くらいの数になっている。

1月には、厚労省の発表はまだ12月ですけども、1月段階でもう結果が出ているわけで、それを地方公共団体の数を全部集計したら17万人ということです。12月が多いといっても、これもかなり増えているんですけども15万8,000人、それが1月、これは3月末に発表になると思いますけれども、これが17万人という数が、これはほぼ間違いないと思います。その数が出ている。今後それがどういうふうな推移をみせるか、これは単に高齢者が増えた、あるいはコロナ感染者が増えたというようなことでは絶対説明がつかない。

週刊誌等では、先ほど私も言いましたように、週刊現代なんかははっきりワクチンとの因果関係ということを言い出しているわけですし、その辺も含めて、まさにこれは人ごとでなく自分ごととして、非常にこれ昨日も市長は何かの折に言われましたけれども、やはり何事も自分ごととしてこれから考えていかないと、人がこう言ったから、世の中がこうだからということで人ごとにしていたんでは、うっかりすると命も失いかねない。

そういうふうな世の中になっていますよというふうなことも言わせていただいて、今後、事態をしっかり見つめながら、その事態に即応したそのときそのときの判断というものがこれからは必要となると、ますますなると思いますので、そのことを要望して、かつてこうだったからということでそれにこだわるんでなくて、やはり時代が変わる、本当に目まぐるしく変わるこれからの時代ですので、かつてこう言ったか

ら今度はそれで頑張らなければならないというような、そういった思いは一切ないし、かつてそうだったから、あのときお前はこんなこと言ったでら、ということはないから、だから、そのときそのときの事態の推移に合わせて、いい判断をしていって、そのときそのときの最高の判断をしていっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました8名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦労さまでございました。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方も願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時55分 散 会

令和5年3月20日（月曜日）

本 会 議

令和5年3月20日（月）午前10時00分開議



#### 議事日程第4号

令和5年3月20日（月）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(総務常任委員長報告)

日程第 1 議第 14号 南陽市個人情報保護に関する法律施行条例の設定について

日程第 2 議第 15号 南陽市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

日程第 3 議第 16号 南陽市企業版ふるさと納税基金条例の設定について

日程第 4 議第 17号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第 21号 南陽市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 7 議第 18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 19号 南陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 20号 南陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第 22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 11 議第 24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

(予算特別委員長報告)

日程第 12 議第 6 号 令和 5 年度南陽市一般会計予算

日程第 13 議第 7 号 令和 5 年度南陽市国民健康保険特別会計予算

日程第 14 議第 8 号 令和 5 年度南陽市財産区特別会計予算

日程第 15 議第 9 号 令和 5 年度南陽市育英事業特別会計予算

日程第 16 議第 10 号 令和 5 年度南陽市介護保険特別会計予算

日程第 17 議第 11 号 令和 5 年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 18 議第 12 号 令和 5 年度南陽市水道事業会計予算

日程第 19 議第 13 号 令和 5 年度南陽市下水道事業会計予算

(追加議案)

日程第 20 発議第 1 号 南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

閉 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第 4 号に同じ



---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                 |
|------|-----------------|-------|-----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長             |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長         |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭  | 財政課長            |
| 矢澤文明 | 税務課長            | 高野祐次  | 総合防災課長          |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長            |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 鈴木聡   | すこやか子育て<br>課長補佐 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹        |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 川合俊一  | 建設課長            |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者           |
| 長濱洋美 | 教育長             | 鈴木博明  | 管理課長            |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長          |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 青木勲   | 代表監査委員          |
| 細川英二 | 監査委員事務局長        | 安部浩二  | 農業委員会<br>事務局長   |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹が都合により欠席の旨通知があり、代わりに鈴木 聡すこやか子育て課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、3月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてであります。各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は発議案1件であります。

発議案1件については、提案理由説明、委員

会付託省略、質疑、討論、表決の順で御審査くださるようお願いをいたします。

次に、本日の会議の日程であります。お手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

日程第1 議第14号から

日程第6 議第23号まで計6件

○議長 日程第1 議第14号 南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定についてから日程第6 議第23号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてまでの議案6件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案6件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案6件について、日程に従い、去る3月3日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第14号 南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定についてを申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を

定めるため、新たに条例を設定するものであります。

当局より、主な内容の説明があり、1点目に、情報の開示請求に関する手数料は無料とし、写しの交付は実費負担を求めること。

2点目に、開示決定等の期限を請求のあった日から14日以内とするが、事務処理上困難な場合は、さらに16日以内の延長を可能とすること。また、特例として、開示決定が事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合は、さらに延長が可能であること。

3点目、個人情報の適正な取扱い等について、特に意見を聞く必要がある場合は、南陽市情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることを規定すること。

4点目は、実施状況の公表に関しては、現行条例と同様に規定し、また、法律施行条例との整合を図るため、南陽市個人情報保護条例の廃止、南陽市情報公開条例の一部改正、南陽市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正をするものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第15号 南陽市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてを申し上げます。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業制度の導入に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を設定するものであります。

当局より、取得可能年齢は、定年引上げと合わせて定年前再任用短時間勤務が可能となる60歳以降とする。休業時間の取得の範囲は、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の15分単位とし、勤務しない1時間につき給与を減額すること。また、部分休業について定めている関係条例の一部を改正するものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第16号 南陽市企業版ふるさと納税基金条例の設定についてを申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税制度に基づいて寄附された寄附金を、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するものであります。

当局より、企業版ふるさと納税制度では、原則的に寄附を受けた当該年度の地域再生プロジェクトに充てることになっているが、基金を設置することにより、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、翌年度以降の事業にも充てることを可能とするものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第17号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、温泉受給者の名義変更の届出を受け、内湯旅館営業者有限会社丹泉ホテルの代表取締役丸森英一氏を丸森周平氏に変更するものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第21号 南陽市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、南陽市文化会館における施設運営をより効率的に行うため、開館時間及び休館日を規則に委任するよう、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第

であります。

次に、議第23号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更についてを申し上げます。

本案は、置賜定住自立圏の形成に伴い、令和4年度をもって計画期間の満了を迎える第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画の次期計画を策定しないことのほか、規定の整備を行うため規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、置賜広域行政事務組合構成市町議会の議決を必要とするものであります。

当局より、主な改正内容について説明があり、1点目は、共同処理する事務のうち、「計画の策定並びに計画に基づく事業」を「組合の区域における広域行政の推進に資する事業」に改めるものであります。

2点目は、置賜広域ふるさと市町村圏基金は、計画的・一体的な振興整備を図る事業に充てるため、置賜3市5町が出資し、山形県からの助成金もあるが、今後、山形県からの助成金に相当する額は取り崩すことができないこと、また、置賜広域行政事務組合が解散または基金を廃止する場合、山形県に返還することを規定するものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第14号 南陽市個人情報保護に関する法律施行条例の設定について

から議第23号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更についてまでの議案6件について、総務常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第14号から議第23号までの議案6件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 7 議第 1 8 号から

日程第 1 0 議第 2 2 号まで計 4 件

○議長 日程第7 議第18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10 議第22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 片平志朗議員。

[文教厚生常任委員長 片平志朗議員 登壇]

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案4件について、日程に従い、去る3月6日午前10時から議員全員協議会室において関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、議第19号 南陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議第20号 南陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この3議案は関連がございますので、一括して審査いたしました。

いずれの議案も、条例の基となる子育て支援関係施設の設備や事業運営の国の基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

当局より、議第18号については、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子育て支援等の施策の主務官庁が厚生労働省から内閣府に変わることを反映するものであること。また、相次ぐ家庭や児童福祉施設等での児童虐待事案を受け、何人もしつけ等と称して子供に対する懲戒を行うことはできないことを明確にするため、関係する規定を削除するものであること。

議第19号については、議第18号同様、子供に対する懲戒権はないとされたことを受け、関係する規定の削除をするものであること。また、通園バスでの置き去り事故の発生や感染症対策など、運営上の安全管理に関わる様々な課題に対応する観点から、安全計画の策定や自動車送迎時の安全管理の徹底、業務継続計画の策定などに関する規定を新たに追加するものであること。

議第20号については、議第19号同様、安全計画の策定や自動車送迎時の安全管理の徹底、業務継続計画の策定などに関する規定を新たに追加するものであること。

3議案とも施行期日は令和5年4月1日であるが、議第18号、議第19号の懲戒権の規定の削除については公布の日から施行するものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、3議案と

も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すものであります。

当局より、健康保険法施行令の改正に伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が8万円増額され、48万8,000円になることから、条例で定める出産育児一時金の額も48万8,000円に改めるものであること。

令和5年4月1日から施行され、3月31日までに出産した場合は、その出生届の時点にかかわらず、従前の40万8,000円の支給となるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第18号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第22号 南陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案4件について、文教厚生常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第18号から議第22号までの議案4件は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(産業建設常任委員長報告)

日程第11 議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

○議長 日程第11 議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 島津善衛門議員。

〔産業建設常任委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る3月7日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者を株式会社エービーエムに引き続き指定するもので、指定期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

当局からは、宮内公民館の新築により貸し館機能の充実が図られることから、令和5年度に公共施設の機能再編を検討するため、指定期間

をこれまで同様3年間とした場合、当センターの運営方法に変更が生じる可能性があることを考慮し、公募によらず指定管理者を選定し、指定期間を1年間としたとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第24号 南陽市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定については、産業建設常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第24号は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第12 議第6号から**

**日程第19 議第13号まで計8件**

○議長 日程第12 議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算から日程第19 議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算までの予算案8件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております予算案8件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇〕

○**予算特別委員長** おはようございます。

私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度各会計補正予算5件及び令和5年度各会計当初予算8件の計13件であります。

このうち、令和5年度当初予算8件について、去る3月14日と15日の2日間にわたり委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみ報告させていただきます。

議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算

議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算

議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算

議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算

議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算

議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算

議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算

以上の当初予算8件は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○**議長** これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算から議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算までの予算案8件は、予算特別委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長** 御異議なしと認めます。よって、議第6号から議第13号までの予算案8件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。



~~~~~

(追加議案)

日程第20 発議第1号 南陽市議会の個人情報保護に関する条例の設定について

○議長 日程第20 発議第1号 南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

8番山口正雄議員。

〔8番 山口正雄議員 登壇〕

○山口正雄議員 私から、発議第1号 南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の設定について、提案理由を申し上げます。

これまで本市議会が保有する個人情報は、市当局の条例に基づき適正に管理されておりましたが、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方議会は国会と同様、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとされたところであります。

これを踏まえ、本市議会においても個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するため、新たに条例を設定するものであります。

以上、御提案申し上げますので、議員皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、議会運営委員全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第1号 南陽市議会の個人情報の保護に関する条例の設定については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市長挨拶**

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件につきましては、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御承認、御同意、そして、御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の中で各議員からいただきました御提言等につきましては、可能なものからその実現に向け努力をしまっている所存でございますので、今後とも御指導、御支援を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

さて、およそ3年にわたる新型コロナウイルスの感染防止対策が大きな変換点を迎えるようとしております。今月13日からマスク着用が個人の判断を基本とすることに見直されました。また、政府は、5月8日には現在の感染症法での分類を2類相当から5類に移行する予定であります。多くの日常活動を徐々に取り戻し、経済が活性化することを期待しております。

しかしながら、新型コロナウイルスが撲滅されたわけではございません。高齢者や基礎疾患がある方をはじめ、感染をしない、させない対策は依然として必要でありますので、国の方針に基づき、市が行うべきことは市の責務として実施してまいりたいと存じます。

間もなく新年度を迎えようとしております。先日の施政方針で、令和5年度の施策の大要を述べさせていただきましたが、来年度は、ポストコロナを見据えた事業に取り組んでまいります。

特に、健康づくりでの一般財団法人ヤマガタアスリートラボとの連携事業や、DXの推進、市民生活に必要なインフラの整備なども含め、将来にわたる市民生活の土台づくりを踏まえた事業に注力してまいりますので、今後とも、議員各位のさらなる御理解と一層の御支援を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

3月は別れの季節でもあります。大室会計管理者、細川監査委員事務局長、安部農業委員会事務局長の管理職3名の方をはじめ、この3月末日をもって定年を迎えられる職員の皆様におかれましては、市民の福祉向上と地方自治発展のため、長年にわたり御尽力いただきました。その御労苦に対しまして、改めて衷心より感謝と御礼を申し上げます。

これからも、これまで同様、市政発展のためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、時節柄御自愛をいただきますとともに、今後の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和5年南陽市議会3月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦勞さまでした。

午前10時38分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美

会議録署名議員 高 橋 一 郎

同 片 平 志 朗

令和 5 年 3 月 定例会
3 月 2 日（木曜日）

予算特別委員会

令和5年3月2日（木）午前11時22分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市 長	大沼豊広	副 市 長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教 育 長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局 長	細川英二	監査委員事務局 長
安部浩二	農業委員会 事務局 長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局 長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係 長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

- 議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)
- 議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和4年度補正予算5件、令和5年度予算8件であります。そのうち、本日の予算特別委員会では、令和4年度補正予算5件について審査を行います。

~~~~~

議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)

○委員長 初めに、議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第1号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、10ページから14ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、歳出に入ります。

第2款総務費から第9款消防費までの15ページから20ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第10款教育費から第13款諸支出金までの21ページから24ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他・附属資料、25ページから26ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第1号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第14号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

○委員長 次に、議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第2号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。  
事業勘定の歳入歳出全般、34ページから36ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（発言する声なし）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第2号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 次に、議第3号 令和4年度南陽市

介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第3号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。
歳入歳出全般、44ページから45ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（発言する声なし）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第3号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○委員長 次に、議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第4号に

ついて説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。  
歳入歳出全般、54ページから55ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第4号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

○委員長 次に、議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤和宏上下水道課長。

[上下水道課長 佐藤和宏 登壇]

○上下水道課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第5号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。
資本的収支全般、その他・附属資料、4ページから11ページまでについて質疑ございません

か。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第5号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和4年補正予算5件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、ありがとうございます。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、次回の予算特別委員会は、3月定例会会期日程により開催いたしますので、御参集を願います。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時48分 散 会

令和5年3月定例会
3月14日（火曜日）

予算特別委員会

令和5年3月14日（火）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
17番	殿 岡 和 郎	委員			

◎欠席委員（1名）

16番 佐 藤 明 委員

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

- 議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算
- 議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算
- 議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算
- 議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算
- 議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

~~~~~

開 議

- 委員長（殿岡和郎委員） 朝の御挨拶をしたいと思います。御起立願います。  
おはようございます。  
御着席ください。  
これより予算特別委員会を開会いたします。  
ただいま出席されている委員は15名で、定数に達しております。  
なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、16番佐藤 明委員、1名であります。  
これより令和5年度各会計予算の審査に入ります。

~~~~~

議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算

- 委員長 初めに、議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算について審査を行います。
当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕
- 財政課長 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第6号に

ついて説明〕 省略別冊参照。

- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願いいたします。
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。
これより質疑に入ります。
予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。
最初に、歳入について行います。
第1款市税から第13款使用料及び手数料までの14ページから25ページまでについて質疑ございませんか。
6番高橋一郎委員。

- 高橋一郎委員 歳入全般というか、予算全般について、まず1点お伺いをしたいと思います。

今回の予算規模は169億2,200万ということで、前年度比9億9,200万円、6.2%の増ということで、積極予算になっているのかなというふうに思っております。その中で、いわゆるこの予算を積算した時点から現在の状況、あるいはこれからの状況を鑑みた場合に、やっぱりちょっとギャップが出てきているのかなというふうに正直思っています。

私は、この予算については大変いいと思っ
ているんですが、昨今の情勢を見ると、どうも歳入が、本当に市税あるいは地方交付税も含めて入ってくるのかなという心配が実はありまして、それは市長も当然考えていらっしゃると思うんですが、その中で、いわゆるここ最近アメリカの経済状況の中で、シリコンバレー銀行とか、あるいはシルバーゲート銀行ですか、それらが倒産したというふうなことがあります。当然、アメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引くというふうに言われていますので、当然影響が出てくる心配をしているところです。

この最近の状況も含めて、そういうふうに変

わってきたということから見ると、予算執行に当たって、どのような立ち位置で考えていらっしゃるのか。私は、やっぱりちょっと慎重に考えていかなきゃならないのかなと、残念ながらというふうに思っているんですけども、そのことをまずお聞きしたい。

あ、その前に、この予算ですね、今回市長の思いがいろいろあると思うんですけども、一言で言えば何という予算のつけ方なのかというふうに、結局そういった思いがあるとは思って、まあ分かればお伺いしたいと思います。

○委員長 市長。

○市長 まず、世界的な経済情勢についてでありますけれども、アメリカで、アメリカ全体の中で2番目に大きい銀行がああいう状況になっていると。そして、連鎖的にその余波が続いているということについては、私も非常に心配な思いで見ているところです。ただ、今回アメリカ政府の対応が、リーマンショックの時と違って早めに手を打っている印象があるなというふうに思っております。リーマンショックのときのような状況にならないのではないかとこの気持ちもありますが、なお注意して見ていかなければいけないというふうに思っております。

一方で、日本国内の景気については、コロナの感染が落ち着いていけば、諸外国が既に享受しているコロナ後のリバウンドの景気回復が日本にもようやく来るのではないかとこのことは期待しているところです。ただ、今回の市の予算の歳入の、特に市税の計上の仕方については、個人は若干伸びると見込みますが、法人については慎重な見方をしております。そこは堅く見込んでいるところでございます。

そして、今回の予算についてでありますけれども、市道六角町富貴田線、それから上野新田線をはじめとして、長年なかなか手をつけられなかったことに着手して、本市の将来的な発展の土台をつくる土台づくり予算かなというふう

に思っておりますが、それは今思いついて言ったので、あまり適切でなかったら忘れていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 土台づくり予算だということで、今まで懸案だったことを一気に進めようというふうな積極的なことですから、まあそれはそれで大変いいなと思っておりますが、私から言うまでもなく、やっぱり予算については、この予算についてはこうだというふうなことを市民に対してアピールできる、そういったことをぜひ考えていただければ。ネーミングも一つ大事だと思いますので、というふうに思います。分かりました。

ただ、リーマンショックに匹敵するのではないかとこのふうな見方の専門家もいますので、やはりそこは慎重に考えていく必要があるのかなと。あとやっぱりコロナのリバウンドに関しては非常に期待をしたいというふうに思っておりますけれども、ぜひそういった意味で、ある程度、特に法人については慎重にというふうなことだと思いますので、そこは私も指摘をしたいというふうに思っております。

もう1点ですけれども、その収入に関して、ふるさと納税のところ。ふるさと納税については大体10億円ということで、前年度と同額程度を見込んでいます。これもいわゆる寒河江市が発端というか、寒河江市のふるさと納税の問題があって、そこから見ると、非常に寒河江市はもちろん過少に見積もる必要があった。その当時と現在の時間的なギャップがありますので、その時点では10億円だったんだけど、今現在見てどうなのかなというふうなことが、ちょっとまたそれも心配しています。

そこで、そのような状況を受けて、その報道等を受けて、どのような考えで今立っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 ふるさと納税の事業者において不適切な行為があった点については、他市のことではありませんけれども、大変遺憾に思っているところです。その報道を受けまして、本市においてもそういう事例がないか調査しておりまして、今のところ、本市に直接そういった事例はございませんが、今後も気をつけて対応してまいりたいと思います。

その寒河江市におけるふるさと納税の減収見込みが本市に影響するのかどうかという点につきましては、これも本市のふるさと納税の状況ではありませんけれども、前年同額を見込んでいます。前年は、令和4年度でありますけれども、令和4年度はちょっと厳しい状況で、ふるさと納税のポータルサイトの中で、想定している額に達していないところもあったり、伸びたりしているところとちょっと凹凸がある状況です。

ということで、来年度については慎重に同額ということで見込みましたけれども、本市のふるさと納税での収入の使い道については、来年度の収入を来年度すぐ予算化するというのではなくて、基金化して、翌々年度に予算化するということですので、実際的な影響はないものというふうに思っておりますが、今後ともふるさと納税の収入増については努めてまいりたいと考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうですね。ふるさと納税は本当に自由度が比較的あるものですから、非常に収入の柱として大切なというふうに思っていますので。いろいろな要素があると思います。そのポータルサイトでのいわゆるポイント制がつくようなものがやっぱり人気が出てきたりとか、そういったものに乗換えていくというふうなことが、産業建設常任委員会の中でもちょっとその辺が話題になったわけですが、そういったことを機敏に捉えて持っていく必要

があると思いますので、ぜひそういったことで、今市長が答弁なされたようなことでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までの25ページから36ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第16款財産収入から第21款市債までの36ページから46ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、歳入についてこれで終わりたいと思います。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費の47ページから48ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第2款総務費の49ページから86ページまでについて質疑ございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 64ページの1項総務管理費の移住関係についてちょっとお尋ねしたいんですが、令和4年度の移住者数はどのくらいだったのか、あるいはその移住者の中で、首都圏からとその他に分けるとどういう状況なのかについて、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

本市の移住者の数でございますが、移住者の全てについて網羅をしているわけではございません。現在、県と共同で、県外からの移住者に対して、山形らしい移住者に対する事業ということで、米、みそ、しょうゆを提供したりしておりますが、まずそちらの人数でお答えをさせ

ていただきたいと思います。2月末現在の合計でございますが、米、みそ、しょうゆを提供した世帯につきまして、8世帯10人となっております。

また、毎月の転入状況についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年度、4月から12月末までの状況についてでございます。県外からの転入者199人でございます。なお、県内と県外合わせての転入者につきましては501人となっております。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ありがとうございます。

今まで、このように結局かなりの相当数の方が県外あるいは市外から移住されているということなんだと思いますが、その移住の中での、今年の1月1日の山形新聞に載った記事なんです、県と市町村、経済界、大学で組織するふるさと山形移住・定住推進センター、愛称はくらすべ山形というらしいんですけども、そのところが移住者に対する幸せのアンケートを取られたということで、その幸せについてのものが、「幸せだ」という回答が70.6%、それから「普通だ」と答えられた方が26.9%、「幸せではない」という方が2.5%という結果がございました。

その中で、この2.5%の「幸せではない」とお答えになった方の理由が、積雪と吹雪の中での暮らしが辛いという、あるいは友人と知人がいないため幸せが減ったということ、あるいは田舎暮らしは大変であることが分かったと、この3つの理由が挙げられているわけなんです、この中で、友人と知人が減って幸せでないということについて、私はちょっとどうなっているのかなと。要するに、地域とのつながり、あるいは住民同士の助け合い、あるいは地域活動に対する参加というあたりが移住者の方々に

とってどのようなことになっているのかなと。そんなふうな思いでこの記事を見たんですが、その辺についてお分かりになれば、誰かお答えいただけますか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

不満を持っていらっしゃるという移住者の方の直接の原因とかについてはお伺いはしておりませんが、ただ、特に地域おこし協力隊の例で申し上げますと、今、農林課のほうで地域おこし協力隊を受けていただいております。その中で、毎週毎週、週1回、協力隊の皆さんと意見交換をしておりますので、その中で行政が対応できるものであったりとか、いろいろな御意見を頂戴させていただいて、そこを前に向けて対応できているのかなというふうに思います。

あわせて、移住者の方は特にでございますが、やはりこの2年間コロナ禍で、様々なイベントだったりとか、地域の中でのコミュニケーションする機会がかなり減ってきているのかなと思います。そういう意味では、やはり外からいらっしゃる方についてはなかなか、特に田舎のほうでそういうふうなものがきちっと守られているというふうな環境もあつたのかなと思いますので、そこについてはいろいろな御苦労もおかけしたのかなと思います。

おかげさまで、来週には文化会館で今年度の地域おこし協力隊の方々の発表会を、いろいろな方にお越しいただいてさせていただいたりとか、あといろいろなイベントも少しずつ活発になってきておりますので、今後については公民館だったりとか地域とも連携しながら、担当課とも連携をさせていただきながら、外からいらっしゃる方の生活について、安心できるような支援をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、せっかく一大決心して移住されてくるわけですから、幸せ度が減ったというようなことにならないように、あるいは、逆に言えば、移住されてきた方が新たな移住者を呼ぶというような糧に、できればなるような、やっぱり幸せだと、ここに来てよかったというふうに言われるような対応をぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長 要望ですか。

○山口正雄委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 5項2目、83ページ、地籍調査費に関してお尋ねします。

地籍調査事業費がここのところ年々増額しているようですけれども、現在どの程度カバーなったのか、そして来年度はどこを対象地域とするのか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長 川合俊一建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、3年間で1つの調査区を完了するというサイクルで実施しております。令和3年度に地籍調査事業を再開いたしまして、令和5年度からは3地区分の業務で事業量が増加することから、必要な予算を御提案させていただいております。

なお、来年度、令和5年度につきましては、令和4年度、今年度調査したところの地籍図の作成、閲覧、登記、これについては宮内の東町、吉野町地区になります。

あと、令和5年度の調査区につきましては、一筆地調査、細部測量、地籍測定ということで、これは清水町、六角町、横町、吉野町辺りになると思います。

あともう一つ、令和6年度の調査区の準備の素図作成ということで、これは東町ということで計画しているところでございます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 地籍調査、今から30年くらい前かな、かなり鳴り物入りでスタートして、ただその後、中断を経て、そしてまた再開というふうな形ですけれども、現在、南陽市全体のどの程度カバーなって、そしてこれからの見通しとして、どういうふうな見通しで取り組んでおられるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、3年スパンということで、1年ごとにつきましては、面積では0.11キロ平方メートル当たりということで進んでいくということで、全体の今年度末のやつはちょっと今資料ございませんので、後ほど御答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 非常に地味な作業で、長い年月かけて全体できるような形になるんだと思いますけれども、後ほど、現在どういうふうな形で、今後の方向はどのようなものを改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 66ページ、2款総務費の2項総務管理費、7目企画費のほうのDX推進事業費に関連しまして、最近ですけれども、LINEのほうを活用して、いろいろな情報発信を市のほうでされているようですけれども、現在どのような情報について発信されているのかをまず教えてください。

○委員長 佐野 毅情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 ただいまの山口委員の御質問にお答えします。

LINEの公式アカウントにつきましては、今現在、南陽市の中で1万1,000人ほどの方に登録いただいております。世帯で換算すると、ほぼ100%の方が南陽市のLINE登録をいただいていると思っております。

その中で、その発信する内容でございますが、防災だったりとか、あとは市民の方に有効となるイベント情報、そしていろいろな制度の御案内とかを、希望される方に配信するというセグメント配信というのがございますので、そちらのほうで主に配信しております。先ほど申し上げました防災に関する情報については、全アカウントに登録されている方に配信しております。その情報の種類を区別して、いろいろな方に必要な情報が届くような形での情報の配信を行っております。

以上でございます。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 ありがとうございます。

最近、うちの家内のほうも随分南陽市のLINEのほうを活用して、いろいろな情報ももらっているようなんですけども、今年ですと、除雪のほうで、例えばLINEのほうで活用できないかなと思っているんですけど。例えばですけども、最近雪の降り方が結構多様になっていまして、一斉除雪のほうも通常の時間で来られなくてちょっと遅れてくると、そういうこともままあるようなんですね。私の家なんかですと、5時過ぎくらいから布団の中でいつ頃来るのかなと思いつつ、今日除雪あるのかなと思いつつ待っていて、6時過ぎくらいから除雪を始めるような方たちが結構多いんですけど。そのときに、LINEのほうで今日は出動したよとか、そういう情報があればすごくいいのかなと思うんですけども、それというのは、例えば技術的にですとか費用的に難しいものがある

んでしょうか。

○委員長 佐野 毅情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 ただいまの御質問にお答えします。

今の公式LINEの費用につきましては、LINE社の御厚意によりまして、自治体で利用する場合は全て無料で情報を配信することができております。今の情報の配信の仕方として、基本的には各課から情報をいただいて、その情報を総務課のほうで配信するという流れになっております。

以上でございます。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 そういうことだと、特に費用もかからず、技術的にも難しくないということだと思ふんですけども、市長、どうでしょう、ぜひ除雪のほうも発信していただきたいと思ふんですけども、どうでしょうか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 質問にお答えします。

除雪車の位置情報を捉えて、例えば今現在どこに除雪車がありますというのは、システム化できる可能性はあります。ただ、例えば雪の質によって、実際2時頃に出勤をかけて、そこに何時に来るというのを予想するということについては、恐らく相当テクニカルだと思うんですけど。だから、例えば今日の朝はあまり降ってなくて、例えば除雪しなくて、日中になりましたというようなお知らせぐらいであれば可能かもしれないんですけども、この道路を何時に掃くのが予想できますかというふうになると、かなりテクニカルで、まあ金さえかければそれはできないことはないと思うんですけど、現実的にはなかなか難しいのかなというのが聞いていて思いました。

ただ、住民の方って恐らくそういうところは欲しいというふうなことだと思うんです。結局、何時になったらこの辺掃いでけんだべねとい

うのは思うので、少しその辺は研究していきたいと思っています。結局、各除雪車に位置情報があって、それが常にセンターのほうに来ないと、情報処理して吐き出すということができないので、結局相当やっぱりテクニカルにはなるような感じがします。

以上です。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 ありがとうございます。そこまでの内容ですとかなり大変なのは分かるんですけども、例えばですけども、通常の出勤が2時ということで、うちに来るのが大体6時くらいだなというのが分かっているならば、今日はちょっと4時に出ましたと、3時に出ましたと、それだけの情報だけでも、大体このくらいかなとか、あ、今日は来るんだくらい分かると思うんですね。そのくらいだけでも何とかと思ったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 結局、オペレーターの方にどういふふうな作業が必要なのか、オペレーターの方に負担がかからないようにするにはどうするか、いろいろ研究することは必要だと思いますが、おっしゃるとおり、市民としてはいつ頃来るんだろうねぐらいの目安が分かればいいよねというのは、ちょっと研究してみたいなとは思いますが。

以上です。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 ありがとうございます。

技術的に難しいことはすぐには無理だと思いますので、できることから、できれば何時に出たよぐらいからでも、やってもらえればすごくありがたいと思いますので、ぜひお願いしたいなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 できることからとにかくやってみたいので、ぜひ研究させてください。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 66ページ、2款総務費の7目企画費の66ページの説明欄の82番、地域公共交通検証・研究事業費（地域おこしインターン）と書いてありますが、地域おこしに関しては今農林課さんのほうで予算を上げておりますが、この地域公共交通検証・研究事業費というのはどういう事業でしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

こちらの事業につきましては、地域おこし協力隊の前の地域おこしインターンという制度を活用いたしまして、公共交通、具体的には沖郷地区で運行しておりますおきタクについての住民の満足度調査を含めた運行状況を検証したいというふうに考えております。主に学生を対象に、地域おこし協力隊のインターンというふうなことで来ていただきたいというふうなことを想定しているんですが、その学生の機動力に協力していただいて、運行しておりますこのおきタクの状況について、今後の検証をしていきたいというふうに考えているものです。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 どのようなものかと思ったんですが、おきタクについての満足度調査。これから南陽市の地域の交通ということで、分かりました。学生さん、多く働いていただければと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 71ページ、2款総務費、1項総務管理費、説明欄27番の空き家対策事務費で

ございますけれども、年々空き家が増えているわけですが、危なくない空き家だったらいいんですけども、危険な空き家も相当増えているというふうに思っております。そこで、危険な空き家という部類の空き家はどのくらいあるのか教えてもらいたいと思います。

○委員長 川合俊一建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年9月末時点の空き家調査の結果によりますと、総数で759件、そのうちCランクが114、Dランクが68、A・Bが577という内訳になってございます。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 ランク別になっているようですが、このDランクというのが一番悪い、危険な空き家ということなんですか。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

Dランクが一番悪いということで、再利用はもう不可能かなというような物件になってございます。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 Dランクは68件ということでございますけれども、非常に危険な空き家というのは、見た目も悪いし、地域においてもなかなか取り壊してくださいということを言えるのかどうか分かりませんが、そのままになっている空き家もあるようです。その辺の当事者への指導とかそういったことはどのようになさっているのでしょうか、お伺いします。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

毎年調査いたしまして、Cランク、Dランクの方には、空き家の除却するための補助もありますよということと、あるいは適正な管理を

引き続きお願いいたしますということで、文書のほうで通知しているような状況になってございます。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 文書で撤去というか、そういったことを言っているということでございますけれども、やっぱり本当に見た目も悪いんで、その辺は市の担当の方、実際に出向いてもらってその辺の指導をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。要望です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番佐藤憲一委員。

○佐藤憲一委員 総務管理費、7目の企画費、66ページに関して御質問いたします。

施政方針の令和5年度の主要施策8項目の中の7項目に「人がつながりまちを育てる」というふうな項目があって、その中に、地域の課題を住民同士で論議する場として新たに南陽市自分ごと化会議を開催するとあります。そして、66ページの説明の欄の81番に、南陽市自分ごと化会議事業費372万8,000円が計上されております。

多分、一般社団法人構想日本との関わりだと思っておりますが、この中で会議開催支援事業委託料として364万3,000円計上されておりますが、今年どんな形でこの委託をなされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

南陽市自分ごと化会議事業につきましては、委員お見込みのとおり、一般社団法人構想日本の御指導をいただきながら開催を計画させていただいているものでございます。趣旨といたしましては、地域の課題について多様な住民同士で議論する場をつくって、まちづくりへの市民参加をさらに進める新しい手法といたしまして、

無作為に抽出したメンバーによる会議を開催するものでございます。

既にこちらの取組につきましては、全国の様々な自治体で実施をされているというふうなこともお聞きしておりますので、住民協議会ということで1つのテーマに絞りまして、4回ほどの会議、公開でワークショップのようなものを開催いたします。その進める際のまとめまでの一連の過程について御指導いただきたい、委託をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 委員長 2番佐藤憲一委員。
- 佐藤憲一委員 自分ごと化会議は、無作為で選ばれた市民による会議、議論というふうなことになっているようですが、例えば私が市会議員でなくて一市民としてこの会議にぜひはまりたいといった場合は、会議に出席できるのか。それから、無作為ですからね、余計な人ははめられないというわけでないと思うんですが、どういう形で選出されるのかお伺いしたいと思います。
- 委員長 嶋貫みらい戦略課長。
- みらい戦略課長 御質問にお答えを申し上げます。
この参加いただくメンバーにつきましては、無作為に抽出させていただくというふうなことが前提となっておりますので、ぜひ参加したいというふうなことでの自らの方については、大変申し訳ございませんが、こちらについては公開というふうなことでさせていただきますので、ぜひ御覧いただきまして、この会議の推移について見守っていただければと思います。よろしくお願いたします。
- 委員長 2番佐藤憲一委員。
- 佐藤憲一委員 もう1点お伺いします。
市長にお伺いします。この構想日本の会は、東北地方だけ申し上げますと、6県で福島を除

く知事さんが全員会員となっております。山形県では飯豊町長さんがお1人、構想会員になっております。山形県知事も構想会員になっておりますが、市長はなっておられますか。

- 委員長 市長。
- 市長 現在、会員にはなっておりません。
- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 49ページの一般管理費をお伺いしたいと思います。
会計年度職員は、この総務費だけではなく、各費目において採用されております。資料を見ると今年度142名、それから正職員は254名ということで、大体400人でこの市の行政を運営しているというふうになっておりますが、会計年度職員も去年度から見て3名減って、それから一般職員も3名減ると。合わせて6名減るといふような内容だと思いますけれども、いわゆる様々な行政需要、それから積極予算を組んだ中でこの人員体制が適正なのかどうか、それをお伺いしたいと思います。
- 委員長 穀野純子総務課長。
- 総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。
総数的には減っているということでございますが、事務職員に関しましては現状維持といえますか、お辞めになる分の補充のほうは今年度も採用する予定でございます。
以上でございます。
- 委員長 6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 ということは、現業職員というのか、現業という保育士等も含めてなるのかとは思いますが、私がお聞きしたいのは、とにかく行政需要に、今は事務職の方はそのままというふうなことだったんですけども、その辺のいわゆる行政改革、行財政改革になるのか、その一環の中で今後ともそういった形で人員削減というのは考えていくのか

どうかお伺いしたいと思います。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

定年延長に伴いまして、65歳まで延長にならない方につきましては、暫定再任用制度というものでお働きいただくという制度もございます。それによりまして、やはり人数が減るというよりも、採用ゼロということは極力控えたいと思っておりますので、そういったところも考えながら、60歳以上の方の働き方も考えながら、含みながら計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ただいま質疑中ですがけれども、暫時休憩いたします。

再開は11時15分いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長 再開いたします。

休憩前に引き続きしますので、6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 続けたいと思います。

積極的な行政運営をする際には、当然人の配置というか、人員、いわゆる人そのものが事業であるというふうな考え方もなされている人もいます。私もそう思っていますけれども。そういった中で、いわゆる定年延長、それから新しい人材の採用、様々な難しい問題を抱えているというふうに思っています。その中で、いわゆる行政改革の一環としての命題もあるのかなとは思いますが、やはりうまく市民サービスを低下しないようにやっていくというのも、また一つの大きな市政のことだと思います。

市長にお伺いしたいんですけれども、そのような難しい人員配置を考えていく場合に、何かその肝になる部分というか、市長なりに考えている部分をお伺いしたいと思います。

○委員長 市長。

○市長 今回、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して様々なDX推進事業を行うわけでありましてけれども、今後、人口減少に伴ってあらゆる分野、行政にとどまらず、民間においても人手不足の問題というのは深刻化してくるということは、これは避けられない状況です。その中でも、市民サービスを維持していくために、やはりデジタル的な技術を積極的に取り入れて、そのところを補いつつ、働き方についても安心して働ける環境を守っていくということが大事かというふうに思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 DXのことについては後でと思ったんですが、今市長が答弁されたので、その辺について私の考えている、DXをして、いわゆる例えば手作業等があまりなくなって、そういった面では省力化された。したがって、人員削減というふうなことではなくて、その分を例えば様々な住民ニーズに応えるような形で持っていくというふうなことと私は思っているんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 特に繁忙期においては、時間外も多く発生したりしますので、そういった時間外を削減して働き方を改革することと、それから、さらに踏み込んで余力をつくって、そこを市民サービスの向上に充てるという考え方については同感でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 はい、分かりました。一つ安心したんですけれども、総務課長にちょっとお伺いしたいんですが、今、時間外勤務の話が出ました。時間外勤務手当というのは、いろいろ災害とか何かあった場合は特別になりますので、あまり通年との比較はできないかもしれませんが、相対的に言って増えているのかどうなのか

お伺いしたいと思います。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

南陽市の給与定例管理等ということでまとめさせていただいた結果がございます。その中で、時間外の手当なんですけれども、職員1人当たり、元年度につきましては13万6,000円、あと2年度につきましては24万2,000円ということで増えている傾向がございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 先ほど市長の答弁で、いわゆる働き方改革というんですかね、その中身のあつものをと、時間外労働はあまりさせないと、命令はあまりしないというふうなことでの認識だと思うんですけれども、いわゆる会計年度職員と、それから正職員のいわゆる人数ですね、その辺については、他市町、例えば同規模、例えば長井市、上山市等々と比べている何か資料なんてあるんでしょうか。ありますか。あればお伺いしたいと思います。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

そういった比較した資料のところは、今のところ手持ちにはございません。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 いわゆる正職員化することによってその安定をして、それから例えばいろいろな波及があると思うんですけれども、正職員でないためになかなか収入も確保できずに、結婚もできないとか、例えばそういうふうなことなんかも一般的にあります。私はやっぱりできるならば正職員の比率をもっと高める必要があるんじゃないかなというふうには思っています。その辺で、いわゆる比較をしていく、そういつ

たことについて考えていくのかいかないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 私からお答えします。

そもそも、例えば公民館においては会計年度任用職員なんですけど、例えばほかのコミセンになれば、その部分がなくなるということになるので、つまり単純比較というのはほぼ不可能です。その自治体がどういう業務を行っているかというのを分析しながらしていかないと、恐らくほぼ不可能だと思います。事務職だけとかそういうことであれば、例えば育休代替を除くとか、いろいろすれば単純にはできるかもしれませんが、全体の前で会計年度任用職員が多いか少ないかというのは、いわゆる業務形態によって大幅に変わってくるので、単純には恐らく比較できないだろうというのが今の時点での考え方です。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 まあ、それは当然行政形態によりますから、それは当たり前の話だろうと思います。ただ、本当に正職員の比率と、いわゆる非正規、会計年度任用職員についてのというのは本当にいいのかどうか、それはちょっと検証する必要もあるのかなというふうには私は思っているんですけれども、市長、どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 本市の規模、それから地域特性なども考慮しながら、どういった姿が一番いいのかということについては不断の研究が必要だというふうには思っておりまして、何か参考事例があれば、それは参考にさせていただきながら、よりよい在り方を考えてまいりたいと思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。よろしくお伺いしたいと思います。

もう1件、これは58ページになるのかな、財

産管理費だと思いますけれども、あずま湯、とわの湯、いこいの家については廃止になっているわけです。当然その跡地利用について考えていくときになってきているなというふうに思っています。現在、その3か所についての跡地利用の構想というのがあるのか、あればお伺いをしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 答えいたします。

いずれの施設につきましても、現在建物が建っている状況でございますので、今後活用にあたっては、解体が必要なのか、または建物つきで有効に民間で活用いただけるのか、こういったことを検討したいというふうに考えておまして、今回の予算の中にも、財産維持管理費のほうでそういった資産価値を測ったりとかする委託料なども計上させていただいているところであります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 前に進む必要があるなというふうに思って、今の予算を見ると、そういった調査をしながら、何がいいのか、市で持つておく必要があるのか、あるいは民間に売払いをするのか、様々な角度でなるとは思うんですね。そもそも、すみません、この建物について、この3か所とも全部市のものなんでしょうか、それとも財産区のものなんでしょうか。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 老人いこいの家につきましては、建物、土地とも市のものがございます。あずま湯、とわの湯につきましては、土地、建物とも財産区の所有でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 財産区ということであれば、財産区の会計の中で、本来ならば一貫して例えば壊す、あるいは売るとかというふうになってくると思うんですが、市の土地、いこいの家については市管理というふうなことになるんでし

ょうけれども、いずれにせよ財産区の会計については余裕があるわけではないですので、当然壊すとなれば何千万円とかかる、何千万円はかからないか、まあかかるとは思いますね。そういったことも含めて、今後やはり地元の意見等も聞きながら、その有効利用について考えていてもらいたいなと思いますけれども、市長、もう一回お願いしたいと思います。その辺の考え方ですね。どういうふうな形で持っていくのか、現在は分からないですけども、話を聞く場というものをつくっていくのかどうかですね、お願いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 いこいの家については、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

財産区管理の施設につきましては、一義的に財産区の皆さんが主体的に考えていただいて、さらに地域の意見をどうするかということについても財産区の皆さんに御相談をしながら、丁寧の前に進めればというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第3款民生費の86ページから109ページまでについて質疑ございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 87ページの社会福祉協議会の関連でちょっとお聞きしたいんですが、現在、子ども食堂、あるいは母子家庭、生活困窮者家庭などについて、社会福祉協議会、あるいは個人であるとか企業であるとかから食材の提供がなされているというふうなことをお聞きしております。今現在その辺の、要するに量的な部分で十分なのかどうかですが、要するに私、農業を営んでいる方からいろいろお話を伺って、野菜や果物なんかは余って廃棄せざるを得ないというようなことがあるようなんです。それで、例えば社会福祉協議会でそういったことをやられているとすれば、そういう仕組みについて分

かっていないという方が、農業者の方ですね、それが多いんだと。だから、そういったものを市報とか何かに載せるべきじゃないかというお話をいただいたんですね。その辺について、量的に充分であるならばそういう必要はないわけですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 社会福祉協議会の会長でありますので、お答えします。

基本的には、企業のほうから頂いた食材については有効利用させていただくというスタンスですので、ただ、農作物の場合は生鮮食品ですので、結局ストックするのにストックする場所もないというふうなことになるので、何か加工できればもしかすると有効利用ということがあるのかもしれませんが、あらかじめ例えば計画できるものでもないし、なかなか難しいのかなとお話をお伺いしながら。ただ、そういうお声があるということだけはちょっと検討させていただきます。ただ、あくまでもやっぱりどちらかという、食材、この部分がストックできるやつが余ったので頂いて、そういう団体のほうに交付するというような事業フレームになっていますので、今のところちょっとなかなか難しいのかなというふうには考えます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 88ページの3款民生費、1項社会福祉費の説明番号030番ですね、今回、ひきこもり支援推進事業ということで307万円ほど計上されているわけですがけれども、このひきこもりの問題については、12月の一般質問でも山口裕昭委員が取り上げた課題でもあります。今やっぱり日本全国の社会的な問題の一つとなっております。その若者の受皿づくりとして、早速本市でも取り組んでいただいたことに感謝

を申し上げたいと思います。

先だって、1月の末に文厚で、このひきこもりの問題について既に条例をつくって取り組んでいる神奈川県の大和市に行って研修してまいりましたけれども、そこで縷々説明を受けた中で、ひきこもりの対策そのものも居場所づくりも非常に大切なことでもありますけれども、周りの人の理解、家族も含めて、そのことに対してやっぱり一緒に並行して図っていかないとうまくないという話がありまして、私自身も何回か相談を受けたことがありますけれども、そのことに対してどういうふうな指導というかアドバイスをしたらいいか全然見当もつかなかったんです。この市民に対する、理解と啓発活動も大切なわけでありましてけれども、その辺どういふふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

ひきこもりの問題等につきましては、非常にシビアな問題というふうなことでこちらのほうでも捉えております。令和3年10月から、ひきこもり支援というふうなことで、地域で活動していらっしゃる団体、あと市役所等の関係機関でプラットフォームというものをつくりました。そちらのほうで連携しながら支援のほうをしていきたいと思いますというふうなことでやってきているわけです。

本年度につきましては、ひきこもりの休日相談ということで、相談の機会を増やしてそういった方のいろいろな訴えにこたえていこう、次に何かつなげていこうということで取組をしているところであります。

来年度の予算につきましては、それをもう少し進めまして、家だけではなくて、安心して外に出ている居場所というふうなところを市内に何とかつくりたいということで、今回は予算のほうの計上をさせていただいているところでございます。

一步一步ではありますけれども、まず事業のほうを進めていく、この事業を進めることによって市民の方々の理解も少しずつ広まるのではないかというふうなことで、期待をしているところでございます。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 最後の質問ですけれども、まずは一步一步ということで、期待するところ大でありますけれども、大和市さんでは、家族の方も含めて市民の理解を得るために、非常に分かりやすいパンフレット、イラストとか漫画形式です、パンフレットを作っておりました。後で課長にお上げしますので、参考にさせていただいて、今後の課題に取り組んでいただきたいと思えます。

ひきこもりというのは、やっぱり特別な人になるんじゃないで、何か人生のつまずきで誰でもなり得るということでもありますので、もしかしたら私もなるかもしれませんので、そのときはよろしくお願ひしたいと思えます。とにかく、市民に対する理解も得なきゃいけないということを強く申し上げたいと思えます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 91ページ、3款民生費、1項社会福祉費、やすらぎ荘の負担金のことでございますけれども、3,548万4,000円の負担金があるわけでございます。

それで、このやすらぎ荘なんですけれども、定員が70名に対して、現在54名ということで、16名分空いているということだそうなんですけれども、それで私、おかしいなというか、検討してもらいたいというふうにするのは、令和5年3月の定例会に補正予算ということで828万8,000円の一般財源の補正が出ました。これは、この16人の不足分の維持費といいますか、それで補正を組んだということでございますけれども、

この令和5年度、また定員に満たなくて空き部屋が出たという場合に、また南陽市で負担をするのか、その辺をお聞きしたいというふうに思えます。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 私からお答えします。

やすらぎ荘については、私が福祉課長のときには定員100だったのが、建て替えするときに、こういう情勢なので70にしましょうと、そういう合意をもってやったんですが、現実的にはさっき言ったように五十何名しかいないと。その主な原因は、南陽市以外の団体がいわゆる入っていないというか、つまり養護老人ホームなので、例えば特別養護老人ホームのようにその施設が入所者を勧誘するというようなことはできません。つまり、市町村が必ずそこに送り込むという作業をしないと定員は埋まりません。歳入の主なものは、国からのいわゆる措置費になるので、その措置費が不足するので補正をさせていただきますというお願いになる。つまり、南陽市としては、変な話ですけども、ほかの町村に送ってくれとお願いすんなねみたいな立場になっているんですね、今の正直なところ。

なので、置広と今詰めているのは、空いている部分を何か利用できないかとか、指定管理料を何とか安くできないかとか、いろいろな検討をさせてもらって、一応各市町村の意見を集約しながら施設の有効利用を図ろうというふうなことで今動いています。ただ、現実的な問題で言えば、南陽市として負担金が出てくる最大の理由は、今入っている人で案分してしまう。つまり維持管理費用を案分してしまうので、南陽市としてはやっぱり持ち出しが増えてしまうというのが今の欠点ですので、何らかの形でこれは解消したほうがいいのかというふうな問題意識は持っているんですが、なかなかうまくいかないというのが現実です。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 副市長の答弁ですと、何とかしなくてはならないということでございますけれども、やっぱりこの内訳を見ますと、南陽市は1名、あとほかの市町というか、そこで残りの16人分といいますか、その人の分を補っているということだと思いますけれども。そこはやっぱり副市長、今お答えになったように、南陽市だけの負担でなくて、構成市町でそこは案分してもらおうというような形で、なるべく南陽市の負担は少ないように、ひとつ計らってもらいたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 90ページの4目老人福祉費の関連でお伺いしたいと思います。

先月、徳島市のほうに行政視察に行っておりまして、その中の一つに見守りねっと、要するに高齢者独り暮らしの見守りねっとというふうな事業がありまして、その概要は、目的は、地域活動の中で見守り活動や安否確認を実施することにより、高齢者や障害者等が安心して暮らせる地域づくりを目指すということになっております。

その活動の組織というか仕組みは、1つは協力事業者が30社ほどございまして、その中身は、例えば新聞販売所であるとか、郵便局であるとか、銀行であるとか、生命保険会社、牛乳販売所、ガス・電気の計測する方々とか、そういった方々が協力事業者というふうになっておりまして、もう1つは関係機関、職員等が福祉サービスの提供や訪問時の際に見守り活動を行うと。こういったあれは、例えば在宅介護支援センターであるとか、そういった関連の福祉関係の団体です。それと、もう1つは地域の方々に見守りをいただくということで、こういう方々が義務的だとか何かそういうことでなくて、用事があってその辺に行ったときに、異変を感じたか

という問題なんです。

例えば、その異変のポイントというのは、新聞、郵便物等がポストにたまっている、あるいは洗濯物等が取り込まれていない、電気、ガス、水道等の使用状況が不自然である、窓やカーテン、雨戸の開閉がされた様子がない、ごみなどが処理されずたまっている、あるいは最近姿を見ないというような異変を感じたときに、地域包括支援センターや、あるいは福祉課に電話をするというような内容の事業でありました。

それで、令和元年から3年までのこの実績なんですけれども、トータルで127件の異変を感じられたと。その7割の89件は協力事業者によって発見された。それで、その協力事業者が発見されたうち、救急搬送された分が27件、それから死亡が発見されたのは19件、無事を確認したというのが43件と、こんなふうになっておりまして、非常に件数が多いなど。まあ人数も南陽市の8倍ぐらいありますので当然なのかなと思います。何年か前に沖郷地区でも、自宅の中で死亡している時点で発見されたというようなこともございました。要するに、こういったことって非常に有用なのかなというように感じておりますが、今現在、こういう各地区で見守り活動なんかをされているような状況が南陽市内であるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 聞くところによりますと、新聞販売業の皆さんや郵便業務に携わる方については、私のつたない知識においても、実際にその活動をされて、様々に発見していただいて、御連絡をいただいたことが見守りにつながっているということは聞いたことがございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 要するに見守りねっとという活動なんです。徳島市では予算ゼロなんです。ゼロ予算でこのような状況の実績になっている

ということなんで、ぜひ南陽市でどういうふうなやり方がいいのかどうかなんです、その辺ぜひ福祉課のほうでも、南陽市に合ったような協力していただけるような仕組みをつくっていただいて、できるだけ亡くなられたとかそういうことがないような形で、事前に発見されればいいなど、そんなふうに思っておりますので、ぜひご検討いただければなと思っております、その辺いかがでしょうか。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

なかなか見守りねっとというふうな形での組織化というのは、現在のところはないのですけれども、それぞれの分野で、様々な目でそういった異変というものは気づく機会があるということで、住民の方、近隣の方もそうなんですけれども、私どものほうでいえば介護の職員だったり、あと包括支援センターだったりということで、地域を回っているそれぞれの分野の方々がいらっしゃいますので、何か気づいたら、私どものほうの包括支援センターのほうに連絡をいただいて、大変な場をしのいだというふうなケースも何件かはございますので、皆さんの協力の下、今のところはやっているとありますが、先進地の視察をされたということで、そちらのほうのことについても参考させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 よろしくお願ひしたいと思います。この資料を後でお上げしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 108ページ、3款2項扶助費、これは今年度と比べて1割以上の減額というか、少なくなっているんですけれども、この理由を聞かせてください。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

今回の予算編成に当たりましては、過去数年間の実績なども十分査定の中で見せていただいております。扶助費が減額になっているということで非常に不安に思われるとは思いますが、過去の実績からこのような形で予算の編成をさせていただいたところであります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今日、冒頭、高橋一郎委員のほうから、非常にアメリカの銀行の倒産というふうなこともあって、これからどういうふうな世の中になるかといういろいろな見方があるわけですが、あとテレビ等で見る限りは、何とかここを乗り切って、そして大事に至らないようにというふうな、そういった報道ぶりに見えるんですけれども、実際これは、こういった事態になるということは前々から言われていたことであって、当面は何とか取り繕っても、恐らく3、4か月後には非常に大変な事態になるであろうと。取りあえずは10行くらいの銀行倒産で済んでも、それ以降はもうアメリカを中心としたいわゆるドルの経済そのものが壊れていくという金融大恐慌と、今までにないようなリーマンショックどころでない事態が起こるであろうというのが、私なんかの入ってくる情報では、それが何か本当のように私なんかは思っているわけなんですけれども。そういった中でこの扶助費が少なくなっているという、非常に私なりにどうなんかなと思ったんですけれども、生活保護を受けたいという人の数というのは、この数年の中でどのような推移をたどっているかお聞かせください。

○委員長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

この間、コロナというふうなこともあったわけなんですけれども、生活保護につきましては、その事前の段階での支援体制が国のほうでも行

われたというふうなことで、2月の末現在でありますけれども、生活保護世帯については133世帯、保護者については150人というふうなことになっておりまして、年度で見ますと、急激に増えたというふうなことがなくて、ほぼ横ばいというふうな状況でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 南陽市の状況って、周辺市町村等に比べての数値でいうと、どんなところにあるかお分かりになればお聞かせください。

○委員長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

ちょっと詳しい資料は持ち合わせておりませんが、県内でも、そしてまた置賜管内でも、南陽市は生活保護率が低いというふうなことで理解しております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 生活保護を受けざるを得ないような状態になって、そういった中で市のほうにそういった希望というのが出ると思うんですけれども、その出された希望に対して市のほうで認めるか認めないか、その比率、分かれば教えてください。

○委員長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

比率というものはちょっと取っておりませんが、相談をまず受ける、申請を受ける前に相談を詳細に聞き取りまして、生活保護は最終的な手段というふうなことになりますので、その前の段階で活用できるような制度がないか、何かこちらのほうで支援できることはないかというふうなことを一緒に考え、そちらの方も検討していただきながら、最終的にこれしかないというふうになれば、生活保護の申請をしていただいているというふうな状況でございます、丁寧に対応いたしております。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 先ほど申し上げましたように、非常にこれから、ちょっとこれまで考えられなかったような一つの社会的な状況というのが生まれるんじゃないかと私なんかは危惧しているんで、そうした中でできる限り、予算はここで減額になっているようですけども、対応できるような体制で取り組んでいただきたいと思います。改めて市長、この件に関してお答えください。

○委員長 白岩市長。

○市長 必要がございましたら、補正を提案させていただくなど、適切に対応してまいります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 97ページの民生費の中の児童措置費で、今年度の新規事業で、児童福祉総務一般事務費の中で、子どもの居場所支援臨時特例事業ということで910万円予算化されておりますが、これは子どもの居場所運営委託費となっておりますが、どのようなところに委託されていくのでしょうか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

こちらの新規事業の委託先でございますが、今現在、実はこの業務を請け負っていただくというふうにご考えておりますのが、今現在、宮内の鞆町で実施されておりますみんなの居場所にじところを継承的に市のほうで引き継ぎながら、これを業務委託していきたいというふうにご考えている事業でございます、その相手先につきましては、今現在、こちらのにじさんのほうのサポートも行っているNPO法人置賜ひまわり会さんに委託をお願いすることで考えているところでございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○**板垣致江子委員** みんなの居場所ということで、一生懸命活動していらっしゃる場所ですので、ありがたいなと思ったところですが、先日、やっぱりNPO法人とか、そういう法人でないところは委託できないという話を聞いていたもので、置賜のほうのNPOさんのほうにお願いできるということで、大変結構だなと思ったところでした。

やはりいろいろな状況の子供がたくさん出てきていまして、各地区にこういう場所が必要じゃないかと思っておりますので、やはりこういう事業はどんどん続けていただきたいということで、やはり子供たちの成長には欠かせない場所であると思っておりますので、今後いろいろな場所でやっていただくように続けていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、もう一つ、民生費のほうでお聞きします。

99ページの説明欄の14、次世代育成支援対策推進事業の中にファミリー・サポート・センター業務委託料ということがあります。このファミリー・サポート・センターも、始まってから10年以上たっているのかなと思います。それで、協力会員と利用したい人の登録会員と両方で成り立っている事業だと思っておりますが、昨年、おとしあたりの状況はどうでしょうか。

○**委員長** 大沼すこやか子育て課長。

○**すこやか子育て課長** ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ファミリー・サポート・センターの会員の状況等々でございますけれども、令和2年、令和3年度共に登録の会員が121人ということで、こちらは変動しておりません。その中で、利用されている方等が令和2年度では34人、令和3年度では15人ということで、なかなかちょっとこちらの実数といいますか、利用数については伸びていない状況でございます。

以上です。

○**委員長** 13番板垣致江子委員。

○**板垣致江子委員** 登録していても使われる方が少ないということ、非常に残念だと思うんですが、ただ、協力会員という方たちは、資格は必要ないんですが、実際の預かり前に指定の講習会に参加しなきゃいけない、自宅で見なければいけない、そういうところが非常にネックになっているのかなと思っております。

始めて十何年たった状態で、登録者があのかきは多分60代、70代の方だったと思うんです。そういう方たちがいまだに協力会員としていらっしゃる方もいますし、辞められた方もいると思うんです。この協力会員のところで、資格としては二十歳以上の方というふうになってはいますが、若い方たちの協力会員っていらっしゃるのでしょうか。

○**委員長** 大沼すこやか子育て課長。

○**すこやか子育て課長** 会員の年齢層等につきまして、ちょっと手持ちの情報はございませんけれども、やはりある程度子育てが落ち着いた方ですとか、そういう方等も会員として御登録いただいたりしているという話は聞いています。

○**委員長** 今、質疑中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。午後お願いをします。

再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後1時00分 再 開

○**委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、13番板垣致江子委員。

○**板垣致江子委員** 先ほど、協力会員の年齢は把握していないということでしたが、去年、3年度の利用者が極端に少なかったというのは、コロナの関係もあったのかと思いますが、その協力会員の状況などもやはり市のほうでも把握しておいていただきたいと思うんです。

やはり預ける方にとって、信頼関係がないと

心配で預けられないというところもあると思います。聞いたところによりますと、何回か預けて、やっぱり信頼関係ができている方に、ちょっと時間的にも余計に頼まなきゃいけないから、その人お願いできませんかというお話でつないでいる方もいらっしゃるようなので、やはり信頼関係をつくる上でも、年齢的にも大丈夫なのかとか、あと車を使う場合どうなんだとか、いろいろな状況があると思いますので、その辺、きちんと市のほうで今後、いい状況で利用できるように整えていただければと思いますので、これは要望といたします。

- 委員長 要望ですか。
- 板垣致江子委員 はい。
- 委員長 ほかに質疑ありませんか。
(発言する声なし)
- 委員長 次に、第4款衛生費の109ページから124ページまでについて質疑ありませんか。
5番高岡亮一委員。
- 高岡亮一委員 115ページ、1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費について、今年度が4,000万円だったのが、今年度ワクチン接種委託料が5,795万2,000円になっている、この根拠をお願いします。
- 委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。
- ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。
ワクチン接種委託料の金額ですけれども、こちらの金額につきましては、今年度の予算編成時に令和5年度の接種の予定というものがまだ国のほうから示されていない状況の中で予算編成をするということになっておりまして、令和5年度につきましては、皆さん1回分の接種ができるようにということで予算化をさせていただいた金額となっております。
以上でございます。
- 委員長 5番高岡亮一委員。
- 高岡亮一委員 1回分ということは、南陽市

民全員の1回分の予算がこの金額ということですか。

- 委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。
- ワクチン接種対策主幹 こちらの接種委託料についてでございますけれども、個別の市内の医療機関で接種されたり、市内、県外も含めてなんですけれども、医療機関で接種された分の接種委託料というふうになっておりまして、例えば市のほうで行うような集団接種の委託料の金額とはまた違うというようなことになってございます。

この金額につきましては、大体1万4,000回分の接種の回数を見込んでの委託料の金額を上げさせていただいておりまして、通常、接種率などもございますけれども、市内の方で言いますと、今回5回目のオミクロンのワクチンですと1万7,000件ぐらい接種をされていらっしゃいますので、その差が集団接種での接種回数というふうに思っていたらいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長 5番高岡亮一委員。
- 高岡亮一委員 この五千七百何がしかの金額は、委託した医療機関に支払われる金額ということで、じゃそのほかに、集団接種をする場合の金額は、それはこの予算の中で言うとどれになるわけですか。002の予防接種委託料ですか。
- 委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。
- ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。
大変申し訳ございませんでした。先生とかの委託料については、ここの委託料の中に入っておりまして、そのほか集団接種の会場費とかそういう部分については、接種体制事業費の中の予算のほうに含まれているものとなっております。
以上でございます。
- 委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 この002のほうの予防接種委託料1億円というのは、この金額は何の金額ですか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問でございますけれども、事業番号002のほうにつきましては、コロナ以外で、例えば児童、乳幼児のほうのワクチンですとか、そういうものを接種するときの委託料ということになってございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 分かりました。じゃ010に戻りますけれども、これからのスケジュールという国からの指示というか、それはどういうふうな形で、今後、いつどのような形で市のほうに来て、最終的な決定はいつになるんですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

令和5年度のコロナワクチンの接種でございますけれども、3月9日に自治体の説明会がございまして、そちらのほうから国の方針が示されております。5年につきましては、5月から8月にかけてが春夏接種ということで、そちらの季節のときには高齢者、65歳以上の方、12歳から64歳の基礎疾患を有する方、あとは医療従事者等ということに含まれる方が5月から8月の間の接種というふうになっておりまして、9月以降になりますと、65歳以上の全ての方が秋接種の対象者というふうになってございまして、今年度につきましては、65歳以上の方については、春と秋の2回というようなことで、接種が希望すればできるというようなことになってございます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 そこをこっちでこれまでのことから推定して、この金額が出たわけだと思う

んですけども、これまで、4年度までで、ワクチンというのはまるっきり国のほうから無償で提供になると思うんですけども、それが何回分提供になって、そのうち何回分使用されて、そして仮に破棄になったものがあるとすれば、その数を教えてください。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

ワクチンのほうですけども、1回目から、初回接種ということで使った従来株というワクチンがあるんですけども、それで大体の数ではございますけれども、ファイザーとモデルナ合わせて約9万回の接種回数ができるものが来ております。そのほかに、現在オミクロン株対応のワクチンというものが、南陽市のほうにファイザー社、モデルナ社ということで入っております。

廃棄したワクチンということですけども、モデルナ社の従来株のワクチンのみ、使用できずに廃棄したものが375バイアルほど廃棄させていただいております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今、最初、ファイザーとモデルナ、約9万回の答えがあったんですけども、その後、オミクロン株での数字、今出なかったんですけども、その数字は。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 オミクロンの数ですけども、ファイザーのワクチンで3,800バイアル、モデルナのワクチンで約750バイアル、南陽市のほうに入っております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今言った単位は私も初めて聞いたんですけども、バイアルと言ったんですか。それで、そのうちの375バイアルという、

このバイアルというのは1回分ということで理解していいんですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 バイアルというのは、1本のワクチンになっておりまして、その1本のワクチンから、例えばファイザーのワクチンだと6人分、モデルナのワクチンだと、従来株ですと15人分、オミクロン株対応になりますと5人分というようなことで取ることが可能になるものでございます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 そうすると、9万回のうち、大体2、3千回分が廃棄になったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

モデルナのワクチンを廃棄したわけなんですけれども、約5,600人分となっております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 それから、最初の頃、かなり低温での保存ということがしきりに言われていたわけなんですけれども、その低温保存というのはいつまでそういう形でなされて、現状はどういうふうな形になっていますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ワクチンにつきましては、ファイザーのワクチンですとマイナス70度、モデルナのワクチンですとマイナス20度ということで、冷凍庫のほうで国のほうから支給されておりますので、そちらの冷凍庫で現在も当初から同じ形で保管のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 その保管に係る経費というのは、これはどこからどういう形が出る金ですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 フリーザーのほうにつきましては国のほうから支給をされておりますので、電気代のほうは市のほうで負担をしているということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 その場所はどこで、金額的にはどのくらいの金額になるわけですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ワクチンの保管の場所ですけれども、現在は南陽病院さんと、あと市役所と、あと佐藤病院さんと、3か所の各施設のほうで保管をさせていただいております。電気代につきましては、こちらのほうではちょっと把握はしてございません。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ワクチンの使用期限というのはどういうふうになっていますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ワクチンの保管の期間ですけれども、そのときに配達されるクールごとによって保管期間が違っております。ファイザーのワクチンになりますと18か月ということで使用期間が延びているというような状況もございまして、モデルナのほうは9か月になって、現在はその期間ということで保管のほうをしております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ある調査というか、実際に国の予算を調べた結果、この間一般質問の中でも申し上げましたけれども、8.8億回分、国のほ

うで仕入れて、そのうち3.8億回分は使用になっているけれども、5億回分が無駄になっている。金額にすると1兆4,000億円のワクチンが無駄になっているというふうな状況の中で、南陽市の場合も、まあそこまではいかないですけれども、五千何回分、金額にするとそこそこの金額のものが無駄になっている。

こういった状況の中で、国のほうからどういうふうな形で今後、何回接種用ということで支給になるか分からないんですけれども、今後ワクチンに関しては、必ずしもその効果があるとは言えない。それで、前に一般質問とかで申し上げたような気もしますけれども、ワクチン接種、若い6歳から11歳か、そのワクチン接種率の高い山形県、秋田県ほどその年齢の感染率も高かったという何か恐ろしい結果が出たりしているわけなんですけれども、そういったことも踏まえて、今後そのワクチン接種について、この間もかなり一般質問で申し上げましたけれども、考慮していく必要があるのではないかと考えるんですけれども、あと市長にお尋ねする前に、ワクチン主幹のほうとしてはその辺についてどうお考えですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私どもといたしましては、国からの指示のとおり業務のほうを進めてまいるといことにはなるわけなんですけれども、現在、大変コロナの感染者の方も少なくなっているという状況の中で、ワクチンの接種の希望をされる方も今現在は落ち着いているという状況ではございますけれども、今後の春接種、または秋接種に向けて、どのような状況に変わるかということもございまして、国からの情報をいただきながら、スムーズに今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ワクチンに関しては、ここに来て、昨日、国会の参議院の予算委員会で、維新の会のほうの議員がコロナの問題、ワクチンの問題、ワクチン被害について国会でも取り上げられるようになっておりますけれども、そういったいろいろな形で今後問題になってきつつあるわけです。そうした中で、やっぱり現場、実際にワクチンを扱っている現場、そうしたところでの判断というのも非常に今後大事になってくると思いますので、ワクチン主幹並びにすこやかなの課のほうでも、そういった実際の状況というものを、まあ国の指示でということは、これは立場上、いろいろなやむを得ないところはあるわけなんですけれども、その辺現場の感覚というものを大事にしながら、今後のコロナ対策、コロナそのもの大体本当に、私もコロナにかかったけれども、あの程度かというふうな、まあそれで今度、2類から5類に5月8日になるわけなんですけれども、そういったふうなこともあるので、そこら本当に現場をしっかりと見ながら今後対応していただきたいと思いますけれども、この件に関して市長、一言、最後お願いします。

○委員長 白岩市長。

○市長 先ほどから委員が御指摘の国費が無駄になっている部分というのは、国民の希望する方が全員摂取できるようにという趣旨において、政府で調達而努力をしてそろえたものでございますので、その努力が無駄にならないように、我々国民の納めた税金が無駄にならないように、今後とも接種率を上げてまいりたいというふうに思いますので、委員からもそういった趣旨で御協力を賜ればというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 実際にワクチン接種をした国ほどコロナ感染者が多いというのは、これは世界的にもう実証されているわけで、日本は今の

市長のようなお考えの下にどんどん突き進んでいるわけですが、それに対して世界全体の動きを見たときには、今の市長のお考えは明らかに逆行しているというふうなことを私から改めて言わせていただいて、その辺で、この間も申し上げましたように、あのときおめえあんなこと言ったから、言ったでらって俺絶対言わねえがら、おかしいと思ったときにはすぐ方向転換できるようによろしくお願いします。

以上。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 120ページの4款衛生費の3目環境衛生費で、120ページの説明の22番、住宅用太陽光発電システム設置事業ということで100万円の予算が組まれておりますが、これはどのような状況で何件の補助ぐらいを想定しているのかをお尋ねいたします。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

こちらの予算につきましては、1キロワット当たり2万5,000円を乗じた額としまして、10万円を上限としまして、おおむね10人程度を想定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 南陽市の場合、やはり再生可能エネルギーというのは太陽光発電に限っていると思うんですが、今後どんどん太陽光発電を住宅に設置してもらいたいということだと思いますので、もっと予算が必要なのかなと私は思ったんですね。やっぱり10件程度では全然足りないし、市としてはどの程度の初期設置費用を想定しておいででしょうか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問のほうにお答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、10件程度では足りないということについては、私も同感でございます。設置費用が少しでも抑えられるように、補助金を活用していただければというふうに考えているところでございます。

初期費用につきましては、それぞれの御家庭でどの程度のものを上げるかによって変わってくるものと認識しておりますので、この場ではお答えするのを差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 10件ではやっぱり足りないということで、前年度の補助はどのぐらい行っておりましたでしょうか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

令和4年度につきましては、1キロワット当たり1万円を乗じたものとしまして、限度額を3万円としているところでございます。令和4年度につきましては10件、30万円の補助を全額補助しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 予算的にはかなり多くなったということですが、ちょっと私も勉強不足だったので、少し勉強させていただきましたところ、やはり1キロワットから4キロワットまで補助するというところで、大体家庭にお勧めの状況は4キロワットということをやっているということで、1キロワット当たり平均25万から40万、平均的に見ると30万ぐらいということで、今現在なっているということでした。それを考えると、1割程度の補助を来年度はやるのかなと思ったんですが、今まで、やっぱり私も太陽光発電の設置というのは物すごい費用がかかると思っておりました。もちろんそこに蓄電池ま

で入れるとか、家庭家庭でいろいろな状況はあると思います。でも、基本的に、まず太陽光発電で発電して自分のところで使って、あとは残った分は売電してみたいな基本的なところだと、今そのようなところで1キロワット30万円ぐらいでできるということを考えると、やっぱりもっとこの再生可能エネルギーを使っていただくためには、強力的に市民の方にお知らせすべきところもあるのかなと思います。

それで、私の意識の中にあつた何百万円もかかるというところが、今、平均的なところで、4キロワットでも百何十万円とか、かかっても200万円とか、そういうところで金額的はかなり下がっていますというところと、あと、もう設備がよくなっているの、長年使えるというところが、どんどん技術が進んでいるということをお聞きしましたので、その辺のことで市民にもっとアピールしなければならぬと思うんです。やっぱりこのぐらいの10件ではあれだと思えます。だから、年間何件くらいを目標にこういう補助を出します、この程度の設置費用でできますよとか、やっぱりお知らせすべきだと思うんです。なかなか勉強しないとそこまで出てこないし、ちょっとインターネットなんかを開いても、見積りしますよみたいなのがわーっと出てきて、きちんとしたものが見えてこないところもあるので、市民にその辺を啓蒙していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御意見のほうにお答え申し上げます。

今年度、地球温暖化対策実施計画区域施策編、作成をしているところでございます。そちらにつきましても、市民向けに市報を通じていろいろな広報をしたいというふうに考えております。その中でも、太陽光パネルにつきましては、地球温暖化対策に有効な手段だというふうに考え

ておりますので、今まで補助した方からのお声などもお聞きしながら、市民向けにいろいろな広報のほうをしていきたいというふうに考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 そのようなことで、やっぱりかなり時間がたっていますよね、太陽光発電を設置してくださいと補助を出してから。だから、その補助を出した頃の状況と今の状況はかなり違っているということでやっぱり市民の皆さんに啓蒙していただきたいし、これから建物を建てる、新築の場合、義務化的なところも出てくるんじゃないかというお話もちよっと聞いたんですが、その辺のこともやっぱり皆さんにしっかりとお知らせしていただきたいと思えます。このところは要望といたします。

○委員長 要望ですね。

○板垣致江子委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 今の板垣委員の住宅用太陽光発電システム事業に関連してですけれども、これも今本市が取り組んでいる地球温暖化対策推進に関する法律の市民向けへの事業の一つというふうに捉えていますけれども、今、市では、去年までは本市の事務事業編ということで推進してこられたわけですけれども、指定施設がこの庁舎と水道庁舎、2つだけだったんですよね。でも、今回、2つがいきなり53施設に拡大されて、行政当局の本気度が伺えるというふうに私は思っているんですけれども、一方、最終的な目標であります、国で出しています2050年まで実質CO₂をゼロにするということを目指しているわけですから、市だけ達成すればいいという問題ではありませんよね。地方自治体、国、県、それから事業者、それから私たち国民とい

うか。その中で、今、市がこの対策の、先ほど市民課長もちらっと触れましたけれども、市の全体の削減を目標とする地域編ですか、作成しているというふうに聞いています。それで、先に私たちももらっていますね。南陽市再生可能エネルギー導入目標策定事業という資料。それからその前段として、今の市民の意識調査というアンケートをやっていますけれども、いつ頃まで策定するのか、できるのか、ちょっとその辺の工程をお示しししていただきたいと思えます。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化対策実行計画区域施策編につきましては、令和5年3月、この3月に策定予定でございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 その中で、ちょっと市民へのアンケートの中でちょっと気になることが2点ありまして、市民の方がおおよそ省エネに関してはすごく関心があるようなんですけれども、その中で南陽市が平成2年2月にゼロカーボンシティ宣言しましたね。これを知っているかどうか。約70.5%が知らないということを答えています。もう一つ、市が再生可能エネルギー、さっき言った太陽光発電システムを含めて、そういうものを一生懸命推進していますかということに関しては、思わないが75%。これを見て、やっぱりいかに市民の意識づけを持ちながら、地域計画編をより実効性のあるものにしていくかということに一つの課題があるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、省エネに関しては関心はあるんだけど、何でCO₂を排出しないようにしなきゃいけないという必要性を私も含めて切実に感じていないんじゃないかというふう

な気がします。その辺のことはどういうふうに捉えていますか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員お手元にお持ちいただいているアンケートには、やはり市民の声がすぐに出ているのかなというふうに思っております。市民課といたしましても、今までそういったことを市民の皆様きちんと知らせていたつもりではございましたけれども、方法とかお伝えの仕方とかというのがちょっと足りなかったかなというふうに思っているところでございます。

地球温暖化対策実施計画区域施策編が出ましてからは、市民向けにお力添えをいただくことがたくさんございますので、市民の方により響きやすいような絵とか図とかを取り入れながら、広報に努めていきたいなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 最後になりますけれども、そういう意味では、私もすごくその地球環境の、特に温室効果ガスについては勉強になったんですけれども、2006年ですか、アメリカの元副大統領のアル・ゴアさん、一瞬だけ大統領になった方ということで有名で、日本で開催された京都議定書の立役者とも言われていますけれども、その方が制作した、名前は1回、2回聞いたことはあると思うんですが、「不都合な真実」ということで、まあ2006年ですから、かなり今から、17年ほどたっていますけれども、その当時、世界でどういう状況が起きているのか、何で温室効果が生じるのか、あるいはこれからどういう状況に変わっていくかということをシミュレーションした映画です。あれを見ると、世界で起きていることが自分事のように捉えられるんですね。やっぱりこういうふうな映画上映な

んかして、市民啓発活動というか、図りながら進めていただければ、より効果的ではないかなと思います。ぜひこれと同じものを上映しろとは言いませんけれども、そういった場所を市民にも提供していただきたいということを要望します。

以上です。

○委員長 希望ですね。

○片平志朗委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第5款労働費の124ページから125ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第6款農林水産業費の125ページから148ページまでについて質疑ございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 147ページの2目林業振興費の中の043番、森林環境・森林経営管理事業費の関連でお伺いいたします。

今回の施政方針の中で、地域防災の一層の充実強化に努めるということで、自助の意識啓発と共助の精神を育むこと、最上川上流緊急治水対策プロジェクトの進捗要望すること、あるいは避難所のWi-Fi環境整備をすること、田んぼダムなどが上げられております。残念ながら、森林整備ということについては一言も言及されておられません。大雨の被害を少なくするためにも、川上と川下の整備が伴わなければならないというふうに私は考えておりますが、その辺、まず市長から感想をお聞きしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 ただいまの質問とちょっと関係のないことを申し上げますけれども、ぜひ御質問をいただく際は、委員の皆さん、まず御趣旨を明らかにしていただけますと、答弁もかみ合います

のでどうぞよろしくお願いたします。

御質問についてでございますけれども、川上、川下の整備が必要だということについては同感でございます。特に金山地区において今年度行いました里山の整備については、非常に有効であったというふうに伺っております。今後ともそういった有効な手段を用いて、獣害もそうですけれども、そのことが結果的に山を守り、里を守るということについて、防災につながるようにできればというふうに考えております。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 それでは、次に5年度の森林整備計画についてお伺いしたいんですが、この森林経営管理制度に係る業務工程では、5年度は森林協会保全図作成作業、6年度に業務委託してあります最終的な報告書が提出されるというような予定になっております。したがって、5年度は、森林環境譲与税関連での森林整備が進まない状況なのかなと思っておりますが、今年度の予算では、森林整備という観点では企業の森づくり関係、吉野石膏の森、日鉱里山・龍樹の森の整備補助金しか計上されておられません。以前、県の緑環境税関係で、森林経営計画作成によって森林整備が進められていたわけですが、森林経営管理制度が出てからというもの、この緑環境税の関連での森林整備というのは行われないようになるのか、なったのか。5年度の森林整備計画というのはどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、今現在、基礎資料調査ということが大半でございますので、そのほかとしましては、若干でございますが、枯損木伐倒の処理とか、あとはちょっとした下刈りとか、そういう活動については費用を支出しております。

あと、やまがた緑環境税についてなんですけ

れども、こちらにつきましては、県のほうで、この制度が新しく出た関係で、その使い分けとかすみ分けをまずしなきゃいけないということで、使途について若干ちょっと今県のほうで、今まで荒廃森林整備もやっていたのですが、そのほかの使途も含めて検討中とお聞きしております。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ということは、今年度は大規模なというか、森林経営計画に基づいた森林整備は行われないと、そういうことですね。

私、令和2年9月の一般質問で、漆山地区にあるやまがた森林と緑の推進機構、当時林業公社と申しましたが、ここの分収林の森林整備を急ぐべきではないかということで、市長にも林業公社のほうにぜひお願いしていただきたいというお話を申し上げました。でも、その分収林周辺の中沢林道が水害のために崩落し、現在もそのままになっているという状況があります。要するに、森林整備がしたくてもできないという状況があるわけでございます。その林道というのは、このやまがた森林と緑の推進機構で行うべきなのか、修復すべきなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

中沢林道につきましては、市で管理する林道になりますので、修復については市のほうで行うべきものと考えております。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 市で管理しなくちゃいけないと、市で負担しなくちゃいけないということなわけですが、距離的にはどのぐらいの距離があるんでしょうか。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えします。

令和元年度に、県のほうで今、治山事業の関係でやっている事業調整もあったものですから、その際に事業完了めどを令和3年度と示されまして、あと、その中の治山事業の事業計画も示されていまして、その残りの区間については現地踏査をした結果、約1.6キロメートル、1,600メートルほどということで把握しております。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 1.6キロぐらいの長さがあるということで、今まで何もないわけではないのですが、例えば今は大雨が頻繁に起こるような状況になっている。そういう中で、今のままにしておけば、さらに土砂災害、崩れるというか、それが結局は織機川に土砂が流れる、あるいは織機川に堆積して底が上がってくる。要するに、そういうことが進めば、河川工事はしているものの、さらにまた災害が起こるという危険性もはらんでいるのではないかというふうに私は思うわけなんです。そういう意味で、市で修復するという計画についてはどのようにお考えかをお伺いします。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

まず初めに、中沢林道の場所から確認させていただきますが、織機川支川の大沢川に沿って整備されていた道路でした。それが、平成26年の大雨によって大沢川から大量の土砂が流出した際に、その中沢林道の土砂も全部引っ張って行って崩落したということになっています。その周辺の山から崩れた全部の土砂が県道米沢南陽白鷹線、あと織機川に流出をして、下流域にその土砂が大きな影響を与えたということになってございます。

そのようなことから、現地調査を関係機関でいたしまして、林道の整備よりも先に、川の勾配を安定させる治山事業が優先だということで、

その治山事業を実施しております。その実施によってつくった工事用道路を一部中沢林道に将来引き継いで管理してはどうかという話が出て、治山事業を優先して進めたという経過がございます。

将来的に、もうちょっと事業延長が延びるのかと思っていたのですが、思ったよりいろいろと、最近かな、工法も様々ありまして、区間も予定より短くなったという経緯はあったのですが、その大沢川の傾斜を安定するためにダムというか、砂防ダムというか施設、あとその上流域に県のほうで造った砂防ダム等々がありますので、一定の河床というか、川の勾配は落ち着いたのかと思っています。

ですので、委員からありましたように、今後崩れるのかということ、その可能性は大きくはないと思いますが、今現在崩壊している状態でございますので、この件につきましては、県のほうでやっと治山事業が3年で終わったばかりでございます。今後、工事費についても、フル規格というか、そういう道路にすると工事費もかかります。あと、工事用道路並みの整備でも結構費用がかかりますので、若干ルートが減るとか、山際に振るとか等々も含めまして、工事費の削減できる方法がないかとも検討中でございます。令和6年度からは森林環境譲与税のほうも基礎調査が終わりまして用途が増えますので、中長期的な計画になります、そういう中で取り組めないかなということ今検討を進めているところです。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 今の林道でなくて、別な形で考えなければいけないと。そういう意味でも、少し多額の費用がかかるというようなお話でございました。やっぱり林道が少ない、まあ南陽市の林道というか、それは県内でも非常に少ない、短い状況だというふうなこともあります。

やっぱり森林整備ができるような環境を早く整えてあげなければ、やりたくてもやれないという環境がありますので、多額の予算が必要であれば、やっぱり年次計画で少しずつ進めるというやり方も一つの方法ではないかと思っておりますので、その辺十分配慮していただいて、できるだけ早く、少しずつ進めるような方向で検討していただければありがたいと思います。お願いします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 130ページ以降の地域協力隊のことについてお伺いしたいと思います。

地域協力隊員の任期満了後のいわゆる移住・定住に向けた促進策というんですか、そういったものについてお伺いをしたいと思います。

その前に、今までいわゆる協力隊として南陽市に来ていただいた人数、それからそのまま市に移住・定住された方、何人いらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、南陽市にこれまで地域おこし協力隊として着任いたしました人数でございますが、令和4年度着任までで、全部で11名の方に着任いただいているところでございます。この中で、現在定住されている方につきましては1名でございます。

失礼いたしました。地域おこし協力隊の任期を満了しまして、そのまま移り住んでいらっしゃる地域おこし協力隊の方、こちらは1名でございます。

地域おこし協力隊の3年間の任務を終えて、その後でございますが、かつて起業支援事業ということで、地域おこし協力隊を満了された後に、起業、仕事を起こすための補助金をこちらのほうで支援させていただきながら、定住に努

めさせていただきます。

なお、令和5年度につきましても、今年度いっぱいまで隊員を終えられる地域おこし協力隊の方がいらっしゃると思いますので、こちらの方につきましても支援事業ということで、このたび予算を計上させていただきますところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ありがとうございます。

定住率、移住というのは少ないというのが実態、まあこれは実態ですから、これは事実ですので、どうにもならないわけですが、私はこれから先、やはりほかから南陽市がよくて、南陽市の中でいろいろな事業を展開していきたいというふうな思いを抱いて来られるわけですから、そういう方がほかの市町村から見た、ほかの世界から見て、南陽市を見て、そしてまたこれを移住して定住するということになれば、これは最高の財産だなというふうに思っています。

そういうふうな中で、じゃ例えば私、聞いた話ですと、川西町あたりはもっとかなり定住率が高いというふうにも聞いております。それは何なんだろうかなというふうなところなんです。つまり、午前中に山口正雄委員が移住・定住の話を若干されましたけれども、それともちょっとかぶりますけれども、やはり地域の中でどれだけ溶け込む、あるいは市の中でどれだけサポートしていくか、そういったものがまだまだ私も含めて足りなかったんじゃないかなというふうに私も反省しております。ただ、そういったその方々の見せ場といいますか、語り合う場といいますか交流する場、そういったものがやっぱり足りないんじゃないかと。今回、3月にいろいろ発表会がありますけれども、そういったものの前に、来た段階で、ああ、南陽市の方はみんな協力してくれるなど、大変温かいと

ころだなというふうな形を持って、ああ、これだとあとは生活設計もできていくなというふうなことをしっかりと持っていただく、そういったことが必要なんだろうというふうに思っていますが、その辺について市長はどのように感じ取られているのか伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 先ほどの課長の答弁で、1人ということでありましたけれども、総務省が集計する地域に残るという把握については、その市町村の中にそのまま所在する場合と、それから近隣市町村に住むということも含めて、以前の議会で答弁させていただきましたので、その点については訂正させていただきます。なので、1名ではないと。

それで、できるだけ残っていただくためのポイントでありますけれども、1つ考えるのは、お招きするというか、地域おこし協力隊を募集する際に、募集の目的と、それから応募していただく方の目的がきちんとマッチングするような募集の仕方が大事なかなというふうに思っています。こちらで思い描いていることと、向こうの思い描いていることが違うということで、ああ、違うんだなということで、実際、よその自治体で地域おこし協力隊になられたけれども、南陽市のほうに移られてこられたという事例もありますので、その辺が大事なことと、それから、来られてからは地域のサポートが大事なことはおっしゃるとおりでございます。

ただ、この3年間、コロナで特殊な事情であったということについては、これはもう全国一律でありますので、その中でも東北がといいますか、東北においては全国の中でも物すごく敏感に感染防止対策が行われた雰囲気を感じております。そうした中で、今後、ポストコロナで地域おこし協力隊と地域のきずなもより強くつなげていければというふうに思っています。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　そうですね、今の答弁のとおり、この3年間というのは、やっぱりコロナの影響というのはかなりあったんだろうなというふうには思います。ただ、今のいわゆる市長のマッチング、自分の思いと、それから行政の受入れのほうのマッチングについてというような話がありました。そういった意味では、この令和5年度の方々、予想されるの方々というのは、どういうふうな思いと、ちょうどマッチングしているのかというふうに思うんですけども、その辺はどのように把握なされていますか。

○委員長　島貫農林課長。

○農林課長　お答えをさせていただきます。

令和5年度につきましては、現在の7名中、5人が継続という形になってございます。お2人が今年度いっぱい無事3年お勤めをいただいて退任ということになります。今いらっしゃる5人につきましては継続ということで、私どもも週に1回打合せ等も持たせていただいておりますが、ミスマッチというような状況には感じておらず、積極的に生き生きと活動いただいているというふうに考えてございます。

○委員長　ただいま質疑中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時15分といたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○委員長　再開いたします。

私、いつも皆さんに言っているんですけども、マイクの使い方、当局のマイクの使い方は非常によ、引っ張ってきてこう答える。だから皆さんも聞こえる。皆さん各委員の質問については、マイクを近づけてする人ほとんどいない。何回も注意しています。これはやっぱりせつかくの意見ですから、みんなに聞いてもらうわけですし、当局にただすわけですから、堂々とマイクを近づけて、大きい声で質問すべきだとい

うことをひとつお願いをしています。これは何回もしました。

もう1つ、今日は特に質問される方、一生懸命やっています。でも、何を聞きたいのか、大事なことをちゃんとメモしておいて、そして端的に、具体的に、そういうふうな質問をすれば当局もそれに答えられると私は思います。3日間分取っていますから、それはいいですけども、やっぱり答えるほうも、だらだらと質問をされたり、どこで骨があるのか、どこを聞きたいのか、それをぜひ心して残された時間、御質問をお願いをしたいなと。心からお願いをいたします。

それでは、再開いたします。

○委員長　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　じゃ、マイクを近づけて発言させていただきたいと思います。

先ほどの協力隊と本市、それから地域の在り方についてもっと考えていく必要があるんじゃないかと。コロナがアフターコロナ、ウィズコロナの中でやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないか、議会としても考えていかなきゃならないのかなというふうに思いますけれども。要は三方よし、いわゆる協力隊員もその後に住み続けてなりわいとして生活していかれる、それから市にとっても、その方のおかげで人口も増え、様々な面でよくなっていく、それから地域、産業等にとってもよいという、いわゆる三方よしの状態になれば、これは素晴らしいことだというふうに思います。そのための努力をしなければなんないと思います。なので、その辺の、入ってこられたとき、それから1年くらいたったときとか、様々な状況に応じて様々な取組が行政側としても必要ではないか。議会側としてもやっぱり各常任委員会であるとか全協の場で顔見知り、もっと近い存在でありたいなというふうに思いますので、その辺も含めて、ぜひ今後のことについてもう一度市長にお伺いをした

いと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 コロナ禍前は、定期的に地域おこし協力隊員の方の報告会であるとか、あるいは新春なんように出ていただいたり、いろいろな機会を設けていたわけです。今後は、このコロナもあったわけですから、より一層以前にも増してそういった機会をつくれればというふうに思っております。今委員がおっしゃったことについては同感でありまして、補足する点は特にないというふうに思っています。以前よりも増して頑張ってもらいたいということでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうですね、最後に要望ですが、今どうしても産業に関する協力隊員、いわゆる農林課の予算配置になっておりますけれども、様々な形があるのかなというふうに思います。例えばまちづくりであるとか教育現場であるとか、様々な形があると思うんですね。ただ、最終的にはなりわいとしてなるのかどうかという、定住する場合にはありますけれども、もうちょっと門戸を広げていただいてほしいなと思います。これは要望です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費の148ページから157ページまでについて質疑ございませんか。
6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 152ページ以降、観光協会のところ、観光協会についてお伺いをしたいと思います。

今、観光協会の事務所は商工会の中に、2階にあるわけですが、ちょっとその場所だとアピール力もないし、存在感ですね、観光協会というのはやっぱり一つの観光を推進するエンジンですから、もっと分かりやすいような場所にあってしかるべきだなと私は思っています。その中で、そういった問題点というのを意

識なされているのかどうか、まずはお伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

観光協会の事務所につきましては、例えば市役所の商工観光課の隣にあたり、あとは赤湯駅にあたり、現在は商工会館の2階にございますけれども、私としてもどちらかというところ、高橋委員と同じように、あの場所ではなくてというふうな部分の思いはあるんですけれども、観光協会のほうの希望であそこに事務所を設置した経過がございますので、現在は商工会館の2階にいるというふうな状況でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 希望と言えればそれまでなのかなとは思いますが、第一義的に観光協会の問題ですけれども、はたで見ているとどうもアピール力というか、お客様、観光客へも含めて、何かその観光協会というのは南陽市の一つの先ほど言ったエンジンになる場所ですので、そこが見えないところにあるというのはどうも情けないなというふうに私は思っております。そういった意味で、観光を推進するというふうな意味合いでもって、ひとつそういったことを考えてみるときじゃないのかなとも思っています。1つの例としては、例えばJA、農協の沖郷の支所とか、赤湯の支所とか、そういったところが今回閉じるわけですので、例えばそういうところを活用していくとか、そういったいろいろな考え、アイデアというのがあっていいのかなとは思っているんですけれども、これは私の考えですから何ともあれですけれども、どのような、そういった観光協会がそこを選んだというふうなことでございますけれども、もっとやっぱりふさわしい、いいところがあれば、そっちのほうが私はいいと思いますし、その辺について、市長は大局に立って見た場合にどうなのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員おっしゃるように、また先ほど課長から答弁いたしましたとおり、もっと別の場所のほうがいいのではないかとことを移転するときに申し上げたわけではありますが、観光協会さんのほうでは落ち着いて戦略を練ることもできないと、そういった当時の場所での課題があって、落ち着けるところが欲しかったと。落ち着いていろいろ考えるところが欲しかったということでありました。その気持ちも大事にしながら、ただ、観光協会という団体の使命としては、やはり見える観光協会といえますか、恐らく委員がおっしゃりたいのはそういうことではないかなというふうに思います。そういったところも今後併せてお考えいただけるようにこちらからもお話を申し上げたいと思いますし、委員からもアドバイス等いただければというふうに思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。ひとつそういったことで、よりよい方向に一緒に考えていったらいいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

引き続き、委員長よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○高橋一郎委員 1つは、四季南陽の現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

今年の秋にはリニューアルしてオープンをするというふうなことでのお話がありました。その進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今、委員からもございましたけれども、今年の秋オープンというふうなことで、昨年8月に、株式会社四季南陽さん側のほうで計画の一部変更というふうなことで、議員の皆様の方にもお知らせした経過がございます。今年の秋

オープンというところは変わらないと思うんですけども、詳細な部分でまだ現段階で皆様のほうにお話ししている段階ではなくて、もう少し固まりましたら、議員の皆様、そして市民の皆様の方にお知らせできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちまたではいろいろなわさが出ていまして、残念なことに奥山さんの交通違反のことがあったり、そうするとなかなか資金繰りが大変じゃないかとか、様々なことが言われています。ただ言われているだけですけれども。そうすると、やっぱりそういった機会を早めにつくって、きちんとやっていくよというふうなメッセージを早めに出していただきたいなというふうに思うんです。

その中で、またこれも前にもお話ししましたが、けれども、これは市長にお尋ねしたいんですが、最初にハイジアをやめて、それからそれを引き継いで譲渡をする際に、いわゆる温泉の施設というのは残していくんだよというふうなことの話でありました。ところが、経営的に考えると、やはりホテルでないと駄目だというふうなことが奥山さん側のほうから話が出て、それはやっぱりそうだろうというふうなことで切り替えたと思うんですが、市民に対する説明が私は全く不十分だなというふうに思います。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 これも先ほどの御質問の中で、この3年間のコロナの状況というものの影響が様々な面で表れておりまして、今、主体は四季南陽さんのほうにあるわけでありまして、我々が伺っているところでは、当初思っていたよりも原材料等の高騰によって、一方で利回りはしっかり確保しなければいけないと。それで、世界情勢が様々動く中で、より安定的に継続して利益を上げながら、しかも市民の皆さんにも喜

んでもらえるような在り方を真剣に模索されていることは、これは間違いないことであります。その模索した内容についての説明については、委員おっしゃるように、できるだけ速やかに分かりやすくお示ししてほしいなというふうに私も思っております。ですので、機会を捉えてまず議会、そしてそれから一般市民の皆さんに発信していただけるように、こちらからも要望を申し上げたいというふうに考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 四季南陽さんのほうはそうだと思いますけれども、私が尋ねたいのは、先ほど市長が最初に思った思惑と違って展開しているというふうなところについての市長からの説明はどうなんですかと申し上げたんです。

○委員長 白岩市長。

○市長 その点につきまして、四季南陽さんとよく状況を確認しながら、市民の皆さんに市長として御説明をさせていただきやり方がどういったものがふさわしいのか、どういうふうに御説明を申し上げれば、共に前に進んでいこうというふうに思っただけか、しっかり考えて今後対応してまいりたいと思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そのようにお願いをしたいと思います。

議員全員協議会の中でも私も発言していますが、特にサウナがなくなったというふうなことについて、いわゆる浴場というかについては湯こつとも出ましたので、まだそこは一つ、代替的なところはあるかもしれませんが、サウナに関しては全く代替がないというふうなことで、本当に何回も言って申し訳ないですけども、要望として出ております。前回は、元湯のほうにできないかとか、あとは湯こつにできないかとか、いろいろ話をしましたけれども、ぜひこれは要望にしたいと思いますけれども、強くサウナについてお願いしたいと。やっぱり

若い人が、若い人も湯こつとは入っています。その中で、やはり露天というんですかね、奥にある半露天というんですか、何というんですか、中途半端なところがありますけれども、でもそこにやっぱり行っているんですよ。そういったちょっと違う空間を目指す、それにやっぱりサウナがあつたら最高だというふうなことで言われていますので、そこについて、ちょっと要望っ申し訳ないですが、一応市長からコメントを聞きながら、お願いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 前回もお話をいただいて、サウナ、できれば、あればいいなどは私も思うんですけども、今、湯こつがスタートして、おかげさまで想定以上の方に利用いただいて、かえってお客様が多数になったことに伴う想定外のトラブル等もございまして、そちらのほうに対応しているところでございます。なので、なかなかサウナをといるところには至らないわけでありましてけれども、どういった形でそういった市民の皆さんの御希望に沿うことができるのか、これは私は必ずしも公設ではなくて、民設民営でということもあるのかなというふうに感じておりますが、いずれにしても様々な方との連携を通じて、そういった希望がかなえられればというふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
(発言する声なし)

○委員長 次に、第8款土木費の158ページから171ページまでについて質疑ございませんか。
11番川合 猛委員。

○川合 猛委員 162ページ、8款土木費、2項道路橋梁費の中で、市道上野新田線についてお伺いをいたします。

冬期間閉鎖中に通年通行に向け工事が始まったのですが、現在、新田側から上った左側、ブドウ園側に立派なガードレールができております。また、作業車が入れるようにガードレール

がつながっておらず、間にガードのロープとかワイヤーが張られるものかと思います。また、そこから山に登った中腹、山側の部分が削られまして、数メートルの高さのコンクリートの壁ができております。また、側溝の整備もされ、すばらしい道路の片りんを見せております。始まったばかりではございますが、大変うれしく感謝を申し上げます。あと10日ほどで通行止めが解除となりますが、その後の工事は、例えば片側通行であるとか、どのように実施されるのかお伺いいたします。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、今年度の工事の工期が3月24日となつてございますので、3月24日前に今年度の工事の完成検査をもちまして、全面的に開放したいと考えております。来年度以降も、令和5年度と令和6年度と工事続くわけなんですけど、引き続き令和5年度につきましては、同じように冬期間の通行止め期間のうちに改良工事を行いたいと思っています。そして、令和6年度の最後に道路の舗装の打ち替え工事等を行いまして、完成ということで計画しているところでございます。

以上です。

○委員長 11番川合 猛委員。

○川合 猛委員 ありがとうございます。

ここからが本文なんですけれども、現在、工事中の場所の反対側に駐車帯がございます。現在、プレハブの作業小屋が建っておりますが、あの場所なんですけど、大変眺めのいい場所でございます。白竜湖がど真ん中に見え、鳥上坂の車と新幹線を真上から見ることができます。十分一山からの朝日とともに雲海はまさに絶景です。できれば展望台が望みなのですが、無理であれば、駐車帯として今よりも広げて整備してはいただけないでしょうか。この要望は、四季南陽の話合いの中でも出てきたと思います。十

分一山の雲海も大変結構なんですけれども、数キロ山へ登らなければ見れません。あの場所は、通行中、駐車帯に車を止めれば見れるんです。あの道路は、四季南陽にとっても重要な道路になると思います。ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘の展望台のところにつきましては、新たに退避所等をつくるようになれば、下のほう、ブドウ畑といいますか、そういうところになっていまして、すごい展望台にしますと張り出し型のいわゆる橋みたいな形のやつになるということで、道路の反対側、先ほど御指摘のとおり、山側を削って、道路の幅員を増やしているところはあると思うんですけども、なかなかその区間にすごい展望台といいますか、車を何台も止められるようなところはちょっと難しいかなというところには感じておるところでございます。

なお、前後、まだ道路拡幅できる場所があればということで、検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長 11番川合 猛委員。

○川合 猛委員 絶対の景色ですから、ぜひ検討をお願いしてつくっていただきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

終わります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 165ページ、8款4項の都市計画費でございます。

実は、数年前まではビジネスホテル誘致計画というのがあったと思います。この予算書を見ましても、それに関する予算というのは全然ついておりません。どのようになっておるのか、

市長にお伺いしたいというように思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

ビジネスホテルの誘致につきましては、平成31年3月議会で条例のほうを提案させていただきまして、そして施行しているわけでございます。そして、令和4年3月議会でも条例のほうを改正させていただきまして、こちらのほうからの奨励金のほうの拡充を図った経過がございます。コロナ前に、あるビジネスホテル側のほうといろいろ誘致のほうの話合いを進めていく中で、そういった要望も聞きながら、令和4年の条例改正をした経過がございます。ですが、建築費の高騰とコロナの影響等もありまして、なかなか誘致までには至っていないというふうな状況でございますが、今現在もビジネスホテルの誘致には取り組んでございますので、引き続きほかのビジネスホテルのところも含めて、活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 条例でしっかりその対応はしている、こういうことでございますけれども、誘致する場所ですね、一番だというふうに思います。というのは、今度赤湯の農協、沖郷の農協が閉鎖になります。そういったところで、その誘致場所としてすばらしい、いい適地が出るんじゃないかというふうに思われます。早めにそういった土地を確保しておかないと、後の祭りになってしまうという懸念がありますので、今からその辺御検討していただいて、やっぱりこのコロナが終われば、5月から2類から5類に変わるということでございますので、観光客の方もどんどん増えてくるというふうに思います。手遅れにならないように、今からぜひ取り組んでいただきたいというように思いますので、要望ですけれども、よろしく願います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第9款消防費の171ページから178ページまでについて質疑ございませんか。
(発言する声なし)

○委員長 次に、第10款教育費の178ページから224ページまでについて質疑ございませんか。
8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 195ページ、3項中学校費の1目学校管理費の中の鳥獣害対策業務委託料25万2,000円というふうに計上されておりますが、具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

○委員長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答え申し上げます。
こちらの鳥獣害対策業務委託料につきましては、現在、赤湯中学校の武道場のほうでハトのふん害がございまして、そちらの対策事業ということになってございます。
以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 私は先頃、宮内でイノシシ被害があったということで、それなのかなというふうな思いでお聞きしたんですが、そういうことでないということ分かりました。ありがとうございました。分かりました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 222ページ、10款教育費の7項学校給食費に関してですが、このたび学校給食物価高騰対策事業ということで、負担金も予算されておりますが、県のほうで米粉の消費拡大ということをうたっておりますが、学校給食のほうで米粉の利用というのは今どの程度やっていたらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 鈴木管理課長。

○管理課長 ちょっと細かい数値については把握はしてございませんけれども、基本的に学校給食のパン、週1回出るパンについて、その中で米粉のほうを利用しているというふうに把握

はしてございます。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 県のほうで本当に消費拡大、まず小麦粉の値段がかなり上がってくるということで、これからも上がるということがもう予想されております。そういうことを考えて、物価高騰の補助金というか、それも予算化されていると思うんですが、県ではやっぱり米粉の消費拡大に一生懸命取り組んでいるということで、学校給食における米粉食品の提供を支援するというのをきちんとうたっております。こういうことを県のほうで取り組んでいच्छゃるとすれば、やっぱり消費の拡大ということで米粉を大いに利用すべきだなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 それでは、お答えいたします。

米粉の関係ですので、米の関連ということで私のほうからお話をさせていただきます。

今、委員のほうから御説明ありました県の補助ということで、農林課を通じまして、県学校給食地産地消推進事業費ということで学校のほうに支援をさせていただいております。内容につきましては、小学校が1食6.5円、中学校が1食7.5円ということで、米粉の利用について支援をさせていただきながら、米粉の利用拡大のほうの施策として打たせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 まあそのような状況で補助いただいておりますということなんですが、やはり今、パンだけ米粉のパンを使っているということなんですが、やっぱり県としてはいろいろな料理のレシピも提供しながら拡大を図っているということですので、小学校、中学校の給食にもっと米粉を利用すべきと思っております。そ

の辺、今後の考えはどうでしょうか。

○委員長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答え申し上げます。

学校給食につきましては、学校給食栄養摂取基準というものがございまして、その基準に基づいて献立というものを立てなければならないということになっておりますので、その中に米粉を重点的に組み込むことができるのかどうかということについては、献立を検討する中で、取り入れることができるかどうかについてもちょっと研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 県のほうでは、米粉の魅力として、いろいろな機能がある、食物繊維からビタミン類、抗酸化物質や血糖上昇を抑制するGABAなど、豊富で高い機能性を持つてるとかって、そういうこともやっぱり県民に訴えております。そういう観点から、ぜひいろいろなところで利用できる場所もあると思います。栄養価もやはり高いと思いますので、その辺のところをやっぱり管理課としては一生懸命勉強してというか、工夫して取り入れていただければ、やっぱり地産地消の意味でも非常に効果大だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 米粉の利用拡大については、小麦が高騰する中で大変重要なことだなというふうに思っております。ただ、先ほど管理課長から答弁いたしましたとおり、基準、米粉に含まれる栄養だけがどんどん増えても、ほかの栄養素が減るということになってしまいますので、基準を満たす中で最適なやり方を研究していただければと考えております。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 その辺のところは、しっか

りと栄養士さんとも相談していただいて、進めたいと思いますので、要望といたします。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　181ページですかね、教育総務費、教育振興に関わることで全般的にお伺いをしたいと思います。

まず、デジタル教育、デジタル教科書、いわゆるそういった形になっていくわけですが、その中でここ最近、ChatGPTというものができました。これは、御存じのとおり生成AIといいまして、この生成AIの衝撃ですね、まさしく私も衝撃を受けていますが、実際私も使ってみました。びっくりしました、正直。それが、今回教育の関係でお伺いしますけれども、当然企画立案の行政分野でも素晴らしい力を発揮するのかなと思ってまあびっくりしています。

それで、何を聞きたいかという、いわゆる子供たちは考える力というのが必要になってきます。その考える力を求めるために学校教育、家庭教育、社会教育があるわけですが、このChatGPTの活用が、例えば読書感想文、例えば「走れメロス」についてとか入れたら、ぱっと出てくるんですよ。その読書感想文、何々について読書感想文って言ったら、瞬時にして日本語で出てきます。そういうふうなものがある、それは活用の仕方としては大変素晴らしいと思いますし、いいんですけども、その学校教育の現場でどのようにしていくのか。

アメリカでは、ある州ではそれを使わないというふうに決めているようです。まだまだでき始めですので、これはまだ対策も取っていないとは思いますが、そういったこともあり得るなど。特に例えば家庭の中で、いろいろな宿題を出しました、夏休みの宿題を出しました。そういったときに、こういったものについてどうだというふうなことで、例えばカブトムシの

研究とかとって、それがざっと出てきますよ。そういったものを参考に取上げると、考える力がなくなってくる。その問題というのは結構喫緊の課題になるのではないかと、今質問させていただきました。

まず最初に、そのChatGPTについての現状把握、それからその教育現場におけるいい影響、悪い影響、それについてお伺いをしたいと思います。

○委員長　佐野学校教育課長。

○学校教育課長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ChatGPTに関しては、まだまだ研究も実践も進んでいないというような現状がございます。本市においても1人1台タブレットが導入されて、やっと軌道に乗ってきたというような状況でございます。

デジタル機器の活用につきましては、あくまでツールとしての活用ということで、個別最適化とよく言われますけれども、子供たちに合った学びを提供する、使うのは人であって、機械に動かされるというような感じにはならないような、主体的な学びとしての位置づけを考えているところでございます。

子供たちのよりよい学びのために有効な手段等であれば、それは積極的に活用していきたいというふうには考えますけれども、今後研究を進めてまいりたいというふうに考えています。

○委員長　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　今日のこの段階では、そのようなことだと思うんですね。やはりツールとしての活用は、これはいいでしょうと。私たちがいわゆるパソコンを使う、スマホを使う、そういったものは大変便利だから使いますが、ただ教育的にどうなのかなということを、原点に返った場合、やっぱりそこにたどり着くというふうに思いますので、ぜひそういった視点で、またいろいろな情報を入れながら研究をしてい

ただきたいなというふうに思います。

ちなみに、そのChatGPT、私、いろいろな検索をしてみました。例えば、低金利政策と国債大量発行はハイパーインフレは起こさないだろうかと質問したら、そうしたら10行くらいずらっと出ました。これにはびっくりしましたね。まあちょっと今披露しませんけれども、そのような確なことを言う反面、例えばローカルなことは分かりません。南陽市の駅前のうまい場所を教えてといっても分かりません。でも、何というんですかね、世界共通なことについては物すごく正しく出してくるというふうなことで、これはもうまいったなど。例えば、作詞の部分で言うと、星と海と恋人の詩をつくってと言ったら、ずらずらと瞬間的に出てきました。そして、続きはと言ったら、また出てきました。そのようなことで、これから例えばいろいろな意味で、これはいわゆる職業もそういったものも大変になってくるんじゃないかなんていうこともありますので、その辺も今、ちょっとすみません、時間いただきまして御披露させてもらいました。

いずれにせよ、そういうふうなことで革新的なものが今ありますので、ぜひそのようなことの利活用について、長所短所も含めてお互いに勉強していきたいもんだなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかには質疑ありませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 220ページ、6項保健体育費ということで、県縦断駅伝競走大会の負担金ということで5,000円あるわけですけれども、南陽・東置賜チーム、南陽、川西、高島ですけれども、いろいろ経費はかかるとは思いますけれども、この経費というのはどこに計上になっているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

この5,000円の会費というものは、負担金については、あくまでも大会運営、山形新聞が主催しておりますけれども、大会運営について支出しているものでございまして、別に駅伝の実行委員会のほうについては、私どものほうで市町村負担をお支払いしています。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 そうすると、どこの項目にあるのかちょっとそこを見つけれなかったもので、教えてもらいたいというふうに思います。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 すみません、ただいま資料をちょっと探したいと思いますので、後ほど御回答申し上げますが、予算化されております。申し訳ございません。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 私が聞きたいというのは、この予算というか、そういうことでなくて、東置賜チーム、県縦断駅伝では10連覇したわけですけれども、男子は駅伝チームが10連覇、あと女子も、まあ去年はあまり成績はよくなかったんですけれども、以前には優勝もしたことがございます。そして、また南陽市にはNDソフトに陸上部がありまして、全国の実業団駅伝の予選会に出場しております。

そういった中で、周りを見てみますと、川西にも400メートルのコースの陸上競技場があります。あと、高島には新しくできた高島中学校に400メートルのグラウンドがございまして。そういったことで、南陽市にはそういったすばらしいチームがありながら、400メートルのコースのグラウンドがないということで、非常に私も残念に思っております。

そこで、今後このグラウンドについてどのようにお考えなのか、市長のお考えをお聞きさせていただきたい。

○委員長 白岩市長。

○市長 単独でグラウンドを整備するというの

は、なかなか難しいかなというふうに思っています。現在のスポーツ協会、以前体育協会だった際に、グランドデザインの御提案もいただきましたが、その施設について、御提案のとおりを整備することは困難かなというふうに思っています。というのは、人口減少に伴って、行政改革というのは避けられないと。なので、できるだけいろいろな機能を併せ持った形で、必要な公共施設は今後整備していかねばいけません。その中で有力な考えとしては、やはり来年度設置というか、私から教育委員会に諮問申し上げました学校施設の今後の適正規模・適正配置の在り方なども参考にしながら、学校の整備の中でグラウンドについては考えていくのが最も現在は有力かなというふうに考えております。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 市長から、今後の学校の統合も含めた、そういった施設の整備も考えていくというお話でございました。ぜひ前向きに進めてもらいたいというふうに思います。

○委員長 休憩の時間になっていますけれども、今日の予算委員会の日程の都合により、3時半で今日は終了します。したがって、このまま継続して3時半まで質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

教育費についてほかにございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第11款災害復旧費から第14款予備費までの224ページから228ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他附属資料の229ページから244ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第6号 令和5年度南陽市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算

○委員長 次に、特別会計の予算の審査に入ります。

議第7号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第7号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出全般、その他附属資料254ページから288ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第7号 令和5年度南

陽市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算

○委員長 次に、議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第8号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料298ページから330ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第8号 令和5年度南陽市財産区特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算

○委員長 次に、議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算について審査を行います。当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第9号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料338ページから342ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第9号 令和5年度南陽市育英事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算

○委員長 次に、議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第10号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料352ページから383ページまでについて質疑ございませんか。

12番高橋 弘委員。

○**高橋 弘委員** 374ページ、基金積立金ですけれども、令和3年の運用益の積立金が1億3,398万698円あったわけですが、令和4年の決算は出ておりませんが、令和3年のこの運用益と比べて、令和4年、これよりも上がるのか下がるのか、その辺、見通し、お願いしたいと思います。

○**委員長** 尾形福祉課長。

○**福祉課長** それでは、お答えいたします。

まだ4年度のほうの決算が出ておりませんが、この場でちょっとはっきりと申し上げられる数字はございません。

○**委員長** 12番高橋 弘委員。

○**高橋 弘委員** おおよそでいいんですけれども、上がるか下がるかくらいは分かりませんか。

○**委員長** 尾形福祉課長。

○**福祉課長** それでは、お答えいたします。

基金の取り崩しをして補填しなければならないというような結果にはならないと思いますけれども、金額的にはちょっと決算前ということで分かりかねます。

○**委員長** ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第10号 令和5年度南陽市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○**委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

○**委員長** 次に、議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第11号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料392ページから399ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第11号 令和5年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

散 会

○委員長 先ほど申し上げましたとおり、3時半で本日の予算委員会は予定されておりましたので、ここで本日の分については終結いたします。

なお、残りにつきましては、予定のとおり、明日の10時から予算委員会を決行いたしますので、御参集のほどをお願いいたします。

以上で終わります。

御起立願います。

御苦労さまでした。

午後 3時30分 散 会

令和5年3月定例会  
3月15日（水曜日）

予算特別委員会

令和5年3月15日（水）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司 | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭 | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一 | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄 | 委員 | 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 |
| 10番 | 梅 川 信 治 | 委員 | 11番 | 川 合 猛     | 委員 |
| 12番 | 高 橋 弘   | 委員 | 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |
| 14番 | 高 橋 篤   | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明   | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                          |           |                        |
|---------|--------------------------|-----------|------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                      | 大 沼 豊 広   | 副 市 長                  |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                  | 嶋 貫 憲 仁   | みらい戦略課長                |
| 佐 野 毅   | 情 報 デ ジ タ ル<br>推 進 主 幹   | 高 橋 直 昭   | 財 政 課 長                |
| 矢 澤 文 明 | 税 務 課 長                  | 高 野 祐 次   | 総 合 防 災 課 長            |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                  | 尾 形 久 代   | 福 祉 課 長                |
| 大 沼 清 隆 | す こ や か 子 育 て<br>課 長     | 嶋 貫 幹 子   | ワ ク チ ン 接 種<br>対 策 主 幹 |
| 島 貫 正 行 | 農 林 課 長                  | 寒 河 江 英 明 | 農 村 森 林 整 備 主 幹        |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長              | 川 合 俊 一   | 建 設 課 長                |
| 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長              | 大 室 拓     | 会 計 管 理 者              |
| 長 濱 洋 美 | 教 育 長                    | 鈴 木 博 明   | 管 理 課 長                |
| 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長              | 山 口 広 昭   | 社 会 教 育 課 長            |
| 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 細 川 英 二   | 監 査 委 員 事 務 局 長        |
| 安 部 浩 二 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |           |                        |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 江 口 美 和 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |



本日の会議に付した事件

- 議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算  
議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算

~~~~~

開 議

- 委員長（殿岡和郎委員） 朝の御挨拶をいたします。
御起立願います。
おはようございます。
御着席願います。
14日、昨日に引き続き、これより予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は16名全員であります。

~~~~~

議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算

- 委員長 それでは、議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算について審査を行います  
当局の説明を求めます。佐藤和宏上下水道課長。  
〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕  
○上下水道課長 〔令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第12号について説明〕省略別冊参照。  
○委員長 これより質疑に入ります。  
収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料4ページから27ページまでについて質疑ございませんか。  
9番片平志朗委員。  
○片平志朗委員 13ページの区分の番号の8番

ですか、工事請負費1億6,800万円。説明として配水管布設、それから布設替え工事費ということで計上されていますけれども、水道法で言いますと、水道管の耐用年数ってほぼ40年、材質あるいは設置状況の土質等によって、それは前後するわけですが、大体その程度と云われていますけれども、本市で早急に布設替えしなきゃいけない石綿管ですか、石綿セメント管を含めてどのくらいの距離というかメーター数があるのかお聞きしたいと思います。

- 委員長 佐藤上下水道課長。  
○上下水道課長 お答えいたします。  
まず、石綿セメント管と言われるものは、現在、900メートルほどまだ残っている状況です。そのほかの更新が早急に必要だという判断はなかなか難しいんですけれども、耐震適合率というものがあまして、今の耐震化になっているものというのは、南陽市の場合は45%進んでおります。それ以外のものは、まだ耐震の適合にはなっていないということで、年間2キロぐらいずつなんですけど、更新工事を進めております。それについても整備計画の中で危険というか、期間が大分長くなったものから更新することで計画に沿って進めております。  
以上でございます。

- 委員長 9番片平志朗委員。  
○片平志朗委員 年次計画で布設替え等をやっているということでもありますけれども、石綿管については、一時、含有量が、アスベストが入っているわけで、極端には破損して細かいかすが出なければ、飲んでも構わないというような判断になっているようですけれども、その石綿管については、ほとんどかなり年数がたっていると思うんですよ。当然、石綿管ですから耐震性はないし、漏水の箇所にもなってしまうということで、これは早急に行わなきゃいけないわけですが、そういった漏水の調査に関しては、南陽市ではどのような方法で行っている

のかお尋ねしたいと思います。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

漏水調査につきましては、毎年地区を決めながら路面音聴といひまして、路面の音を聴きながら探すという方法です。

それから、宅内の給水施設の漏水などもありますので、宅内についても地区を区切って漏水調査、音聴調査とあとは現地を目で見ながらという調査を実施しているところです。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 本管については、従来の路面音聴調査、それから宅内については宅内のメーターにある漏水計ですか、ぐるぐる回るやつですよね。そういったところで目視するということですが、愛知県の豊田市では、これは参考ですが、衛星画像のAI解析によって、広範囲な漏水調査を短期間で、それから経費かからずやっているというような事例もあります。

今後、参考にしていただきたいということでありますけれども、その利点として、まずは調査期間の短縮ができる。例えば5年間の予定であった漏水調査業務がたった7か月でできたということですので、業務調査費の削減にもつながる。あと、今言った調査費の削減ですね、それから漏水発見箇所数の増加。これは令和2年度実績で69か所だったんですが、この衛星画像AI解析によって調査した結果、259か所の漏水箇所を発見できたということですので、この辺も検討しながら、今後、経費の削減、そして、スピーディーな布設替えの工事につなげていただきたいと思います。どうでしょうか。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 豊田市の今やっている調査というのを私、よく分からなかったもので、研究して、もし取り入れることが可能であれば検討し

ていきたいと思っています。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 もう1点でありますけれども、今年度の1月9日付の山新の新聞に、県が水道広域化プラン案を出しました。やっぱり県全体の人口が2017年、109万人から、これはちょっと先の話ですが、60年後の2077年には42万人まで減少する見込みだと。当然、給水量も減っていくわけですね。にもかかわらず、更新しなきゃいけないその整備費用というのは増えていくと。施設の更新費用だけでも811億円から3,218億円程度見込まれるということで、もちろんお金がかかれば供給単価にも響いてくるわけですね。ですから、45年には約1.5倍くらいから4倍近くまで跳ね上がるということでありまして、本市でも平成29年3月8日に南陽市水道事業経営戦略として、これは令和4年から令和23年度までの計画期間でありますけれども、令和4年3月7日に改定されているようです。

それを見ますと、今、県の言われたことが一目瞭然でありまして、平成9年の本市の年間の有収水量というのは、約367万立方メートルあります。これが令和2年においては305万立方メートルと、約17%減少しているということで、本市にとっても、今のところは赤字を出さなくて、当局の努力もありまして、安定的ではないですが、何とか持ちこたえているわけですが、この辺の見通しというのはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

3年度末での有収水量なんですけれども、84.2%というふうになっています。なるべく漏水なども調査をしながら、水を無駄にしないようにしていかなければいけないと思っています。それから、今ありました水道広域化推進プラ

ンなんですけれども、3月に策定したということで県から通知がありました。この20日の議員全員協議会で概要版の資料で説明しようと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 最後になりますけれども、基本的にはこの上水というのは、私たちの生活と、それから産業の基盤でありますので、今後、市民が安心して使えたりできるように、今からそういう先のことを見通して、体制を取って、さっきの布設替え工事の点につきましても、同じように体制を取っていただきたいということを要望します。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第12号 令和5年度南陽市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算

○委員長 次に、議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算について審査を行います
当局の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

[上下水道課長 佐藤和宏 登壇]

○上下水道課長 [令和5年3月定例会 予算に関する説明書により 議第13号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料34ページから63ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 質問させていただきます。

いわゆる排水区域の見直し拡充といたしますか、それについてです。

給水件数は1万1,262件、下水道の排水は7,459件、その差は3,800件ほどあるわけですが、当然、全て上水道と下水道が網羅するというようなことにはならないというふうに思っていますけれども、いわゆる希望するところになかなか行けない、下水道が排水管の本管が来ない、できないというふうなことが現実的にあるわけです。

そういった中で、その場合は計画の見直し、区域の計画の見直しというんですか、拡充が必要だというふうに思いますけれども、それについての何かいわゆる日程、スケジュール、計画、そういったものがどういうふうにあるのかお伺いをしたいと思います。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

下水道の事業認可区域というものがありまして、それはおおむね都市計画区域の用途地域内ということで設定されております。ですから、用途地域を外れた部分で取れないかというような話になりますと、大きな開発でもあれば費用対効果を考えて接続するということはあり得るんですけれども、1軒、2軒で100メートル、200メートルという管を新たに入れるということは非常に難しいと考えております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと別な角度を変えて質問させていただきますが、そもそも公共下水道の目的というのはどういうふうになっていますか。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

公共下水道の目的というのは衛生のためということが一番になると思います。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 その目的の手段として都市計画の用途地域というようなことは、それは分かりますけれども、その見直しについて、してもらわないと、やっぱり自分で例えば100万円、200万円を入れてやっていくということは、これはやっぱり難しいなというふうに思います。これについては具体的な話としては、御相談にもお伺いしたわけですが、櫛塚地区で大きな病院がありますけれども、その南側になりますが、そこが用途地域から外れていると。ただ、当然、住んでいらっしゃるわけですね。そういうふうなところで、本当にちょっとのところなんですけれども、そういったことをやっぱり解消する、それはやっぱり公共下水道の目的達成の衛生面の管理というようなことも含めて、やはり私は必要だなというふうに思いますので、ただ、その具体的に用途地域の変更が必要だということであれば、その都市計画のいわゆる土地の利用のことになりますので、また別の問題になるというふうに言われますけれども、その辺については行政のほうで上下水道課だけでないわけですので、その辺、行政のほうで例えば副市長かな、どのように考えていただけるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えします。

そもそも論で恐縮です。法律的には先ほど申し上げたとおり用途区域内しかありませんので、それ以外については、例えば大橋の農集排みみたいなイメージで、何軒かまとまって汚水処理をするということは可能だと思うんですけども、公共下水道でいくかと言われたら、恐らくいけないだろうというふうに思います。

これはそもそも国とか県の補助金も含めて、そういうフレームになっていますので、そもそも無理な話だと思います。

あともう一つは、客観的に言って今現在、公共下水道の区域内でも合併浄化槽というか、浄化槽にしていられる方がいるんですよ。つまり利用していない、処理区域の中であっても利用していないという方がまだいらっしゃいます。そういう人をまず潰してという言い方が悪いんですけども、そういう人を公共下水道に入れてもらって、余力が出れば良いと思うんですけども、そういうふうな客観的に言えばいわゆる合併浄化槽でするところ、合併浄化槽でしない、例えばくみ取りでするところ、いろいろ市内の中でもありますので、どれがいいかっていうふうな恐らく選択になると思うんです。

あくまでも公共下水道の区域の中は、下水道を使っていただくという基本原則でうちのほうはしますし、これから人口減少の中でコンパクトシティということで立地適正化計画の中で、いわゆる都市施設そのもののやっぱり老朽化という問題が出てくるので、全てこれは道路も水道も公共下水道も、全てそうなると思うんですけども、そういった中長期的な考えに基づいて計画をしないと、なかなか難しいのではないかと思います。

つまり、下水道で迎えるに行くという選択肢もありますけれども、結果的に見れば、単独の合併浄化槽のほう結局いいんじゃないのという議論というのも必ず出てきますので、そこは適宜に議論しながらプランニングするという形に

なると思います。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 その原則論は重々分かっております。用途地域についての変更、いわゆるスマートシティのこともありますが、用途地域の変更をやっぱりしないと、それは難しいんだろうなと、この問題に関してはね、そういうふうにあります。

ただ、下水道を入れてもらいたいなというふうな人をやっぱり大事にする必要があると思うんですよ。その下水道のエリア内の中でしていない、合併浄化槽を選んでいる人もおります。ただ、そういうふうな人を下水道に導くというふうなことも大事だとは思いますが、下水道を入れたいというふうな人についての用途変更というか、全く用途地域から離れているというふうなところではないわけですので、ぜひそういったことの変更というふうな形で持っていくというふうなことにならないのかというふうなことです。

具体的なことで、これからまだ相談したいと思っておりますので、全く門外漢でシャットアウトというようなことじゃなくて、ぜひそういったことで話を聞いてもらいたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

個別のケースなので、個別のケースについては、先ほど申し上げたとおり御相談に応じますけれども、基本的にはやはり用途区域の中の下水道区域内でないとやらないという。

やっぱり正直申し上げて、公共下水道の補助の考え方が、いわゆる昔で言うと建設省の都市局サイドでこの計画というのはやっていたんですけども、都市型になっています。つまり一つの下水管を整備したときに、何軒かが入るという前提でプランニングがあるので、そこ

に迎えに行くときにすごい距離を行かなければならないと、いわゆるコストパフォーマンスが非常に悪いということがあるので、まずはその公共下水道の区域内のとにかく率を上げていくというのが、やっぱり基本だと私は思います。

例えば、沖郷の小学校は実は区域外です、あそこ。都市計画の用途区域外ですので、だから、学校ですら実はそういうふうになっています、現実。それは国道113の赤湯バイパスが大体用途区域のところの脇をずっと行っているというふうなイメージで皆さん捉えていただければいいと思うんですけども、あくまでもその用途区域の中を公共下水道で救うという目的のために、そのプランニングしているというふうな基本がありますので、あとは先ほどあったように、ちょっと汚水管を延長すればそこは救えるんじゃないかとか、そういう個別の話はこれから先ほど課長が申し上げたとおり、大規模な住宅開発とかいろいろあれば、それは御相談に応じますので、ただ、基本はあくまでも用途区域内であるということの原則だけは、これは変わりませんので、あと、もちろんこれは用途区域を見直せばいいじゃないかというようなその議論もありますので、用途区域についてはそれは見直ししますし、永遠にそのところ区域は一定なのかと言われれば、それは情勢に応じて用途区域も見直ししますし、都市計画区域も見直しする必要があると思いますので、やっぱり何かの例えば先ほど言った大規模な住宅開発とか何とかという契機があると非常にやりやすいんですけども、単独で1軒、2軒が出たので救ってくださいと言われても、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 最後に副市長が言われた部分ですね、いわゆる状況が変わった場合については、それは変更についても検討するというふう

なことだと思imasuので、状況が変わるといふうなことも含めて、個別のケース等も含めて相談していきたく思imasuので、よろしくお願ひしたいと思imasu。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第13号 令和5年度南陽市下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました予算の審査は終了いたしました。

2日間にわたり慎重な審査を賜り、誠にありがとうございました。

委員各位の御協力に対し深く感謝申し上げます。

なお、この際、当局にお願い申し上げます。

本委員会において、各会計とも原案のとおり可決すべきものと決したところではありますが、これまでの審査の過程で、貴重な御意見も数多くありました。市長をはじめ当局におかれましては、行政の執行に当たり、本委員会における議論や意見を十分酌み取られ、適切に対処されますことを強く望むものであります。

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

皆様、御起立願ひます。

御苦勞さまでした。

午前10時38分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

閉 会

議 案 等

(令 和 5 年 3 月 定 例 会)